

法科大学院認証評価

自己評価書

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

平成24年6月

上智大学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	12
	第3章 教育方法	37
	第4章 成績評価及び修了認定	60
	第5章 教育内容等の改善措置	84
	第6章 入学者選抜等	95
	第7章 学生の支援体制	116
	第8章 教員組織	141
	第9章 管理運営等	158
	第10章 施設、設備及び図書館等	171
	第11章 自己点検及び評価等	180

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

(2) 所在地

東京都千代田区

(3) 学生数及び教員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）

学生数：226 人

教員数：22 人（うち実務家教員 7 人）

上智大学は、1913 年キリスト教ヒューマニズムを建学の精神として、専門学校令により設立された。さらに、1928 年、大学令による大学として整備され、戦後の学制改革を経て成長発展を遂げてきた。1966 年大学院法学研究科修士課程を、1968 年同博士課程を増設して、法学の教育・研究体制を充実・強化した。1976 年には、大学院学則を改正し、それらは、大学院法学研究科博士前期課程、同博士後期課程に変更された。これらを基盤として、2004 年大学院法学研究科に、新たに専門職学位課程として法曹養成専攻を増設して、法科大学院としての教育・研究体制を整えるに至ったものである（以下、同専攻を「上智大学法科大学院」或いは「本法科大学院」という）。なお、2008 年 3 月の大学評価・学位授与機構による評価においては、「平成 19 年度実施法科大学院認証評価報告書」により、本法科大学院は同機構が定める法科大学院評価基準に適合しているとの評価結果を受けている

(<http://www.sophialaw.jp/about/pdf/houkokusyo.pdf>)。

2 特徴

本法科大学院の特徴は、以下の 4 点である。

第 1 に、上智大学は、キリスト教的ヒューマニズムに基づく人間形成を建学の精神としているが、このような上智大学の基調にある理念は、本法科大学院の特徴となっている。

他者のために、他者と共に生きる人間への成長を目指し、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに深く共感しうる豊かな人間性を涵養する教育は、将来法曹となって社会に貢献しようと思っっている者に対しては、とりわけ重要なことである。本法科大学院は、真に社会正義を目指し、法曹としての崇高な目標のために努力を惜しまない法律専門家を養成する教育を行うものである。

第 2 に、本法科大学院は、学生入学定員が標準コース（3 年制コース）40 名、短縮コース（2 年制コース）50 名となっており（2011 年度より）、1 学年 90 名という中規模校である特徴を有する。

このように中規模校であるがゆえに、学生のニーズをふまえて数多くの授業科目を提供することができ、学生たちにとっては、多種多様な授業の受講が可能となる。また、程良い人数の学生が集い、学生同士が互いに議論し合い、切磋琢磨することで、学力向上が期待できる。他方で、大規模校ではないため、教員と学生との距離が近く、一人ひとりの学生に対して教員・先輩等がきめ細かい指導を行う体制を構築することができる。

第 3 に、本法科大学院は、四ツ谷駅前というきわめて交通至便の場所に設置されているのが特徴である。

このような好立地を生かし、数多くの優秀な実務家教員（非常勤も含む）に出講していただくことが可能となっており、実務科目の充実とともに、理論と実務の架橋を意識した研究者教員と実務家教員の協働活動を有効に行うことができる。

第 4 に、本法科大学院は、上智大学法学部に存置されている国際関係法学科および地球環境法学科において培ってきた教育実績・研究業績等を生かして、国際、環境を特徴に据えた法曹養成を行うことを特徴としている。

もともと、上智大学は、国際性豊かな教育を理念としていたが、上智大学法学部に、1980 年にわが国ではじめて国際関係法学科が設置された。また、同学部では、1997 年にわが国ではじめて地球環境法学科が設置されており、2005 年には独立大学院として地球環境学研究所（地球環境大学院）が開設されている。

このような実績をもとに、本法科大学院では、法曹養成においても、国際関係法、環境法に特化して、カリキュラム等の充実を図っているのが特徴である。日本を代表する渉外法律事務所と協力して、「国際仲裁・ADR」等の特徴ある科目を展開し、将来国際的に活躍できる人材の育成を目指している。また、環境法関連科目はきわめて豊富に提供されており、その充実度は、日本随一といえることができる。

Ⅱ 目的

上智大学法科大学院は、司法が 21 世紀のわが国社会において期待される役割を十全に果たすために、幅広い専門的知識と応用能力を備えているほか、豊かな人間性と高い倫理性を持つ法曹を養成することを目的とする。同時に、これに加えて国際関係法と環境法に特化した勉強を目指す者に対しては、それにふさわしい教育を行う。

上記の教育上の理念・目的に照らして、具体的には次のような法曹の養成を目指す。

(1) 基本的領域について、深い知識と応用能力を有し、人格的にも優れた法曹。

上智大学はキリスト教的ヒューマニズムに基づく人間形成を建学の精神としているため、法律専門家として、他者を十分理解し、他者のために尽力することを惜しまない人間性ある法曹を養成することを目指している。法科大学院においては、概して実務的な法技術を身につけさせる教育が中心となるが、本学においては、その中にも様々なかたちで学生一人ひとりの人格と個性を尊重し、その与えられた天分を最高度に伸ばすことのできる人間教育を行うこととしている。また、学生一人ひとりに、社会に生起する様々な問題に対して広い関心と興味を持たせ、人間や社会のあり方に関する思索を深めることができるような教育を目指している。

現代社会においては、新たに生起する法的紛争や問題に対して、単に知識を当てはめ解決するのではなく、未知の事象に対処することができる能力を養うことが必要とされている。これは上智大学の教育理念と一致するところであるが、昨年 3 月 11 日の東日本大震災後の社会・経済状況をみるならば、広い視野と想像力を持った法曹を養成することの必要性はきわめて大きいというべきであろう。

(2) 国際関係法と呼ばれる先端的分野について、特に深い知識と応用能力を有する法曹。国際機関職員や渉外弁護士など将来国際的に活躍できる人材。

本法科大学院では、グローバルな法的視点・国際性を身につけさせる教育を目的の一つとしている。

これからの社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければならない。本法科大学院における教育は、このような社会において、これを支え推進する国際的な関心をもった法曹を育てることも狙いとしている。

(3) 環境法と呼ばれる先端的分野について、特に深い知識と応用能力を有する法曹。21 世紀に必要とされる環境法を駆使できる人材。

本法科大学院では、近年、国内のみならず地球的規模で重要視されている環境問題の法的解決を考える教育を目的の 1 つに据えている。地球的規模で拡大する環境問題を解決するために、法的視点を有する人材は不可欠である。本法科大学院においては、環境問題に強い法曹を養成するために、環境法実務演習や自然保護法、環境法政策など、数多くの環境法科目を展開しており、環境法関連科目の充実度は、日本随一であると自負している。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、今日の困難な時代に、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成することを目指して教育を行っている。本法科大学院の教育理念は、以下のように明確に設定されている。

第1に、キリスト教的ヒューマニズムに基づく人間形成により、真に社会に貢献できる法曹を養成する。

本法科大学院においては、学生一人ひとりの人格と個性を尊重し、その与えられた天分を最高度に伸ばすことのできる人間教育を行うとともに、社会に生起する様々な問題に対して広い関心と興味を持たせ、人間や社会のあり方に関する思索を深める教育を実施している。とりわけ1学年定員90～100名という中規模校の利点を生かして、学生相互の意見交換による切磋琢磨とともに、教員と学生との距離を近いものとし、個々の学生が教員と親しく、かつ緊張感を持って接することを通じて、教育理念の実現を図っている。

また、本法科大学院においては、新たに生起する法的紛争や問題に対して、単に知識を当てはめ解決するのではなく、未知の事象に対処することができる能力を養うことを目指している。このため、実務家教員と研究者教員が協働して行われる、少人数での演習方式や、模擬裁判・ロールプレイ型ワークショップ・実際の法律相談・エクスターンシップへの参加など多様な授業展開によって、柔軟な法的思考能力を養う教育を実施している。

第2に、グローバルな視点を持ち、国際的に開かれた自由な共生社会で活躍できるような国際性のある法曹を養う。

多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができるような国際社会を目指し、これを支え推進するグローバルな法的視点をもった法曹を養成することも狙いとしている。

第3に、国内のみならず地球的規模で拡大する環境問題を法的に解決するための能力を養う。

環境法科目を充実させ、環境法政策の形成及び実施に求められる多角的なアプローチの手法について討究することにより、ますます必要性が高まる環境法を駆使できる法曹

の育成も狙いとしている。

上記のように、本法科大学院の教育の理念及び目標は、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合しており、教育の理念及び目標が「適切に設定」されているということが出来る(解釈指針1-1-1-1)。

また、本法科大学院は、上記で記載したように、明確な教育理念・目標を持っているが、これらの理念、目標は、本法科大学院のホームページ等において明示して、学内外に発信している。さらに、入試説明会・相談会、入学予定者説明会、入学時ガイダンス、在学生ガイダンス等の機会に、教育理念の説明・履修指導等を行い、その周知徹底を図っている(別添資料1-1 2013年度法科大学院案内、別添資料1-2 2012年度法科大学院履修要綱、別添資料1-3 法科大学院ホームページ(抜粋))。

以上のように、本法科大学院の教育理念及び目標は、学内外に明確に示されているということが出来る(解釈指針1-1-1-2)。

基準 1 - 1 - 2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院では、上記の教育理念・目標を達成するため、具体的に教育内容を設定し、適切な教育方法を採用し、一定の成果を得ている。

① 教育内容 (第2章に係る記述参照)

本法科大学院では、法曹に共通して基本的に必要とされる知識を修得させるために「法律基本科目」を、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的分析・議論能力、法曹としての責任感・倫理観、法曹実務に必要な能力を涵養するために「法律実務基礎科目」を、法曹としての幅広い基礎的・法学的知見を修得させるために「基礎法学・隣接科目」を、先端的な法的問題についての専門性を修得させるために「展開・先端科目」を設定するとともに、学年進行に応じた教育目標を定めて教育を行うこととしている。

履修モデルとしては、毎年度の履修要綱に、学生が将来目指している法曹のタイプに応じた代表的な「モデル履修案」を示して、履修指導を行っている(別添資料1-2 2012年度法科大学院履修要綱 45頁～48頁)。

② 教育方法 (第3章に係る記述参照)

本法科大学院では、上記の各科目に共通して、プロセスを重視し、教員・学生相互の双方向・多方向的な授業などもっとも適切と考えられる教育方法を実施するとともに、IT技術を駆使した学修支援体制をとっている。また、特に理論教育と実務教育とを架橋するために、研究者教員と実務家教員との協働教育体制をとることとし、共同担当方式や分担開講方式で実施する授業を多く取り入れている。さらに、講義形式の授業だけでなく、少人数での演習方式、模擬裁判、ロールプレイ型ワークショップ、実際の法律相談・エクスターンシップへの参加など、多様な授業形態をとり、本法科大学院の教育理念を達成するために工夫している。

③ 教育の結果の確認—成績評価、進級・修了認定 (第4章に係る記述参照)

本法科大学院では、成績評価は、プロセスを重視する教育であることに鑑み、授業でのやり取り等の平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を設定し、これをあらかじめ明示して客観的かつ厳格な評価を行うこととしている。これらの評価にあたっては、成績評価基準(A～F)を設定し、その基準内容や成績分布について学生に公表している。また、進級制や前提科目制を採用することにより、段階的な学修が確実にされるための仕組みを構築している。進級・修了認定は、上記の成績評価を前提として、修得単位数・GPAの基準に基づき、厳格に行われている。

2012年度から全授業科目について到達度目標を設定し、学生に明示することとしたため(別添資料1-4 到達度目標シラバス(抜粋))、今後、到達度に照らしての厳格な

成績評価が一層明確化されることを目指している。

2011年度の成績分布データは、各学期終了後に、学生にも公表している（別添資料4-1 2011年度成績統計）。

（解釈指針1-1-2-1に係る状況）

（1） 学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。）

本法科大学院における学生の在籍・進級・修了状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。）は、資料1-1-2-1のとおりである。進級・修了要件としてGPA基準を導入したのは、2010年度入学者以降であるため、今後、在籍・進級・修了状況について若干変化していく可能性はあるが、いずれも、厳格な進級・修了要件によって、所定の課程に基づいて教育目的を達成していることを認定した結果があらわれている。

全体の傾向として、未修者について、原級留置者・退学者の人数が多い状況が認められる。2010年度から「法学入門」という科目（2012年度からは「法学実務基礎」に変更）を新設し、未修1年次生に対して少人数クラスでの学習強化を図っているところである。

資料1-1-2-1 在籍及び進級・修了の状況

2007年度入学者の2011年度末までの在籍及び進級・修了の状況

標準コース（入学者52名）

	進級者／修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2007年度末	46／0	6	52	0	52
2008年度末	45／0	7	52	0	52
2009年度末	3／38	9	50	2	52
2010年度末	4／2	5	11	1	12
2011年度末	1／2	2	5	4	9

短縮コース（入学者50名）

	進級者／修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2007年度末	47／0	0	47	3	50
2008年度末	0／45	2	47	0	47
2009年度末	0／0	1	1	1	2
2010年度末	0／0	1	1	0	1
2011年度末	0／0	0	0	1	1

2008年度入学者の2011年度末までの在籍及び進級・修了の状況

標準コース（入学者56名）

	進級者／修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2008年度末	50／0	4	54	2	56
2009年度末	50／0	2	52	2	54
2010年度末	5／43	4	52	0	52
2011年度末	0／6	2	8	1	9

短縮コース（入学者 61名）

	進級者／修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2008年度末	60／0	1	61	0	61
2009年度末	0／58	2	60	1	61
2010年度末	0	0	0	2	2
2011年度末	-	-	-	-	-

2009年度入学者の2011年度末までの在籍及び進級・修了の状況

標準コース（入学者 50名）

	進級者／修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2009年度末	45／0	5	50	0	50
2010年度末	36／0	11	47	3	50
2011年度末	7/34	4	45	2	47

短縮コース（入学者 59名）

	進級者／修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2009年度末	58／0	0	58	1	59
2010年度末	0／55	3	58	0	58
2011年度末	0／3	0	3	0	0

2010年度入学者の2011年度末までの在籍及び進級・修了の状況

標準コース（入学者 45名）

	進級者／修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2010年度末	36／0	5	41	4	45
2011年度末	34／0	6	40	1	41

短縮コース（入学者 50名）

	進級者／修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2010年度末	48／0	2	50	0	50
2011年度末	1／46	1	48	2	50

2011年度入学者の2011年度末までの在籍及び進級・修了の状況

標準コース（入学者 37名）

	進級者／修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2011年度末	30／0	6	36	1	37

短縮コース（入学者 56名）

	進級者／修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2011年度末	54／0	1	55	1	56

（出典：法科大学院資料）

(2) 修了者の司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況

本大学法科大学院修了者の新司法試験の結果は、資料1-1-2-2のとおりである(毎年度、新司法試験結果については、法科大学院ホームページ上で公表している)。年によって変動はあるが、本法科大学院修了生者の新司法試験の合格者数は、概して、毎年30～50名程度である。2011年度司法試験までの累計で、本法科大学院から221名(旧司法試験合格者2名含む)の司法試験合格者を輩出しており、法曹養成機関としての一定の役割を果たしているといえる。

新司法試験合格者の本大学法科大学院在学中の学内成績(GPA)を調査した結果、成績優秀者が多く合格をしているというように、成績と合格との間にきわめて明確な相関関係がみられた。在学生に対しては、新司法試験合格者の在学時学内成績との相関関係表(匿名化処理したもの)を自習室内に掲示して、情報提供を行っている。法科大学院での授業が、新司法試験合格のためにも重要であるとの認識は、教員・学生間で広く共有されている。

法曹となった修了者は、弁護士として活躍している者が多く、渉外法律事務所のほか、多様な法律事務所で業務を行っている。中には、司法過疎地で1人弁護士として活躍したり、環境法に重点を置く法律事務所で主に環境事件を手がける弁護士も出ている。また、これまでに、裁判官5名、検察官7名というように、一定の任官者も輩出している。特に、検察官7名という数字は、本法科大学院の規模の法科大学院としては多い方ではないかと思われる。

本法科大学院は、前述したように、国際・環境という特徴のほか、豊かな人間性をもって真に社会に貢献する法曹を養成する理念をもって教育に取り組んでいる。上記のように、国際・環境に限らず、広い分野で活動する221名もの法曹(法曹資格者を含む)を輩出しており、本法科大学院の理念・目標は一定程度達成されているとみることができよう。

今後は、さらに多くの司法試験合格者を出すことができるよう、教職員、修了生OB・OGが一体となって努力していく所存である。

資料1-1-2-2 司法試験合格状況(2011年10月現在)

	コース	受験者	合格者	合格率
平成18年度 (2006年度)	短縮	51	17	33%
	標準	—	—	—
	小計	51	17	33%
平成19年度 (2007年度)	短縮	69	31	45%
	標準	25	9	36%
	小計	94	40	43%
平成20年度 (2008年度)	短縮	79	39	49%
	標準	41	11	27%
	小計	120	50	42%

平成 21 年度 (2009 年度)	短縮	83	26	31%
	標準	61	14	23%
	小計	144	40	28%
平成 22 年度 (2010 年度)	短縮	88	26	30%
	標準	80	7	9%
	小計	168	33	20%
平成 23 年度 (2011 年度)	短縮	102	23	23%
	標準	91	16	18%
	小計	193	39	20%

(出典 法科大学院資料)

各年度修了生の累積合格者数、合格率 (2011年10月現在)

	コース	修了者数	累積合格者数	合格率
平成 18 年 3 月修了 (17 年度修了)	短縮	52	33	63%
	標準	—	—	—
	小計	52	33	63%
平成 19 年 3 月修了 (18 年度修了)	短縮	44	32	73%
	標準	34	14	41%
	小計	78	46	59%
平成 20 年 3 月修了 (19 年度修了)	短縮	55	37	67%
	標準	47	10	21%
	小計	102	47	46%
平成 21 年 3 月修了 (20 年度修了)	短縮	48	21	44%
	標準	45	14	31%
	小計	93	35	38%
平成 22 年 3 月修了 (21 年度修了)	短縮	41	28	68%
	標準	58	11	19%
	小計	99	39	39%
平成 23 年 3 月修了 (22 年度修了)	短縮	55	28	51%
	標準	47	11	23%
	小計	102	39	38%

(出典 法科大学院資料)

(3) 企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況

学生の修了後の進路については、法科大学院として情報収集に努めている。2010年度から本法科大学院独自の取組みとして、L-Box(Sophia Law Box)というWebサイトを構築して、修了者全員にIDを付与して、就職情報や法科大学院からの各種情報を発信するサイトを作り、修了者とのつながりを深める施策を行っているため、今後、進路把握がさらに進むことを期待している。

本法科大学院の修了者の中には、司法試験を受験して法曹になる者のほか、民間企業、官公庁などへの就職など法曹以外の進路をとる修了者も一定程度みられる。現段階での修了者の調査結果・進路別人数表は資料1-1-2-3 修了生進路状況の通りとなっている(法科大学院ホームページ上で公表している)。

下記表のとおり、司法試験に合格している法曹資格者の中でも、民間企業に就職し法務室等に配属された者も一定数出ている。また、司法試験に合格していない修了者も、民間企業の法務室その他の部門で、法科大学院で培った法律専門知識を生かして活躍している。修了者の中には、公務員になる者も、すでに10名程度出しており、衆議院法制局や東京都の専門職などで法律専門職として活躍している。そのほか、ゆうちょ銀行、独立行政法人など多様な就職先で活躍している。

本法科大学院は、法曹養成の目的を持つものであり、より良質な法曹を養成することを目指すのは当然であるが、他方で、司法試験に合格しない修了者についても、就職等について一定の支援をして、法科大学院教育の成果を広く社会に還元すべきではないかと考えている。本法科大学院修了者は法曹としての十分な資質を有していると考えているので、その専門的法律知識を生かし、企業・公務部署等で活躍する場が得られるよう、今後も努力していきたい。

資料1-1-2-3 修了生進路状況

修了年度	司法試験合格者								左記以外の者					修了者数計
	検察官	裁判官	法律事務所	企業	公務員	司法修習	その他	小計	企業	公務員	市谷研修室	その他	小計	
2005	2	1	26	1	0	0	4	34 (旧試含)	3	2	0	13	18	52
2006	1	1	37	4	0	0	3	46	3	2	0	27	32	78
2007	1	0	37	3	0	1	6	48 (旧試含)	5	0	5	44	54	102
2008	1	2	22	2	1	2	5	35	4	3	4	47	58	93
2009	2	1	14	3	0	15	4	39	1	2	19	38	60	99
2010	-	-	-	0	0	17	2	19	4	0	26	53	83	102

*「その他」には 自営業、博士課程進学、研究員、法律事務所事務員、行政書士、司法試験受験準備中、就職活動中、不明を含む

(出典 法科大学院資料)

2 特長及び課題等

本大学法科大学院では、教育理念及び、養成する法曹像について明確なものを持ち、その養成に適合した教育を実施している。1学年定員90～100名という中規模校の利点を生かし、学生相互の意見交換とともに、学生と教員との距離を近くし、法曹にふさわしい人間教育を行うとともに、少人数での演習方式、模擬裁判、ロールプレイ型ワークショップ、実際の法律相談・エクスターンシップへの参加など、実務家教員との協働による多様な授業形態を展開することによって、柔軟な法的思考能力を養う教育を実現しているのが特長である。また、国際、環境という分野に秀でた法曹を養成するという目的を明確に設定して学生を募集するとともに、それを教育内容に反映し、学生の要望に応えていることも特長である。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院の教育課程は、「2012年度法科大学院履修要綱」(別添資料1-2 2012年度法科大学院履修要綱)に記載したカリキュラムのとおりである。以下、その考え方と特色について述べる。

1 概要

本法科大学院の学生定員は、標準コース(3年制コース)40名、短縮コース(2年制コース)50名である。1年次は、標準コース生のみから構成され、2年次で、次年度に入学する短縮コース生と合流する。短縮コースの1年次科目免除の認定は、基準4-3-1に係る状況で詳述するとおり、試験科目は公法(憲法・行政法)、民事法(民法・民事訴訟法・商法)、刑事法(刑法・刑事訴訟法)の3科目であるが、実質的には7科目について行われる入学試験による。これに対応して、標準コース生は、1年目に、上記7科目及び法学基礎的科目を中心に履修することとし、1年を経た段階で、これらの科目については、短縮コース生にほぼ匹敵する知識・能力を修得することを目指している。

本法科大学院の基礎となる学部としては、上智大学法学部がある。上智大学法学部は、法律学科、国際関係法学科、地球環境法学科の3学科からなる(一学年定員は、法律学科160名、国際関係法学科100名、地球環境法学科70名)。国際関係法学科と地球環境法学科は、いずれも、国際関係法、環境法領域に多様な科目を展開しており、特色あるカリキュラムとなっている。法体系を学ぶ前提として、法律基本科目を学ぶことは当然であるため、学部生は、法律学科以外であっても、法律基本科目を修得しながら特色ある科目の履修を行うのが大勢であって、その結果、法律基本科目については、3学科にそれほどの相違は存していない。

このような学部における国際関係法、環境法についての先進的・積極的取組みの実績をふまえ、本法科大学院では、開設以来環境、国際を特色に据え、キリスト教ヒューマニズムに根ざした真の正義を追求する法曹を養成するための教育内容を整備している。しかし、本法科大学院が、上智大学のみならず広く他大学の学生を受け入れていることは、入試結果からも明らかである。他大学出身の学生で、本法科大学院の特色である環境、国際関係法の基礎が十分備わっていない学生のために、環境法基礎、国際法基礎の科目を設け、先端的な環境、国際関係の各科目を履修する前の基礎を涵養することとしており、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学習指導を行っている(解釈指針2-1-1-1、解釈指針2-1-1-2)。

2 理論と実務の架橋を意識した段階的教育

1年次は、標準コースの学生のみを対象として教育する。1年次は、法律基本科目9科目を必修として課し、真摯な勉学による十分な知識の修得と、法的素養の育成を図る。法律基本科目として、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の7領域を確実に修得させることを目指すが、同時に、比較法、法哲学などの基礎法学や法と経済学のような隣接科目を履修させることによって、幅広い視野を持ちつつ、法律科目を勉強することを可能にするよう配慮している。また、入学時に、法情報調査を受講させ、法科大学院における法律の勉強に的確な筋道を与えるとともに、ガイダンスの際、実務家の話を聞く機会でもある法学入門的な講座を設け、高いモチベーションを持って、勉学を開始できるような環境を整えている。

2年次では、標準コースからの学生と、短縮コースで入学した学生とが合流する。ここでも、法律基本科目が主軸となるが、基本的知識が修得されていることを前提に、実務を意識したケース中心のソクラティック・メソッドによる授業が中心となり、学生の問題解決能力を育成し、より高いレベルに到達することを目指す。短縮コースで入学した学生に対しても、広い視野での法的素養を育てる観点から、基礎法学・隣接科目の履修を求めている。また、前述の環境法基礎、国際法基礎は、標準コースの1年次及び2年次での履修、短縮コースの2年次(実質1年目)での履修が想定されている。

法律実務基礎科目としては、訴訟実務基礎(民事)を開設当時の3年次春学期開講から、2年次秋学期開講に変更し、実体法の各規定の基本構造をより深く理解することができるよう配慮している。また、法曹倫理を2年次春学期に必修として配置し、早い段階で全員に、法曹実務に触れさせ、法曹としての倫理の重要性を認識させ、身につけさせることとしている。2年次の夏期休暇中にエクスターンシップとして法律事務所に派遣される学生(2011年度実績39名)もいるため、その準備の必要上も、法曹倫理の授業を受けておくことは必須であるが、それ以外の学生にとっても、本格的な実務科目が多数配当されている3年次に向けて、事前に法曹倫理を履修しておくことは有意義であり、学生たちの実務への関心を喚起し、理論教育においてもよりインセンティブの高い取組みを可能にするものである。

また、2年次に特有の必修の実務演習科目として、少人数のゼミ形式のクラスを置き、全員が必ずいずれかのクラスに所属することとしている。実務演習科目は、「公共法務演習」「企業法務演習」「環境法実務演習」「金融法実務演習」「生活法実務演習」の5科目からなり、実務家教員と研究者教員が同時担当する(金融法実務演習については若干の回は実務家教員が中心となる場合もある)。ここでは、実務的素材を用いて、学生たちが自主的な研究を行い自ら発表する形式で授業が進められる。学生相互あるいは、教員との間で、濃密な議論を戦わすことが可能となると同時に、学生が、自ら問題意識をもって自主的に研究することによって、通常の授業クラスでは得られない掘り下げた検討を行うことが期待できる。2007年度に新設された、「家庭の法務演習」は、従来の日常的に家庭でみられる法律問題に焦点を当て、実務的な視点から、自主的な研究を行うことを目指して成果を上げてきたが、家庭でみられる法律問題にとどまらず、日常生活で問題となる法律問題を広く検討する演習科目とすべく、2012年度から「生活法実務演習」に改めた。いずれも、2年次生にとっては、これまで学んできた理論を土台として、実務的素材を通して、実務との接点を探り、問題点を主体的に学ぶ機会が与えられることになる。

このように、2年次は、法律基本科目をより高い段階まで確実に履修することを中心的な狙いとしているが、同時に、法曹倫理や実務演習によって、理論と実務との架橋を学生たちに強く意識させる教育を目指している。また、本法科大学院の特色である環境法、及び国際関係法に関する授業も、展

開・先端科目として多数開講されており、それ以外の展開・先端科目である労働法、経済法、知的財産権法、倒産処理法、租税法等についても、学生が自らの関心で選択して履修することが可能となっている。さらに、より応用的な展開・先端科目として、スポーツ・エンタテインメント法や医療と法なども開講している。スポーツ・エンタテインメント法は、2004年度から3年間、本法科大学院単独で、文部科学省の法科大学院形成支援プログラムとして採択された「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」において、スポーツ仲裁を一つの柱としてプロジェクトを行ったことから、当該プログラム終了後も、得られた蓄積を生かした授業を企画したものである。

3年次は、2年次までの法律基本科目の確実な修得を前提として、理論的・体系的に法律知識を修得することを完成させ、法的思考方法を実務的問題解決に的確に用いる能力を涵養することを目的としている。2年次における法律基本科目の修得は、3年次春学期に開講される公法（総合）、民事法（総合）、刑事法（総合）によって、その総合的理解を促し、理論的応用力を身につけた形での完成を目指している。3年次の特徴としては、実務系科目について、春学期には、訴訟実務基礎（刑事）という実務基礎科目を必修として位置づけ、秋学期を中心に、その他の実務科目を、全員2科目（4単位）以上履修するように義務づけている。実務科目は、模擬裁判（民事）、模擬裁判（刑事）、法文書作成、リーガルライティング、ネゴシエーション・ロイヤリング、国際仲裁・ADR、刑事実務、リーガルクリニック、エクスターンシップの構成となっており、いずれも、少人数科目で、学生が主体的に取り組んではじめて単位が修得できる科目である。実務科目は、派遣検察官、派遣裁判官、弁護士教員、及び豊富な実務経験を有する本学専任教員によって行われている。例えば、模擬裁判（刑事）は、3名の実務家教員が共同して綿密な打合せの下に実施されるものであり、学生もチームに分かれて、各人真剣に授業に取り組む必要がある。

以上の教育課程は、まずは、理論教育によって法的知識の基礎を十分に固めた上で、段階的に実務的視点を入れていくもので、前半に、法曹としての倫理教育、実務基礎教育を行い、次に、本格的な実務科目をおき、段階的に理論と実務の架橋を実現していくことを目指している。学生は、1年次から3年次春学期までの理論教育によって蓄積された法的知識を駆使して、実務科目に臨むことが厳しく要求され、いずれの科目においても、個々の実務課題に対して、自ら分析し、文書等を作成することが課せられる。学生一人ひとりが、理論と実務の架橋を自ら実感することによって、より高いインセンティブをもって、さらに法理論の勉強に精進することが要請される。また、3年次においては、展開・先端科目、応用的科目をより広く履修していくことが可能となり、展開・先端科目を受講することで、法律基本科目の重畳的な理解を新たにし、幅広い法的視野を持つことができる。

以上のように、1年次から、2年次、3年次へと、それぞれの段階で、必修、選択必修、選択科目について、きめ細かく科目を配当することによって、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させることが可能となっている（解釈指針2-1-1-2）。また、法曹倫理等の実務科目によって法曹としての責任感、倫理観を涵養し、さらに、幅広い多様な科目の履修によって、様々な分野に視野を拡げ、人間性豊かな法曹を育てることを目指している。このようなカリキュラムの組立て、教育内容によって、理論教育と実務教育との架橋を学生が実感しながら、積極的に授業に取り組むことが可能となるよう配慮しており、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるように編成されている（解釈指針2-1-1-1）。

3 「環境」「国際」「幅の広い人間性豊かな法曹」

本法科大学院では、1でも述べたように、「環境」「国際」を特徴とした法曹養成を目指している。また、上智大学は、建学の精神から、キリスト教ヒューマニズムに則った人間性豊かな法曹を育てることを旨としているが、そのような観点からは、「環境」に配慮する豊かな人間性とグローバルな視点を身につけておくことは重要である。本法科大学院としては、法曹となった後、環境法を専門とする優秀な法律家、国際法務公法系、私法系を専門として活躍する法律家を輩出できることを期待し、教育内容の特徴に据えているが、環境法専門、あるいは国際法務専門の法律家を目指さない者にも、「環境」「国際」の視点を何らかの形で法的思考の基礎として持つことは、法曹としての将来のために有意義であると考えている。

なお、上智大学大学院法学研究科では、これまで長年にわたって、多数の優れた法学研究者を養成してきており、法科大学院設置後においても、その役割を果たしていきたいと考えている。法科大学院の科目においても、「自主研究・論文作成」の科目を置くことによって、研究者志望の学生に対しても、研究科後期課程への進学を容易にする機会を設けている。

本法科大学院は、一学年90名（2010年度まで100名）であって、決して規模の大きい法科大学院ではないが、学生の多様なニーズに沿うよう、数多くの展開・先端科目を開講している。また、早稲田大学大学院法務研究科との単位互換制度により、より多彩な科目履修を可能とし、学生相互の交流を通して活性化を図っている。「環境」「国際」を特徴としながら、学生の幅広い興味、関心にできるだけ応えることができるような教育内容の組立てを行うよう配慮している（解釈指針2-1-1-2）。

基準2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-2に係る状況)

上記4分野について、法曹として求められる能力を養成するため、分野間の適切なバランスに配慮するとともに、学生の学修の進展に応じて基本から応用・実践へと段階的に履修できるよう、以下のとおり、授業科目を配置している。

なお、当然のことながら、内容的に法律基本科目にあたる授業科目を、他の「授業科目一覧表」科目区分のもとに開設していることはない。

1 法律基本科目 (解釈指針2-1-2-1)

法律基本科目としては、1年次(未修者)に、憲法基礎4単位、行政法基礎2単位、民法基礎Ⅰ4単位、民法基礎Ⅱ4単位、民法基礎Ⅲ2単位、商法基礎4単位、民事訴訟法基礎4単位、刑法基礎4単位、刑事訴訟法基礎2単位(以上、必修)を、2年次に、憲法2単位、行政法2単位、民法Ⅰ4単位、民法Ⅱ4単位、商法Ⅰ2単位、商法Ⅱ2単位、民事訴訟法Ⅰ2単位、民事訴訟法Ⅱ2単位、刑法2単位、刑事訴訟法4単位(以上、必修)、3年次に、公法(総合)2単位、民事法(総合)2単位、刑事法(総合)2単位(以上、必修)を配置している。法曹実務に共通して必要とされる基本法分野については、基本から着実に積み上げ、2年次からは、実務との架橋を意識しつつ、3年次には仕上げとして科目横断的に理解させるとともに、実務での実践につなぐことができるように段階的教育を心がけている。

なお、設置当初は、公法については、3年次の必修は置いていなかった。しかし公法分野の修得のためには単位が不足していると考えられ、学生からの要望も強かったため、2007年度から、公法についても、2単位の3年次必修科目(公法(総合))を置くこととした。

2 法律実務基礎科目 (解釈指針2-1-2-2)

法律実務基礎科目としては、2年次に訴訟実務基礎(民事)2単位、法曹倫理2単位を必修として置き、3年次には訴訟実務基礎(刑事)2単位を必修として置いている。また、前述のように、2年次に、学生が自ら実践するゼミ方式で行う少人数の実務演習(A群実務演習科目)を選択必修として置いている。公共法務演習、企業法務演習、環境法実務演習、金融法実務演習、生活法実務演習(2007度か

ら2011年度までは「家庭の法務演習」)の5科目から1科目の履修を義務づけている。これらの科目は、実務家教員と研究者教員が同時担当しており(金融法実務演習については、若干の回は、実務家教員が中心となる場合もある)、実務的素材を用いて、学生による積極的・主体的な研究を求めるもので、理論教育を中心とする2年次において、理論と実務の架橋を認識する機会を付与することを意匠したものである。

このように、2年次生全員に、法曹としての倫理・責任、実務の最も基礎となる部分の確実な履修を要求し、その上で、3年次秋学期を中心に、B群実務科目の履修を4単位以上義務づけている。B群実務科目としては、模擬裁判(民事)、ネゴシエーション・ロイヤリングを各2単位で3年次春学期、模擬裁判(刑事)、法文書作成、リーガルライティング、刑事実務、国際仲裁・ADRが各2単位で、3年次秋学期におかれ、リーガルクリニック(2単位)は、3年次春学期・秋学期に各々置かれている。エクスターンシップⅠ(1単位)・Ⅱ(1単位)、国際仲裁・ADR2単位については、例外的に、2年次・3年次ともに履修できるようになっている。以上のようなB群実務科目群から、2科目(4単位)以上履修することとなっており、学生は、数多くのプログラムから、自分の興味に応じた科目を選択して履修することが可能となっている。

そのほか選択科目として、民法と実務(2単位)、会社法と実務(2単位)、応用訴訟実務(2単位)、要件事実と法曹実務(2単位)、行政法と実務(1単位:2012年度休講)、環境法と実務(1単位)を開講し、理論と実務の架橋的授業を提供している。

3 基礎法学・隣接科目(解釈指針2-1-2-3)

基礎法学・隣接科目としては、比較法、法哲学、法社会学、英米法、法と経済学(各2単位)を置き、4単位以上の履修を求めている。

社会に生起する様々な問題に関心を持ち、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることは、法曹にとって重要な資質となるところであるから、これら基礎法学・隣接科目を履修する意義は大きいと考えられる。2007年度からは、法哲学、法社会学の科目を新たに設けることによって、学生の選択の幅を広げ、より多様なニーズに応えることを可能とした。

4 展開・先端科目(解釈指針2-1-2-4)

展開・先端科目としては、まず、社会経済法系の科目として、社会法基礎(2単位)[2012年度に新設された]、労働法ⅠⅡ(各2単位)、経済法ⅠⅡ(各2単位)、倒産処理法(4単位)、知的財産権法ⅠⅡ(各2単位)、租税法ⅠⅡ(各2単位)、民事執行・保全法(2単位)、スポーツ・エンタテインメント法(1単位)、医療と法(1単位)、金融法(2単位)[2011年度に新設された]があるほか、本法科大学院の特徴である「環境」「国際」に関して、豊富な展開・先端科目が置かれている。環境法系としては、環境法基礎(2単位)、環境法政策(2単位)、環境訴訟(2単位)、企業環境法(2単位)、比較環境法(2単位)、国際環境法(1単位:2012年度休講)、国際環境法Ⅱ(2単位)[2010年度に新設された]、環境刑法(1単位)、自然保護法(2単位)、国際法系として、国際法基礎(2単位)、国際私法(2単位)、国際家族法(1単位)、国際取引法(2単位)、国際民事紛争処理(1単位)、国際人権法(1単位)、国際経済法(2単位)、国際取引法の現代的課題(2単位)を配置している。

本法科大学院は、環境・国際を特色として掲げているが、特に、国際法系、環境法系科目を中心として、応用的先端的な法領域について、基礎的な理解を修得させるとともに、例えば、環境法につい

ての科目を複数履修するならば、より専門的に高度なレベルに到達することができるように、教育課程を工夫している。そして、履修要綱において、「国際法務中心の法律家を目指すタイプ」や「環境問題中心の法律家を目指すタイプ」などについて、未修・既修のコースごとに「モデル履修案」を提示し、学生の計画的・段階的な学修の便を図っている（別添資料1-2 2012年度法科大学院履修要綱45頁以下）。社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について、基礎的な理解を促し、あるいは、場合によっては、高度の専門的教育を行うことは、これからの法曹を育てる法科大学院の使命と考えられるところであるが、本法科大学院においても、カリキュラムの構成について常に再検討しつつ、適切な取組みを目指している。

5 その他の科目

標準コース1年次の学生に対しては、短縮コース2年次生とともに、入学時に、法情報調査のガイダンスを行うこととしているが、2007年度以降は修了に必要な単位とはしていない。

その他、1年次から3年次までの配当科目として、法と実務入門（1単位）、英語で授業が展開されるLaw and Practice of International Business Transactions（1単位）がある。また、2010年度から、標準コース入学者の学修上の便宜を図り、法科大学院での学修をより充実させるために、法学入門（2単位）を新設したが、2012年度からは、未修者の法学の学修についてのインセンティブをより高めるという観点から、法学実務基礎（2単位）という科目に変更して開講されている。

さらに、「自主研究・論文作成」は、学生が関心を抱くテーマにつき、担当教員の指導の下に研究を深め、論文としてまとめることを内容とする授業科目であり、主として、博士後期課程法律学専攻に進学を希望する学生等を念頭に置いている。本法科大学院のカリキュラム編成としては、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の科目群と並ぶ研究・論文として位置づけているが、基準2-1-2との関係においては、内容的にみて、展開・先端科目に相当する授業科目として開設しているものである（別添資料1-2 2012年度法科大学院履修要綱42頁、別添資料2-1 2012年度法科大学院シラバス193頁、資料2-1-2-1「自主研究・論文作成についての申合せ」）。2004年度～2006年度については、法科大学院形成支援プログラム「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」のスポーツ仲裁についての学生の自主研究も当該科目において行われ、スポーツ仲裁に関する理論的蓄積に貢献した。なお、法科大学院形成支援プログラム「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」によって培った資源を生かす形で、「国際仲裁・ADR」を新たな科目として設けて学生のロール・プレイを中心に、春期休暇中に集中授業の形で実施している（資料2-1-2-2「2011年度上智大学法科大学院 国際仲裁ADRワークショップ（2011年度）」）。

資料2-1-2-1

自主研究・論文作成についての申合せ

- 1 自主研究・論文作成の単位を修得する学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。
 - (1) 論文の字数 2万字程度
 - (2) 提出期限 その年度において教授会が定める日時
 - (3) 提出先 法科大学院事務室
- 2 前項第1号の定めについては、時限的に設定される授業その他に参加する学生の研究を自主研究・論文作成の履修とみなす場合において、教授会が適当と認めるときは、別途の取扱いをすることができる。
- 3 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員1名による審査を受けなければならない。
- 4 この申合せは、2005年度後期から適用する。

(出典 法科大学院資料)

資料2-1-2-2

2011年度上智大学法科大学院
国際仲裁ADRワークショップ (2011年度)

- 2月 3日 (金) 模擬仲裁・模擬調停の問題の公表
 2月13日 (月) 問題に対する質問期限
 2月21日 (火) 申立人側仲裁準備書面提出期限 (当事者代理人)
 2月24日 (木) 調停方針メモ提出期限 (当事者代理人)
 2月28日 (火) 被申立人側仲裁準備書面提出期限 (当事者代理人)
 3月 1日 (木) 仲裁論点メモ提出期限 (仲裁人)

<プログラム>

- 3月2日 (金) 9:00～ 開会式・講演
 10:00～ 調停
 16:45～ 調停結果の発表と講評
 18:00～ 意見交換会 (懇親会)

夜間課題：調停自己分析シート作成

- 3月3日 (土) 9:00～ 調停自己分析・自己分析結果の公表
 10:00～ 仲裁
 15:15～ 講評

夜間課題：仲裁自己分析シート作成

仲裁判断作成（仲裁人）

顧客宛メモ（仲裁の見込みと予防法務的視点からの対策について）
作成（当事者代理人）

3月4日（日）	9：00～	仲裁自己分析
	10：00～	自己分析結果の公表
	11：30～	準備書面の講評
	13：30～	予防法務の視点（講評）
	15：15～	仲裁判断の発表と講評
	16：15～	閉会式

（出典 法科大学院資料）

基準2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準2-1-3に係る状況)

各授業科目区分については、解釈指針2-1-2-1、解釈指針2-1-2-2、解釈指針2-1-2-3及び、解釈指針2-1-2-4を踏まえ、基準2-1-2において示されたとおり、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に区分して適切に開設している。

別添資料1-2 2012年度法科大学院履修要綱37頁・38頁、別添資料2-1 2012年度法科大学院シラバスから、明らかなように、法律基本科目にあたる授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の科目区分の授業科目として開設されていることはなく、適切な科目区分にしたがって開設されている(解釈指針2-1-3-1)。

なお、法律実務基礎科目として、法学実務基礎(2単位)、民法と実務(2単位)、会社法と実務(2単位)、応用訴訟実務(2単位)、要件事実と法曹実務(2単位)、行政法と実務(1単位：2012年度休講)、環境法と実務(1単位)が提供されているが、これらは、2・3年次配当、あるいは3年次配当とされており、実務家教員あるいは豊富な実務経験のある教員により、実務的な観点から授業が展開されているものである。

基準2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2-1-4に係る状況)

1 法律基本科目 (解釈指針2-1-2-1)

本法科大学院では、既を示したように、法律基本科目の必修科目は、標準コース62単位、短縮コース32単位で、内訳は以下のとおりである。

(1) 公法系科目 12単位

1年次 憲法基礎4単位、行政法基礎2単位

2年次 憲法2単位、行政法2単位

3年次 公法(総合)2単位

(2) 民事系科目 36単位

1年次 民法基礎Ⅰ4単位、民法基礎Ⅱ4単位、民法基礎Ⅲ2単位、商法基礎4単位、民事訴訟法基礎4単位

2年次 民法Ⅰ4単位、民法Ⅱ4単位、商法Ⅰ2単位、商法Ⅱ2単位、民事訴訟法Ⅰ2単位、民事訴訟法Ⅱ2単位

3年次 民事法(総合)2単位

(3) 刑事系科目 14単位

1年次 刑法基礎4単位、刑事訴訟法基礎2単位

2年次 刑法2単位、刑事訴訟法4単位

3年次 刑事法(総合)2単位

その他、選択科目として、企業取引法(2単位)を提供していたが、2011年度より、民事法(総合)のなかで、広義の商法の中から、必修科目の商法基礎及び商法Ⅰ、商法Ⅱでは十分取り扱うことのできない分野について取り上げるとともに、商行為法を中心として取引の実態に即した内容を扱うこととして廃止した。

2 法律実務基礎科目 (解釈指針2-1-2-2)

法律実務基礎科目の総単位数は、12単位である。そのうち、6単位が必修で、残りの6単位は、複数の科目から選択する選択必修科目である。内訳は以下のとおりである。

2年次 法曹倫理2単位、訴訟実務基礎(民事)2単位(いずれも必修)

A群実務演習科目より1科目(2単位)(選択必修)

A群実務演習科目は、以下のとおりである(いずれも2単位)。

公共法務演習、企業法務演習、環境法実務演習、金融法実務演習、生活法実務演習

3年次 訴訟実務基礎(刑事)2単位(必修)

B群実務科目より2科目(4単位)(選択必修)

B群実務科目は、以下のとおりである（エクスターンシップ I II（各1単位）を除き、いずれも2単位）。

模擬裁判(民事)、模擬裁判(刑事)、法文書作成、リーガルライティング、ネゴシエーション・ロイヤリング、刑事実務、国際仲裁・ADR、リーガルクリニック、エクスターンシップ I II (国際仲裁・ADR、エクスターンシップ I IIは、2年次での履修も可)

法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫理」（2単位）として独立の科目を開設し、2年次必修としている。また、他の実務科目の授業においても、実務家の担当者が法曹としての責任感・倫理観に留意した教育を行っている。

法情報調査に関しては、入学時のガイダンス期間に法令、判例及び学説等の検索方法等について、全学生を対象にガイダンスを行い、判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させるための教育を実施している(2007年度以降の入学者については、修了に必要な単位とはしていない)。また、標準コース、短縮コースを問わず、各法律基本科目の授業の中でも、判例の意義・読み方の学習を意識的に行うこととしている。

2年次の必修の実務科目として、訴訟実務基礎(民事)が置かれている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、訴訟実務基礎(民事)（2単位）を置き、派遣裁判官が担当している。また、学生の主体的参加をメインとした科目として、前述のように少人数クラスであるA群実務演習科目を置いている。これら演習科目では、実務の素材を用いて、実務家教員と研究者教員が同時担当し、実務の現場での法曹の役割を学びながら、実務の基礎を自ら学習する教育内容となっている。なお、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目は、3年次必修科目としては置かれていないが、A群実務演習科目の公共法務演習の中で、一定の公法系訴訟実務基礎に該当する授業が行われている。

3年次の必修の実務科目として、訴訟実務基礎(刑事)が置かれている。事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として訴訟実務基礎(刑事)（2単位）を置き、派遣検察官を中心に、現職弁護士の実務家教員、裁判官出身の専任教員が共同で担当している。

3年次秋学期を中心に開講しているB群実務科目は、学生の多様なニーズに適合するため、多種多様な科目を展開するものである。裁判過程の主要場面について、ロール・プレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる模擬裁判は、民事・刑事を分けて、それぞれ2単位で展開している。模擬裁判(民事)は派遣裁判官、現職弁護士の実務家教員、研究者教員、模擬裁判(刑事)は元裁判官の実務家教員、派遣検察官、現職弁護士の実務家教員が同時に担当して、授業を行っている。契約書等の法的文書の作成の基本的技能を修得させる教育としては、「法文書作成」の科目を置き、また、英文についての法文書作成については別に、「リーガルライティング」を置き、国際法務に興味をもつ学生の需要に応じている。これらの科目を選択しない学生に対しても、必修科目である民事法(総合)、訴訟実務基礎(民事)及び訴訟実務基礎(刑事)などの授業科目において、法律意見書、調査報告書、訴状・答弁書、起訴状等の法的文書作成の基本的技能をレポート課題等により修得させている。また、依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉技法を学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育として、「ネゴシエーション・ロイヤリング」を置いている。「国際仲裁・ADR」は、2006年度までの法科大学院形成支援プログラム「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」によって培った資源を生かす形で、学生のロール・プレイを中心に、休暇中に

集中授業の形で行われる。

「リーガルクリニック」は、隔週土曜の午後に、四谷キャンパス内の会議室や小規模の教室を無料法律相談所として利用し実施しており、講師の弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育を行っている。実際の相談案件については、法科大学院の学生の授業の一環であることを明示した上で、募集を行っているため、毎回、それほど多くの相談案件があるわけではないが、学生にとって、生の事件の相談者に触れることは貴重な体験であり、その過程で、弁護士教員の直接的指導を受けることもできる。

「エクスターンシップ」は、毎年、50程度の法律事務所、官公庁、民間企業、NPO等に対して、学生を1～2週間派遣し、実地研修を行わせている。事前に学内における2回の授業受講を義務づけ、エクスターンシップに行くに当たっての心構え、倫理を学ばせている。学生は、研修後にレポートを提出し、また、研修先の担当弁護士等からの報告書の提出を受けて、エクスターンシップ運営委員会で、慎重な合議の上、単位認定を行っている。派遣先の差異など、評価のランク付けに馴染まないことから、成績評価としては、合否のいずれかとしている。

また、2007年度から、実務科目について、刑事系の科目が少ないとの学生の要望にこたえ、科目間のバランスに配慮して、「刑事実務」を新設することとした。

A群実務演習科目、B群実務科目ともに、少人数の科目で、かつ選択必修科目であるため、毎年度4月上旬までに希望調査を行い、できる限り、その希望にそのような形で調整している。

なお、理論と実務の架橋的教育を一層徹底するとともに、学生が実務家となって事件を処理するにあたってより応用的な能力を身につけることができるようにするため、実務基礎科目（民法と実務（2単位）、会社法と実務（2単位）、応用訴訟実務（2単位）、要件事実と法曹実務（2単位）、環境法と実務（1単位）、行政法と実務（1単位：2012年度休講））を増設し、実務的観点からの教育を充実させるべく努めている。

3 基礎法学・隣接科目（解釈指針2-1-2-3）

基礎法学・隣接科目については、選択必修科目として、4単位以上の履修を義務付けている。法の根底をなす理念に触れ、あるいは、法学以外の幅広い視野を養うことにより、法の本質を理解した良き法曹を育てることを目指している。科目は以下のとおりである。

比較法、法哲学、法社会学、英米法、法と経済学(各2単位)

2007年度以降、学生の多様なニーズにこたえるため、法哲学、法社会学を新設した。従前、環境法基礎と国際法基礎をここに置いていたが、本来の基礎法学ではないため、展開・先端科目として科目区分を整理した。

4 展開・先端科目（解釈指針2-1-2-4）

展開・先端科目については、選択必修として、標準コース、短縮コース、それぞれ12単位以上取得することを義務づけている。

[社会経済法系科目]

社会法基礎（2単位）、労働法ⅠⅡ(各2単位)、経済法ⅠⅡ(各2単位)、倒産処理法(4単位)、知的財産権法ⅠⅡ(各2単位)、租税法ⅠⅡ(各2単位)、民事執行・保全法(2単位)、スポーツ・エンタテインメント法(1単位)、医療と法(1単位)、金融法（2単位）

そのほか、本法科大学院の特徴である「環境」「国際」に関して、豊富な展開・先端科目が置かれている。

[環境法系科目]

環境法基礎(2単位)、環境法政策(2単位)、環境訴訟(2単位)、企業環境法(2単位)、比較環境法(2単位)、国際環境法(1単位：2012年度休講)、国際環境法II(2単位)、環境刑法(1単位)、自然保護法(2単位)、

[国際法系科目]

国際法基礎(2単位)、国際私法(2単位)、国際家族法(1単位)、国際取引法(2単位)、国際民事紛争処理(1単位)、国際人権法(1単位)、国際経済法(2単位)、国際取引法の現代的課題(2単位)

なお、従来は、展開・先端科目は、すべて2単位科目であったが、2007年度から、若干の科目について、1単位の構成とする変更を加えた。従来、国際法の現代的課題(2単位)として、国際環境法・国際人権法を内容として授業を行い、あるいは、環境法の現代的課題(2単位)として、環境刑法・国際環境法を内容として授業を行ってきたが、それらについて、科目名を内容に合ったものとし、成績評価等も一つの単位ごとに明確に行うことができるように、1単位科目として分離することとした。また、履修単位数の上限が36単位(但し、3年次生は、44単位)であるため、その中で、学生の多様なニーズに応えるため、国際家族法、医療と法、スポーツ・エンタテインメント法などの科目については、1単位科目として提供している。従来の法学部・法学系の大学院では、1単位科目の活用はあまり行われていなかったが、法科大学院では、きわめて濃縮した単位数で授業が行われるため、1単位科目も取り混ぜてカリキュラムを構築することにより、学生が自らの関心に合わせてきめ細かく科目を選択し、将来さまざまな法律紛争の解決場面に遭遇するであろう学生のニーズに応え、適切に対応できる基礎力を身につけさせる機会を提供している。

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12単位 |

(基準2-1-5に係る状況)

本法科大学院では、既に示したように、法律基本科目の必修科目は、標準コース62単位、短縮コース32単位とし、公法系科目として12単位、民事法系科目として36単位、刑事系科目として14単位を開講している。

法律基本科目の公法系科目及び刑事系科目は、標準単位数からそれぞれ2単位増、民事系科目は、標準単位数から4単位増であり、法律基本科目の必修科目の総単位数は62単位である。法律基本科目の選択必修科目は開設しておらず、法律基本科目の総単位数は、基準とされる必修総単位数の上限（標準単位数54単位に上限増加単位8単位を加えた62単位）内に収められている。

開設している法律基本科目の各法系科目の単位数の内訳は、以下のとおりである。

(1) 公法系科目 12単位

- 1年次 憲法基礎4単位、行政法基礎2単位
- 2年次 憲法2単位、行政法2単位
- 3年次 公法(総合)2単位

(2) 民事系科目 36単位

- 1年次 民法基礎Ⅰ4単位、民法基礎Ⅱ4単位、民法基礎Ⅲ2単位、商法基礎4単位、民事訴訟法基礎4単位
- 2年次 民法Ⅰ4単位、民法Ⅱ4単位、商法Ⅰ2単位、商法Ⅱ2単位、民事訴訟法Ⅰ2単位、民事訴訟法Ⅱ2単位
- 3年次 民事法(総合)2単位

(3) 刑事系科目 14単位

- 1年次 刑法基礎4単位、刑事訴訟法基礎2単位
- 2年次 刑法2単位、刑事訴訟法4単位
- 3年次 刑事法(総合)2単位

基準2-1-6：重点基準

- (1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
- (2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
 - イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
 - ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
 - エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
 - オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
- (3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)
 - イ 法文書作成
(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・

準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目

基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目(解釈指針2-1-2-2)として、以下の科目を開講している。なお、法律実務基礎科目の総単位数は、12単位である。そのうち、6単位が必修で、残りの6単位は、複数の科目から選択する選択必修科目である。

2年次 法曹倫理2単位(必修)、訴訟実務基礎(民事)2単位(必修)

A群実務科目として、公共法務演習、企業法務演習、環境法実務演習、金融法実務演習、生活法実務演習(各2単位)(1科目2単位以上選択必修)

3年次 訴訟実務基礎(刑事)2単位(必修)

B群実務科目として、模擬裁判(民事)、模擬裁判(刑事)、法文書作成、リーガルライティング、ネゴシエーション・ロイヤリング、刑事実務、国際仲裁・ADR、リーガルクリニック(以上、各2単位)、エクスターンシップIⅡ(各1単位)(2科目以上4単位以上選択必修)

なお、国際仲裁・ADR、エクスターンシップは、2年次での履修も可能である。

(2) 法律実務基礎科目の必修科目

法律実務基礎科目(解釈指針2-1-2-2)の必修科目(3科目6単位)として、以下の科目を配置している。

(1) ア 法曹倫理2単位(2年次担当)

(1) イ 訴訟実務基礎(民事)2単位(2年次担当)

(1) ウ 訴訟実務基礎(刑事)2単位(3年次担当)

法曹倫理2単位は、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目、訴訟実務基礎(民事)2単位は、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)、訴訟実務基礎(刑事)2単位は、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)である。

(3) 法律実務基礎科目の選択必修科目

法律実務基礎科目(解釈指針2-1-2-2)の選択必修科目(3科目6単位)として以下の科目を配置している。

2年次 A群実務演習科目より1科目(2単位以上)

A群実務演習科目(いずれも2単位)として、公共法務演習、企業法務演習、環境法実務演習、金融法実務演習、生活法実務演習が開講されている。

3年次 B群実務科目より2科目以上(4単位以上)

B群実務科目(エクスターンシップIⅡのみ1単位のほか、いずれも2単位)として、模擬裁判(民事)、模擬裁判(刑事)、法文書作成、リーガルライティング、ネゴシエーション・ロイヤリング、刑事実務、国際仲裁・ADR、リーガルクリニック、エクスターンシ

ップ I II (国際仲裁・ADR、エクスターンシップは、2年次での履修も可)が開講されている。

基準 2-1-6 (2) アないしオに例示される授業科目も含め、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目として、2年次に、学生が自ら実践するゼミ方式で行う少人数の実務演習(A群実務演習科目)を選択必修として置いている。公共法務演習、企業法務演習、環境法実務演習、金融法実務演習、生活法実務演習(2007度から2011年度までは「家庭の法務演習」)の5科目から1科目(2単位)の履修を義務づけている。

これらの科目は、実務家教員と研究者教員が同時担当しており(金融法実務演習については、若干の回は、実務家教員が中心となる場合もある)、実務を素材として、学生による積極的・主体的な研究を求めるもので、理論教育を中心とする2年次において、理論と実務の架橋を認識する機会を付与することを意匠している。

このように、2年次生全員に、法曹としての倫理・責任、実務の最も基礎となる部分の確実な履修を要求して、その上で、3年次に、B群実務科目につき4単位以上の履修を選択必修として義務づけている。

B群実務科目としては、模擬裁判(民事)、ネゴシエーション・ロイヤリング(各2単位)、は3年次春学期に、模擬裁判(刑事)、法文書作成、リーガルライティング、刑事実務(各2単位)で、3年次秋学期におかれ、リーガルクリニック(2単位)は、3年次春学期・秋学期に各々置かれている。エクスターンシップ I (1単位)・II (1単位)は春学期・秋学期に、国際仲裁・ADR(2単位)は春学期におかれ、これらは例外的に、2年次・3年次ともに履修できるようになっている。以上のようなB群実務科目群から、2科目(4単位)以上履修することとなり、学生は、数多くのプログラムの中から、自分の興味に応じた科目を選択して履修することが可能となっている。

なお、選択科目として、民法と実務(2単位)、会社法と実務(2単位)、応用訴訟実務(2単位)、要件事実と法曹実務(2単位)、環境法と実務(1単位)、行政法と実務(2012年度は休講)を開講し、理論と実務の架橋的授業を提供している。

(4) 法曹倫理に留意した教育

法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、法曹倫理(2単位)を開講している。法曹倫理を2年次春学期に必修として配置し、早い段階で全員に、法曹実務に触れさせ、法曹としての倫理の重要性を認識させ、身につけさせることとしている。2年次の夏期休暇中にエクスターンシップとして法律事務所等に派遣される学生(2011年度実績39名)もいるため、その準備の必要上も、法曹倫理の授業を受けておくことは必須であるが、それ以外の学生にとっても、本格的な実務科目が多数配当されている3年次に向けて、事前に法曹倫理を履修しておくことは有意義であり、学生たちの実務への関心を喚起し、理論教育においてもよりインセンティブの高い取組みを可能にするものである。

(5) 法情報調査と法文書作成

ア 法情報処理

2006年度までの3年間、法情報調査(1単位)を授業科目として配置していた。2007年度以降は、修了要件単位から外し、入学ガイダンス週間において、標準コース、短縮コースの別なく、新入生全員に対して「法情報調査」を内容とするガイダンスを実施し、法令、判例、雑誌論文等の検索の仕方、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法律学を学ぶ上で必要な法情報の調査・

分析に関する技法を修得させている（別添資料3-5 法情報調査の配布資料等）。

イ 法文書作成

3年次配当のB群実務科目の一つとして、法文書作成（2単位）を選択必修科目として配置している。法文書作成の授業においては、契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容を提供している。

また、必修科目の訴訟実務基礎（民事）及び、訴訟実務基礎（刑事）において、訴状、答弁書、準備書面、起訴状などの書面作成の基本的技能を添削指導等により修得させている。

（6）特記事項

法律実務系科目の運営については、研究者教員と実務家教員の複数体制をとっている科目と、実務家教員が単独で行っている科目とが存在する。

これらの科目については、法律実務基礎科目にとどまらず、実務家教員が単独で行っている科目についても、実務家教員と研究者教員と意思の疎通を図るために、実務教育研究会を複数回開き、あるべき授業につきその内容と実施につき、十分に議論を行ったうえで決定している。また、教員同士の授業参観の感想をもとに、FDミーティングにおいて実務家教員と研究者教員とが意見を述べ合い、よりよい授業を目指してその内容と実施につき、十分に議論を行っている。

以上のように、法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、実務家教員と研究者教員との緊密な協力が実現できている（解釈指針2-1-6-1）。

基準2-1-7：重点基準

基準2-1-2(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準2-1-7に係る状況)

基礎法学・隣接科目としては、比較法、法哲学、法社会学、英米法、法と経済学(各2単位)を置き、選択必修科目として4単位以上の履修を求めている。社会に生起する様々な問題に関心を持ち、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓けることは、法曹にとって重要な資質となるところであるから、これら基礎法学・隣接科目を履修する意義は大きいと考えられる。2007年度からは、法哲学、法社会学の科目を新たに設けることによって、学生の選択の幅を広げ、より多様なニーズに応えることを可能とした。

基礎法学・隣接科目として開講されている科目は、多様な授業科目のそれぞれの特質に応じて、人間や社会の在り方に関する思索を深めさせ基礎的な理解を得させるために、少人数教育の利点を生かしつつ、適切な教材により効果的な教育を行っている(別添資料2-1 2012年度上智大学法科大学院シラバス113頁から122頁まで)。

さらに、これらとは別に、学生が特に関心を抱くテーマにつき、担当教員の指導の下に研究を深め、論文としてまとめることを内容とする「自主研究・論文作成」を3年次秋学期の授業科目として置いている(別添資料2-1 2012年度上智大学法科大学院シラバス193頁)。学問的な関心を喚起し、研究の水準を満たすために必要な技法を修得させるという狙いによるものであり、これまでの実績は資料3-2-1-7(自主研究・論文作成の履修実績)のとおりである(解釈指針3-2-1-3)。

以上のように、基礎法学・隣接科目についても、十分な数の授業科目が開講され、4単位以上が必修選択とされている。

基準2-1-8：重点基準

基準2-1-2(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準2-1-8に係る状況)

展開・先端科目としては、まず、社会経済法系の科目として、社会法基礎(2単位)〔2012年度に新設された〕、労働法ⅠⅡ(各2単位)、経済法ⅠⅡ(各2単位)、倒産処理法(4単位)、知的財産権法ⅠⅡ(各2単位)、租税法ⅠⅡ(各2単位)、民事執行・保全法(2単位)、スポーツ・エンタテインメント法(1単位)、医療と法(1単位)、金融法(2単位)〔2011年度に新設された〕があるほか、本法科大学院の特徴である「環境」「国際」に関して、豊富な展開・先端科目が置かれている。環境法系としては、環境法基礎(2単位)、環境法政策(2単位)、環境訴訟(2単位)、企業環境法(2単位)、比較環境法(2単位)、国際環境法(1単位：2012年度休講)、国際環境法Ⅱ(2単位)〔2010年度に新設された〕、環境刑法(1単位)、自然保護法(2単位)、国際法系として、国際法基礎(2単位)、国際私法(2単位)、国際家族法(1単位)、国際取引法(2単位)、国際民事紛争処理(1単位)、国際人権法(1単位)、国際経済法(2単位)、国際取引法の現代的課題(2単位)を配置している。

展開・先端科目として開講されている科目は、多様な授業科目のそれぞれの特質に応じて、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、中規模法科大学院教育の利点を生かしつつ、適切な教材により効果的な教育を行っている(別添資料2-1 2012年度上智大学法科大学院シラバス123頁から186頁まで)。

さらに、これらとは別に、学生が特に関心を抱くテーマにつき、担当教員の指導の下に研究を深め、論文としてまとめることを内容とする「自主研究・論文作成」を3年次秋学期の授業科目として置いている(別添資料2-1 2012年度上智大学法科大学院シラバス193頁)。学問的な関心を喚起し、研究の水準を満たすために必要な技法を修得させるという狙いによるものであり、これまでの実績は資料3-2-1-7(自主研究・論文作成の履修実績)のとおりである(解釈指針3-2-1-3)。

以上のように、展開・先端科目については、本法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が選択必修とされている。

基準2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2-1-9に係る状況)

本法科大学院における単位数は、大学設置基準第21条の規定に従い、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。また、本法科大学院では、大学設置基準第22条の規定に従い、1年間に授業を行う期間は、定期試験期間を含め35週にわたるものとされている。そして、本法科大学院では、2学期制（春学期及び秋学期。なお、2006年度以前は、前期及び後期）を採用している（別添資料1-2 2012年度法科大学院履修要綱 表紙直後の2012年度法科大学院行事予定表、43頁以下の時間割表）。

休講がなされる場合には、担当教員は、あらかじめ学事センターにその旨の連絡をし、学生に周知することとされている。また、当該休講に対する補講についても、あらかじめ学事センターに連絡することとされている（資料2-1-9-1 2012年度学部・大学院教務事務の手引4頁）。2011年度における休講及び補講の状況は、資料2-1-9-2のとおりである。

以上のとおり、各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されている。

資料2-1-9-1

2012年度学部・大学院教務事務の手引（抜粋）

(4) 休講

やむを得ず休講される場合は、所定用紙（休講届）にて**必ず事前に学事センターに届け出てください**。休講届は学事センターまたは各学部・学科事務室に備え付けています。

休講日の前日までにご連絡いただいた休講情報は本学ホームページに掲載します。また、体調不良等、当日になって休講される場合は、お電話で学事センターまでご連絡ください。

なお、授業開始時期から30分経過しても担当教員が入室しない場合は、学生から学事センターに報告があります。その後、担当教員と連絡がとれない場合は、休講扱いとさせていただきます。電車遅延等で遅れる場合も必ず学事センターへご連絡ください。ご連絡頂いた休講情報は教学支援システム”Loyola”に休講事由や補講の有無お情報を含めて掲載し、学生へ周知します。

(5) 補講

やむを得ず休講する場合は、必ず下記の補講日のいずれかに補講を行い、シラバスで予定している講義回数の確保に努めてください。

各学期において、下記3日間を補講日として設けています。補講の実施については教室確保の関係上、あらかじめ学事センターにご相談ください。また、設定された補講日以外に実施したい場合も、学事センターにご相談ください。

※ 春学期補講日 7月7日（土）・7月14日（土）・7月21日（土）

秋学期補講日 12月22日（土）・1月12日（土）・1月19日（土）

(出典 2012年度学部・大学院教務事務の手引)

資料2-1-9-2

2011年度休講状況

月日	曜日	時限	科目名	教員名	休講理由
4月13日	水	2限	国際取引法の現代的課題	和仁 亮裕	学会
4月20日	水	3限	法と実務入門	葉玉 匡美	出張
4月20日	水	4限	会社法と実務	葉玉 匡美	出張
5月11日	水	2限	国際取引法の現代的課題	和仁 亮裕	学会
5月18日	水	4限	会社法と実務	葉玉 匡美	出張
5月25日	水	2限	国際取引法の現代的課題	和仁 亮裕	学会
6月1日	水	3限	法と実務入門	葉玉 匡美	出張
6月1日	水	4限	会社法と実務	葉玉 匡美	出張
6月24日	金	1限	環境法政策	北村 喜宣	出張
6月25日	土	4限	会社法と実務	葉玉 匡美	出張
6月27日	月	4限	刑法基礎	島田 聡一郎	出張
6月30日	木	2限	民事訴訟法 I	原 強	出張
7月11日	月	1限	倒産処理法	田頭 章一	その他
7月13日	水	2限	国際取引法の現代的課題	和仁 亮裕	出張
9月26日	月	1限	民事執行・保全法	原 強	出張
9月26日	月	2限	民事訴訟法 II	原 強	出張
9月30日	金	3限	法社会学	太田 勝造	学会
10月5日	水	3限	行政法と実務	越智 敏裕	その他
10月28日	金	3限	刑法	林 幹人	その他
11月4日	金	1限	行政法基礎	古城 誠	出張
11月4日	金	3限	法社会学	太田 勝造	出張
11月10日	木	2限	リーガルライティング	和仁/平川	出張
11月11日	金	2限	商法 II	出口 正義	病気
11月11日	金	3限	商法 II	出口 正義	病気
11月14日	月	3限	民事訴訟法 II	原 強	その他
12月1日	木	2限	刑事訴訟法	長沼 範良	その他
12月1日	木	3限	刑事訴訟法	長沼 範良	その他
12月23日	金	1限	行政法基礎	古城 誠	その他

(出典 法科大学院資料)

2011年度補講状況

補講実施日	曜日	時間	科目名	教員名	教室
4月20日	水	6限	国際取引法の現代的課題	和仁 亮裕	2-203
5月18日	水	6限	国際取引法の現代的課題	和仁 亮裕	2-203
5月23日	月	4限	国際取引法の現代的課題	和仁 亮裕	2-203
6月8日	水	3限	法と実務入門	葉玉 匡美	2-203
6月8日	水	5限	会社法と実務	葉玉 匡美	2-203
6月13日	月	3限	刑法基礎	島田 聡一郎	2-210
6月22日	水	3限	法と実務入門	葉玉 匡美	2-203
6月22日	水	5限	会社法と実務	葉玉 匡美	2-203
6月29日	水	3限	法と実務入門	葉玉 匡美	2-203
6月29日	水	5限	会社法と実務	葉玉 匡美	2-203
7月2日	土	2限	民事訴訟法 I	原 強	2-210
7月4日	月	2限	倒産処理法	田頭 章一	2-210
7月6日	水	5限	会社法と実務	葉玉 匡美	2-203
7月9日	土	1限	環境法政策	北村 喜宣	2-208
7月11日	月	3限	国際取引法の現代的課題	和仁 亮裕	2-203
10月26日	水	4限	民法基礎 II	福田 誠治	2-208
10月31日	月	1限	民事執行・保全法	原 強	2-208
10月31日	月	2限	民事訴訟法 II	原 強	2-208
11月23日	水	1限	行政法基礎	古城 誠	2-210
11月23日	水	4限	リーガルライティング	和仁/平川	2-207
11月29日	火	5限	応用訴訟実務	葉玉 匡美	2-210
11月29日	火	6限	応用訴訟実務	葉玉 匡美	2-210
11月30日	水	4限	民法と実務	葉玉 匡美	2-210
12月14日	水	4限	民法と実務	葉玉 匡美	2-210
12月17日	土	1限	法社会学	太田 勝造	2-203
12月17日	土	2限	法社会学	太田 勝造	2-203
1月7日	土	2限	行政法基礎	古城 誠	2-210
1月7日	土	2限	民事訴訟法 II	原 強	2-208
1月9日	月	2限	刑法	林 幹人	2-210
1月11日	水	4限	民法と実務	葉玉 匡美	2-210
1月14日	土	1限	法文書作成	更田/葉玉	2-210
1月14日	土	2限	法文書作成	更田/葉玉	2-210
1月14日	土	3限	商法 II	出口 正義	2-210
1月14日	土	4限	商法 II	出口 正義	2-210
1月21日	土	2限	行政法と実務	越智 敏裕	2-208

(出典 法科大学院資料)

2 特長及び課題等

本法科大学院は、2004年度発足から8年を経たが、2007年度以降のカリキュラムについて、所要の手直しを行っている。発足時には必ずしも明確でなかった必要なカリキュラム内容に対応するための改正も含まれているが、それ以外も普段から学生の声を聴き、また、カリキュラムに対するアンケートも行った上で、可能な範囲で、学生の多様なニーズに応えることを目指している。例えば、A群実務演習科目やB群実務科目について、ビジネス関係に偏っており、刑事系、公法系、一般民事法（家族法含む）系が足りない等の要望が寄せられていたため、これらの科目を新設している。

2004年度～2006年度は、本学単独の法科大学院形成支援プログラム「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」のプログラムにおいて、学生たちは、多数の弁護士の協力を得て、ロールプレイ等によって、実務を体験することができた。2006年度において終了した同プログラムの成果が無になることのないよう、2007年度以降、新たな授業科目（国際仲裁・ADRなど）を展開して、本法科大学院としての継続性を図っている。

本法科大学院は、一学年定員90名（2010年度までは100名）という中規模の組織であるが、実務系科目は充実しており、学生の多様なニーズに応えるよう努めている。学生は、このような実務系科目の履修によって、法曹になる意味を実感をもって認識し、日々の学修に臨むことが可能となる。

本法科大学院は、特に環境法系科目について、科目展開が充実しており、環境法に対して高度の専門性を有する法曹を輩出することを目指している。従前から、上智大学大学院法学研究科には、現職の弁護士が、環境法を研究するために入学する例がみられたが、法科大学院におけるこのような環境法科目の充実は、上智大学法学部における地球環境法学科、大学院法学研究科、地球環境大学院という並列する学科・大学院において培われた実績によって可能になっている。

本法科大学院では、エクスターンシップの派遣先として50を超える法律事務所はもちろんのこと、官公庁や企業について確保しており、希望するすべての学生を派遣することができる体制をとっており、他の法科大学院にはない特長であると自負している。また、環境法を専門にしている法律事務所等を派遣先とするエクスターンシップも複数確保しているが、そのような事務所に派遣された学生は、全国の隅々の環境訴訟の現場への出張など、得がたい体験を通して、豊富な知的刺激を受けている。

また、本法科大学院は、もう一方の特色として「国際」性を据え、国際法務に強い法律事務所との連携等により、多くの国際関係法科目、実務科目を展開している。本法科大学院では、入学試験に外国語特別枠を設けていることから、一定程度優れた外国語能力を有する学生が在籍しており、国際関係法公法系、私法系への関心も高いことから、それに対応したカリキュラムとなっている。本法科大学院は、設立当初から長島・大野・常松法律事務所と提携しており、実務家専任教員の派遣とともに、法科大学院形成支援プログラム「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」、それを引き継いだ「国際仲裁・ADR」において数多くの弁護士の協力を得ている。国際系の実務科目に関しては、同事務所をはじめ、リンクレーターズ、西村・ときわ法律事務所などに所属する多数の弁護士教員の協力を得ることができ、充実したプログラムの展開が可能となっている。エクスターンシップとして、国際法務を中心とする法律事務所にも多数の学生を派遣しており、学生の優れた英語力を生かした研修経験も行われ、派遣先の法律事務所からも高い評価を受けている。

環境法系科目及び国際法系科目の多様な展開を踏まえて、学生にはいくつかの法曹像に沿った「モデル履修案」を提示し、計画的・段階的な学修の便を図っている。また、2・3年次教員担任制度やチューター制度を設けており、きめ細やかな学修指導、学修支援も充実させている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

- (1) 少人数教育の徹底は、本法科大学院の根幹的方針である。標準コースの入学定員が40名、短縮コースの入学定員が50名(2010年度までは入学定員は各コースとも50名)であることに鑑み、すべての必修科目について、1クラス45～50名前後を標準とするクラス編成をしている。2年次以降に展開される必修科目については、従来法学未修者をAクラスに、法学既修者をBクラスに編成して、同時並行して授業を行っていたが、2009年度から、異なるバックグラウンドを有する学生間交流を図り活性化を図るという意図のもと、法学未修者の2年次生と法学既修者の1年次新生をシャッフルし、原則として、それぞれの割合が1対1となる形でAとBにクラス分けを行っている。2年次担当の法律基本科目については、AクラスとBクラスごとに、異なる授業時限において同時並行して授業を行っている。

なお、このクラス編成に当たっては、再履修の学生は原則として自らが属するクラスに担当された授業時間に受講することとしているが、時間割の都合その他の事由があるときは、別途の指定をすることとしている(法科大学院履修規程第9条による。資料3-1-1-1「法科大学院履修規程」)。2011年度及び2012年度春学期における各クラスの履修人員数は、別添資料3-1「2011年度春学期・秋学期受講者数」のとおりである(解釈指針3-1-1-1、解釈指針3-1-1-2)。

- (2) 選択必修科目である「A群実務演習科目」及び「B群実務科目」については、密度の高い教育を実施するため、学生に前年度末において「予備登録」の手続を経由させることにより、受講学生数を適正な規模に収める措置を講じている(資料3-1-1-2「2011年度末におけるガイダンス(抜粋)」)。その手続については、前年度末におけるガイダンスで、学生に周知徹底を図っている。予備登録により受け入れることとする学生数は、「A群実務演習科目」においてはおおむね20名、「B群実務科目」においては10名ないし30名(国際仲裁・ADRは例外的に定員40名)を予定しており、これまで、予備登録の段階における希望者数により若干の増減はあるものの、おおむねこの範囲の学生数に収まっている。

なお、B群実務科目の「エクスターンシップ」については、近時は、数多くの実習派遣先を用意し、その結果、履修希望学生のほとんどを派遣できるようなプログラムとなっている。このような「エクスターンシップ」の充実は、本法科大学院の特長ともいうことができる。

- (3) 選択科目については、今のところ、クラス指定や受講者数調整の措置をとっていない。しかし、もともと、入学定員を標準コース40名及び短縮コース50名と絞っているため、多様に展開されている授業科目のいずれについても、少人数あるいは適度な受講者数で、密度の高い教育を

実施することができる（別添資料3-1 2011年度春学期・秋学期受講者数）（解釈指針3-1-1-1、解釈指針3-1-1-2）。

なお、前述のように本法科大学院は早稲田大学大学院法務研究科との間に単位互換制度を設けているが、2011年度における開講授業科目（同大学院との相互科目履修によるもの）の履修人員数は、資料3-1-1-3（「2011年度＜早稲田大学大学院法務研究科開講授業科目の学生数＞」）のとおりである（解釈指針3-1-1-1、解釈指針3-1-1-2）。

- (4) なお、本法科大学院においては、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修を認める制度は存在しなかったが、2012年度より、「特殊講義（警察活動と法実務）」「Law and Practice of International Business Transactions」につき、本学法学研究科の大学院生に限って履修を認めることにした（解釈指針3-1-1-3）。

資料3-1-1-1 法科大学院履修規程（抜粋）

（クラス指定）

第9条 受講者数その他の事由により教育上必要があると認めるときは、法科大学院教授会の審議を経て、同一の授業科目を複数のクラスに分けて開講することができる。

2 前項の授業科目を履修する学生は、指定されたクラスで受講しなければならない。ただし、必修科目の履修が必要であることその他の正当な事由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の事由があるとして指定外のクラスを受講するための手続は、別に定める。

（予備登録）

第10条 法科大学院教授会は、授業科目の性質その他の事由により教育上必要があると認めるときは、当該科目の受講者数を制限することを決定することができる。

2 前項の授業科目を履修する学生は、あらかじめ、予備登録をしなければならない。

3 予備登録の手続その他必要な事項は、必要な年度ごとに法科大学院教授会の審議を経てこれを定める。

（出典 法科大学院履修規程）

資料3-1-1-2

2011年度末におけるガイダンス（抜粋）

（2012年2月1日実施）

7. A群実務演習科目の予備登録（新2年次生）

- （1）各クラスの人数を調整する必要があるため、新2年次生は予備登録票に第4希望まで記入したうえで、3月14日（水）16時までに提出すること。発表された予備登録の結果に従って、学事において履修登録するので、4月に各自 Loyola で履修登録されているかを確認すること。予備登録で履修が許可された科目の履修の撤回は認められない。
- （2）選択必修科目であるので、必ず2単位以上を履修すること。
- （3）開講される科目は、「公共法務演習」「企業法務演習」「環境法実務演習」「金融法実務演習」「生活法実務演習」（各2単位）である。
- （4）上記開講科目は、各クラスの定員をおおむね20名とする。

8. B群実務科目の予備登録（新3年次生）

- （1）各クラスの人数を調整する必要があるため、新3年次生は予備登録票に第4希望まで記入したうえで、3月14日（水）16時までに提出すること。発表された予備登録の結果に従って、学事において履修登録するので、4月に各自 Loyola で履修登録されているかを確認すること。予備登録で履修が許可された科目の履修の撤回は認められない。
- （2）選択必修科目であるので、必ず4単位以上履修すること。
- （3）予備登録票には、「模擬裁判(民事)」「模擬裁判(刑事)」「ネゴシエーション・ロイヤリング」「法文書作成」「リーガルライティング」「刑事実務」「リーガルクリニック（春学期）」「リーガルクリニック（秋学期）」について、履修を希望する科目数、希望順位を記載すること。「リーガルクリニック（春学期）」「リーガルクリニック（秋学期）」の両方を、順位を付して記載することはできるが、両方ともに履修することはできない。
- （4）各科目の定員及び最大受入人数は次のとおり。
「模擬裁判(民事)」（25、30）、「模擬裁判(刑事)」（25、30）、「ネゴシエーション・ロイヤリング」（24、30）、「法文書作成」（25、30）、「リーガルライティング」（10、15）、「刑事実務」（20、30）、「リーガルクリニック（春学期）」（15、15）、「リーガルクリニック（秋学期）」（15、15）。履修許可クラスが決定した後、なお受講者数に余裕がある科目については、履修希望を受け入れることがありうる。
- （5）B群の中の「国際仲裁・ADR」は、本年度末に集中して実施されるので、履修登録については、別途説明する通りとする。

9. 「エクスターンシップ」の履修希望調査

- （1）「エクスターンシップ」は、2・3年次が履修可能なB群実務科目である。事前に希望状況を把握する目的で希望調査を行うので、所定の用紙に希望の有無を記載すること。夏期休暇中の「エクスターンシップ」については、説明会を行った後、正式な応募手続きに入る（今回の希望調査は、正式な応募を何ら拘束するものではない）。

(2) この春期休暇中にも「エクスターンシップ」が履修できる。この場合、修得する単位は、2012年度春学期分として取扱う。派遣された学生は、学事において履修登録するので 4月に各自 Loyola で履修登録されているかを確認すること。
 ※春期休暇中「エクスターンシップ」の申し込みは別紙を参照のこと。

(出典 法科大学院資料)

資料3-1-1-3

2011年度＜早稲田大学大学院法務研究科開講授業科目の学生数＞

早稲田大学法科大学院提供科目	登録者数
消費者法	0
IT法	0
経済刑法	0
環境法Ⅱ	0
資本市場法	0
社会保障法	0
少年法	2
医事法Ⅰ	0
ジェンダーと法B	0
外国人と法	0
著作権法特殊講義 ※1	2

※ 1 定員なし

(出典 法科大学院資料)

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

法律基本科目に該当する授業科目は、すべて必修科目として開講されている。したがって、1クラス45～50人を標準とするクラスごとに授業を行っている（解釈指針3-1-2-1）。

なお、2011年度における法律基本科目の受講学生数は、以下のとおりである。

資料3-1-2-1 2011年度における法律基本科目の受講学生数

開講期	開講所属名	登録コード	開講科目正式名称	受講者数
春学期	法科大学院	LWS10100	憲法基礎	37
秋学期	法科大学院	LWS10200	行政法基礎	35
春学期	法科大学院	LWS10300	民法基礎Ⅰ	37
秋学期	法科大学院	LWS10400	民法基礎Ⅱ	37
秋学期	法科大学院	LWS10500	民法基礎Ⅲ	36
秋学期	法科大学院	LWS10600	商法基礎	36
秋学期	法科大学院	LWS10700	民事訴訟法基礎	37
春学期	法科大学院	LWS10800	刑法基礎	37
秋学期	法科大学院	LWS10900	刑事訴訟法基礎	34
春学期	法科大学院	LWS20100	憲法-Aクラス	46
春学期	法科大学院	LWS20101	憲法-Bクラス	46
秋学期	法科大学院	LWS20200	行政法-Aクラス	45
秋学期	法科大学院	LWS20201	行政法-Bクラス	45
春学期	法科大学院	LWS20300	民法Ⅰ-Aクラス	57
春学期	法科大学院	LWS20301	民法Ⅰ-Bクラス	43
春学期	法科大学院	LWS20400	民法Ⅱ-Aクラス	49
春学期	法科大学院	LWS20401	民法Ⅱ-Bクラス	49
春学期	法科大学院	LWS20600	民事訴訟法Ⅰ-Aクラス	47
春学期	法科大学院	LWS20601	民事訴訟法Ⅰ-Bクラス	51
秋学期	法科大学院	LWS20700	民事訴訟法Ⅱ-Aクラス	62
秋学期	法科大学院	LWS20701	民事訴訟法Ⅱ-Bクラス	43
秋学期	法科大学院	LWS20800	刑法-Aクラス	53
秋学期	法科大学院	LWS20801	刑法-Bクラス	39
春学期	法科大学院	LWS21100	法曹倫理-Aクラス	46
春学期	法科大学院	LWS21101	法曹倫理-Bクラス	47
秋学期	法科大学院	LWS21400	刑事訴訟法-Aクラス	51

秋学期	法科大学院	LWS21401	刑事訴訟法-Bクラス	48
春学期	法科大学院	LWS21500	商法Ⅰ-Aクラス	48
春学期	法科大学院	LWS21501	商法Ⅰ-Bクラス	51
秋学期	法科大学院	LWS21600	商法Ⅱ-Aクラス	46
秋学期	法科大学院	LWS21601	商法Ⅱ-Bクラス	47
春学期	法科大学院	LWS30100	公法(総合)-Aクラス	40
春学期	法科大学院	LWS30101	公法(総合)-Bクラス	54
春学期	法科大学院	LWS30200	民法法(総合)-Aクラス	52
春学期	法科大学院	LWS30201	民法法(総合)-Bクラス	43
春学期	法科大学院	LWS30300	刑事法(総合)-Aクラス	50
春学期	法科大学院	LWS30301	刑事法(総合)-Bクラス	47

(出典 学事センター資料)

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

- (1) 本法科大学院は、その設置目的（第1章参照）に従い、法制度を多角的に分析し、批判的思考能力や法的な対話能力を高めるため、教室における討論を重視した少人数あるいは適度な受講者数による教育を行っている。これによって、各授業科目において法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識を確実に修得させ、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他法曹として必要な能力の育成を図っている。そのために、各授業科目の特質に応じて、双方向的・多方向的な授業、演習として実施する授業、実習を含む授業など、教育効果を高めるためのいくつかの授業形式がとられている（別添資料2-1 2012年度法科大学院シラバス）（解釈指針3-2-1-1、解釈指針3-2-1-2、解釈指針3-2-1-3）。
- (2) 各授業科目の具体的な授業方法は、次のとおりである。
 - ①法律基本科目として開講されている授業科目は、そのほとんどを45～50人前後を標準とするクラス編成により双方向的・多方向的授業を実施している。それらは、各授業科目のシラバスに記載されているとおり、学生に対して、1回の授業ごとに事前に指定された範囲につき綿密な予習を行い、討論等を中心とする各回の授業に積極的に参画し、さらに必要な復習をすることを求める方法をとるなどして、法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識を確実に修得できるように設計されている。授業で採り上げる題材は、各授業科目の特質に応じて、判例、事例、論文などの資料を各担当者の判断において適切に配列したものであり、これらを通じて、法的分析能力や法的議論の能力を育成することに務めている（別添資料3-2 商法基礎 授業科目配布資料の例、別添資料3-3 民事訴訟法Ⅰ 授業科目配布資料の例、別添資料3-4 行政法 授業科目配布資料の例）（解釈指針3-2-1-2、解釈指針3-2-1-3、解釈指針3-2-1-4）。
 - ②法律実務基礎科目として開講されている科目のうち、必修科目である「法曹倫理」、「訴訟実務基礎（民事）」及び「訴訟実務基礎（刑事）」の各科目は、必修科目であるため、法律基本科目と同様の発想によりクラス単位で綿密な授業を実施している。法律実務基礎科目として開講されている授業科目のうち、上記の授業科目以外のものは、各授業科目の特質に応じて、原則定員10名な

いし30名（「国際仲裁・ADR」は例外的に定員40名）の学生を対象として、法曹としての技能及び責任等を修得させるための適切な方法により教育を行っている（解釈指針3-2-1-3）。

その際、リーガルクリニック及びエクスターンシップⅠⅡにおいては、参加学生による法令の遵守のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督をすることとされており（法科大学院履修規程第11条による。資料3-2-1-1「法科大学院履修規程（抜粋）」）、これらの授業科目を履修する学生からその旨の誓約書を徴しているほか、受講学生に対しては、事前学習により、守秘義務の遵守、人権への配慮、不正行為の禁止などについて周知徹底を図っている（資料3-2-1-2「誓約書の書式」、資料3-2-1-3「2011年度リーガルクリニックの実績一覧」）（解釈指針3-2-1-5（1））。

エクスターンシップⅠⅡにおいては、担当教員として本法科大学院の専任教員5名及び兼任教員2名を配置し（別添資料2-1 2012年度上智大学法科大学院シラバス109頁）、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価において、本法科大学院教員が責任を持つ体制をとっている。なお、当然ながら、エクスターンシップⅠⅡの受講学生は、研修先から一切報酬を受け取ったりしていない（資料3-2-1-4「エクスターンシップの実施要領」、資料3-2-1-5「2011年度エクスターンシップの実績一覧」）（解釈指針3-2-1-5（2））。

さらに、法律実務基礎科目として開講されているもののうち、「公共法務演習」以下5科目は、「実務演習科目」として位置づけ、すべてについて、実務家教員と研究者教員が協働して授業を担当し（金融法実務演習については若干の回は実務家教員が中心となる場合もある）、特定のテーマごとに演習の形式で深く掘り下げた議論を展開する方法により、授業を実施している（別添資料2-1 2012年度上智大学法科大学院シラバス83頁から94頁まで）。

- ③基礎法学・隣接科目、展開・先端科目として開講されている科目においては、多様な授業科目のそれぞれの特質に応じて、人間や社会の在り方に関する思索を深めさせ、あるいは応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、少人数あるいは適度な受講者数による教育の利点を生かしつつ、適切な教材により効果的な教育が行われている（別添資料2-1 2012年度上智大学法科大学院シラバス113頁から186頁まで）。さらに、これらとは別に、学生が特に関心を抱くテーマにつき、担当教員の指導の下に研究を深め、論文としてまとめることを内容とする「自主研究・論文作成」を3年次秋学期の授業科目として置いている（別添資料2-1 2012年度上智大学法科大学院シラバス193頁）、資料3-2-1-6「法科大学院履修規程（抜粋）」）。学問的な関心を喚起し、研究の水準を満たすために必要な技法を修得させるという狙いによるものであり、これまでの実績は資料3-2-1-7（自主研究・論文作成の履修実績）のとおりである（解釈指針3-2-1-3）。

- (3) 1年間の授業計画、各授業科目の内容及び方法、成績評価の基準と方法は、すべて、各年度において学生に配布する履修要綱、シラバス及びWebサイト上のLoyolaにおいて明示し、学生に周知されている（別添資料1-2 2012年度上智大学法科大学院履修要綱（特に、成績評価の基準と方法については、20頁）、別添資料2-1 2012年度上智大学法科大学院シラバス）。また、履修要綱において「モデル履修案」を示すことにより、標準コース及び短縮コースのそれぞれについて、法廷中心の法律家、国際法務中心の法律家、環境問題中心の法律家、行政法実務の法律家を目指す場合の具体的な履修計画に資するよう、学生に本法科大学院が育成を目指す多様な法律

画像を提示している（別添資料1-2 2012年度法科大学院履修要綱45～48頁）。

- (4) 授業時間割については、授業の効果を十分にあげられるよう、学生の年次ごとの履修の便宜と自習時間の確保を考慮に入れて編成を行っている（別添資料1-2 2012年度上智大学法科大学院履修要綱43～44頁。解釈指針3-2-1-6(1)）。予習のための関連資料は、事前に購入すべきテキスト又は講義前に配布される資料として前もって提供されているもののほか、各回の授業において特に用いる資料がある場合には、TKC法科大学院教育研究支援システムを利用して、授業教材を文書ファイルやPDFファイルにより事前に学生に配布され、あるいは指示されている。解釈指針3-2-1-6(2)、解釈指針3-2-1-6(3)）。予習及び復習については、シラバスでその内容を指示しているが（別添資料2-1 2012年度上智大学法科大学院シラバス）、さらに個別に詳細な指示を必要とする場合は、TKC法科大学院教育研究支援システムの利用、教員による関係資料の配布などによって必要な措置を講ずることができる体制を整えている（解釈指針3-2-1-6(4)）。また、学生が授業時間外に自習するために、十分なスペースを有する自習室、法科大学院図書室を備え（第10章参照）、各種の教材、データベースを整備するなどして、施設・設備の充実を図っており、入学時のガイダンスで設備の利用方法についても周知している（解釈指針3-2-1-6(5)）。
- (5) なお、2004年度の法科大学院開設以降現在に至るまで、科目の性質上、毎週定期的に開講するのが本来であるにもかかわらず担当教員の充当その他の事情により一定期間に集中的に開講する形式の集中講義は実施しておらず、学生の学習負担に配慮した授業展開としている（解釈指針3-2-1-7）。例外的に、「集中講義」形式で授業を行う科目は存するが、これは各該当科目の特質により、毎週の曜日・時限に配置するのが適切でないため、特例的な形式によるものである。すなわち、2011年度に実施したものでは、「法情報調査」は、学生の入学直後の導入教育のためのもの（単位は付与されない）、「ネゴシエーション・ロイヤリング」及び「国際仲裁・ADR」は通常の授業期間外（夏期・春期休暇中）にワークショップの形式で実施するもので、集中的に行うことが効果的であって、実施にあたっては多数の現役弁護士の協力及び多数の教室を必要とするなどの施設の確保の要請があるもの、「エクスターンシップ」は事前教育のほか、夏期・春期休暇中の研修先での全日実習が必須であるものであって、いずれも学期中の学生の学習負担に十分配慮し、科目の必要上、集中講義形式で授業を行うものである（別添資料3-5 法情報調査の配布資料等、別添資料2-1 2012年度上智大学法科大学院シラバス99頁、109頁、111頁、資料3-2-1-8 ネゴシエーション・ロイヤリング）（解釈指針3-2-1-6）。

資料3-2-1-1 法科大学院履修規程（抜粋）

（リーガルクリニック、エクスターンシップ）

第11条 リーガルクリニック及びエクスターンシップを履修する学生は、関連法令を遵守すること及び取り扱った事件に関して知り得た秘密を漏らさないことについて、担当教員の指導及び監督に服さなければならない。

（出典 法科大学院履修規程）

資料3-2-1-2 誓約書の書式

誓 約 書

上智大学法科大学院 御中
同院リーガルクリニック講師 各位

私は、上智大学法科大学院の授業科目「リーガルクリニック」を受講するに際し、講義中に知り得た法律相談者の秘密を他に漏洩しないことを誓います。

年 月 日

住 所

所 属

氏 名

印

（出典 法科大学院資料）

誓 約 書

私は、2011年度の上智大学法科大学院エクスターンシップ・プログラムに参加するにあたり、下記の事項を守り、派遣先及び上智大学法科大学院にご迷惑をかけないことをここに誓約します。

記

第1条 私は、エクスターンシップ中に従事した業務において知り得た個人情報及び法律事務所所属の弁護士が依頼者との守秘義務に基づいて管理している情報について、法律事務所の事前の承諾なく、これを他に開示・漏洩したり、自ら使用しません。

第2条 私は、法律事務所の承諾のない限り、エクスターンシップ中に入手した文書、資料、図画、写真、電子ファイル等（写しを含む）をすべて返還し、一切保有しません。

第3条 私は、弁護士としての倫理を尊び、社会人として良識ある行動をとります。

第4条 私は、法律事務所あるいは上智大学法科大学院の都合によりエクスターンシップを途中で終了させる場合があることを承諾し、異議を述べません。

第5条 上記のほか、私は、エクスターンシップに関連して法律事務所あるいは上智大学法科大学

院が行う指導・指示に従います。

平成 年 月 日

住所

電話番号（あれば携帯）

学籍番号

氏名

印

上智大学法科大学院
院長 小幡純子 殿

（出典 法科大学院資料）

資料3-2-1-3 2011年度リーガルクリニックの実績一覧

春学期	1 限目	2 限目
4/23	全体模擬相談	4 件
5/7	全体模擬相談	4 件
5/21	全体模擬相談	2 件+模擬 1 件
6/4	4 件	3 件
6/18	3 件	4 件

秋学期	1 限目	2 限目
10/15	全体模擬相談	全体模擬相談
10/29	3 件+個別模擬相談 1 件	3 件+個別模擬相談 1 件
11/12	3 件+個別模擬相談 1 件	3 件+個別模擬相談 1 件
11/26	3 件+個別模擬相談 1 件	2 件+個別模擬相談 1 件
12/10	1 件+個別模擬相談 3 件	1 件+個別模擬相談 3 件

（出典 2011年度リーガルクリニック報告書）

資料3-2-1-4 エクスターンシップの実施要領

エクスターンシップの実施について（2011年度）

法科大学院

エクスターンシップ運営委員会

1. 応募要領

- （1） 6月2日（木）から6月14日（火）の間、法科大学院自習室内に各派遣先からの応募票を掲示する。応募票は適宜追加で張り出される場合がある。
- （2） エクスターンシップへの参加を希望する者は6月14日（火）午後3時までに法科

大学院事務室に希望票及び履歴書（原本1通・コピー1通）を提出すること。

(3) 派遣者は、掲示により公表する。公表日は6月24日（金）を予定している。

(4) 派遣先は、7月5日（火）の事前授業終了後に発表する。

2. 注意事項

応募にあたっては以下の注意事項を熟読し、全てについて了承した場合のみ希望票を提出すること。

<応募・選考についての注意事項>

- ① 派遣者および派遣先の決定はエクスターンシップ運営委員会が行う。エクスターンシップ運営委員会は、提出された希望票、成績、年次、派遣先の状況等を参考に、教育的な見地等から総合的に判断して派遣者・派遣先を決定する。
- ② 希望者は運営委員会の決定に従うこと。派遣先決定後の応募の辞退等は認めない。
- ③ 個々の選考過程は開示しない。
- ④ エクスターンシップに関して各派遣先事務所に接触してはならない。
- ⑤ エクスターンシップの派遣先について希望がある場合には、なるべく具体的に希望を書くこと。なお、特に一定の条件が満たされない場合には参加を希望しない（例えば、〇〇以外は派遣を希望しない、〇〇である場合のみ派遣を希望する）という事情がある場合には希望票に明記すること。
- ⑥ 希望する事務所等によって条件が課されている場合には、当該条件を満たしていることについて希望票で説明すること。
- ⑦ 実際の研修内容は派遣時期における事務所等の業務内容その他によって左右されるので、実際の研修内容が、応募票に記載された内容あるいは希望する内容に沿わない場合がありうることを了承のうえ応募すること。
- ⑧ 本年度派遣された2年次生で2単位を取得した者は、来年度はエクスターンシップを希望できない。
- ⑨ 派遣期間が1週間の場合には「エクスターンシップⅠ」の1単位、派遣期間が2～3週間の場合には、「エクスターンシップⅠ」及び「エクスターンシップⅡ」の2単位を修得することができる。履修登録については、学事センターが行うため10月の登録確認期間に、各自必ずロヨラで確認すること。なお、以前「エクスターンシップⅠ」のみを修得した者が今回2週間派遣された場合、「エクスターンシップⅡ」のみを修得する(エクスターンシップの単位上限は2単位)。

<派遣にあたっての注意事項>

- ① 派遣に際しては、法科大学院の指示に従うこと。
- ② エクスターンシップへの参加を許可された者は、法科大学院に対して法科大学院所定の誓約書を提出するものとする。加えて、派遣先との間で派遣先の所定の守秘義務契約書等の締結を求められる場合がある。
- ③ 2度開催されるエクスターンシップ派遣決定者に対する事前講義を必ず受講すること。欠席した者については派遣を取りやめ、不合格とする場合がある。開催日時は、以下のとおりである。

1回目 : 6月28日(火) 権田 光洋 弁護士 5時限 2-210
 2回目 : 7月5日(火) 石井 禎 弁護士 5時限 2-210

- ④ エクスターンシップの参加にかかる実費(交通費等)は原則として自己負担である。但し、遠方への出張に同行する場合には法科大学院が交通費を補助する場合があるので事務室に相談のこと。
- ⑤ 法科大学院の許可を得ることなくエクスターンシップに関して事務所と接触してはならない。
- ⑥ 提出された履歴書は、派遣が決まった場合には原本を派遣先に送付し、写しは法科大学院で保管する。派遣されないこととなった場合には、原本・写しとも応募者に返却する。
- ⑦ 派遣終了後、所定の報告書・レポートを法科大学院に提出すること。
- ⑧ 成績評価はP(合格)あるいはX(不合格)で行う。但し、この評価は成績優秀者の決定に際しては考慮しない。

今後のスケジュール

6月 1日(水)	説明会
6月 2日(木) - 14日(火)	受入票の貼り出し(自習室内掲示板) 希望票及び履歴書(原本1通・コピー1通)提出 (最終日15:00厳守)
6月24日(金)	派遣者掲示
6月28日(火)	事前講義① 誓約書提出
7月 5日(火)	事前講義② 派遣先発表、関係書類交付

(出典 法科大学院資料)

第5回(平成23年度夏季) 霞が関法科大学院生インターンシップ実施要領

平成23年 3月24日
人事院 人材局

1. 趣旨

本実施要領は、「霞が関法科大学院生インターンシップ(以下「インターンシップ」という。)」基本計画に基づき、第5回(平成23年度夏季)インターンシップを円滑かつ適切に実施するため、実習の期間、対象者及び場所その他必要な事項を定めるものとする。

2. 実習期間

インターンシップの実習期間は、参加法科大学院の夏季休業期間において行うものとし、概ね2週間を基本にインターンシップを効果的に実施する上で必要と認められる適宜の期間とする。

3. 実習対象者

実習対象者は、参加法科大学院(インターンシップに学生を参加させる法科大学院をいう。以下同じ。)に在籍する学生とする。ただし、人事院は参加法科大学院の修了者又は参加法科大学院以外に在籍する学生についても、関係する法科大学院の教員その他関係者の推薦がある場合にはインターンシップに参加することを認めることができる。

4. 実習場所

インターンシップの実習場所は、原則として、参加府省(インターンシップより参加法科大学院の学生を受け入れる府省をいう。以下同じ。)の各部局とする。

5. 募集

- (1) 参加法科大学院は、人事院に対して、平成23年4月1日(金)までに参加を希望する学生数を提示する。また、実習内容や時期などインターンシップの実施に関し要望があれば同日までに提示する。
- (2) 上記(1)で提示された要望等を踏まえつつ、参加府省は、受入可能な学生数の見込み、受入部署(予定)、研究課題、受入可能時期及び期間、その他必要と認められる事項を記載した実習計画概要を策定し、平成23年4月22日(金)までに「実習計画登録票」(別添1)により人事院人材局企画課宛に提出する。
- (3) 人事院は、上記各実習計画概要(受入予定者数や実習内容等)を参加法科大学院に送付し、参加法科大学院が学生に周知する。

6. 受入申請及び決定

(1) 申請の方法

インターンシップにより在籍する学生を実習させようとする参加法科大学院は、「インターンシップ応募に関する調査票」(別添2)を、平成23年5月12日(木)までに人事院に提出する。

参加法科大学院の修了者又は参加法科大学院以外の法科大学院の学生については、関係する法科大学院の教員その他関係者(推薦者)の署名を得て、学生本人が人事院に「インターンシップ応募に関する調査票」(別添2)を提出する。その際、調査票には、推薦者の氏名、所属、連絡先を明記する。

(2) 実習受入予定者の決定方法

参加府省は、調査票に基づき受入予定者の選考を行う。

なお、調査票で確認できない事項等については、電話により確認(最低必要限度の確認にとどめること)することができる。その場合、受入予定府省から学生に対し事前にメールで「府省名」、「氏名」、「電話番号」及び「電話をしていただきたい時間帯」を連絡し、学生から電話してもらうこととする。

① 第1回選考(平成23年5月16日(月)～平成23年5月20日(金))

人事院より参加府省へ第1希望分の調査票を送付し、参加府省は選考結果を人事院に連絡する。

② 第2回選考(平成23年5月24日(火)～平成23年5月31日(火))

人事院より参加府省へ第2希望分の調査票を送付し、参加府省は選考結果を人事院に連絡する。

③ 第3回以降の選考(平成23年6月2日(木)～平成23年6月9日(木))

人事院は、第2回選考までに選考されなかった者の中で他の研究課題を希望する者がいれば、その調査票を希望先参加府省に送付し、当該府省は選考結果を人事院に連絡する。

(3) 受入可否の通知

人事院は、受入の可否が決定され次第、すみやかに参加法科大学院を通じて学生に通知する。

7. 実習報告書の作成

(1) 実習生(インターンシップに参加している学生をいう。以下同じ。)は、実習期間の終了後、遅滞なく実習成果に関する報告書を作成して指導官の了承を得て人事院、参加府省及び所属する参加法科大学院へ提出する。

(2) 人事院は、実習参加者全員の報告書を取りまとめ、参加府省及び参加法科大学院へ送付する。

8. 実習成果の評価

(1) 参加法科大学院は、実習期間終了後、実習生ごとに実習成果の評価を行い、人事院及び学生を受け入れた参加府省に結果の報告を行う。

(2) 人事院は、実習期間終了後、実習生ごとに、実習成果に関する報告書、大学院からの結果報告に基づき、実習成果を確認する。

(3) 人事院は、(2)の結果、インターンシップの目的が達成されたものと認められる場合には、実習生に対し、インターンシップ修了証書を授与する。

9. 服務等

(1) 実習生は、実習時間は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

(2) 実習生は、実習時間中、参加府省職員が遵守しなければならない法令等及び指導官の指導、指示等に従わなければならない。

(3) 実習生は、実習により得た情報(公開されているものは除く。)を漏らしてはならない。実習期間終了後においても同様とする。

(4) 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に参加府省の承認を得なければならない。

(5) 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ参加府省にその旨連絡しなければならない。やむを得ず事前に連絡できなかった場合には、事後速やかに参加府省にその旨を連絡しなければならない。

10. 事故責任等

実習生は、実習期間中の事故に備えて災害傷害保険、賠償責任保険の両方に加入するものとする。

11. 応募及び問合せ先

人事院人材局企画課人材確保対策室

住所: 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

電話: 03-3581-5314(直通)

FAX: 03-3581-6755

以 上

(出典 第5回(平成23年度夏季) 霞が関法科大学院生インターンシップ実施要領)

資料3-2-1-5 2011年度エクスターンシップの実績一覧

● 2011年度春季エクスターンシップ派遣実績一覧

No.	派遣先	派遣期間	人数	学年
1	石上法律事務所	2/15-2/28	1	3年
2	九段法律事務所	2/21-3/4	1	3年
3	篠崎・進士法律事務所	2/14-2/25	1	3年
4	西村あさひ法律事務所	2/21-2/25	1	3年
5	フレッシュフィールズ ブルックハウスデリンガー法律事務所	2/21-3/4	1	3年
6	外国法共同事業法律事務所 リンクレーターズ	2/28-3/11	1	3年
7	新日本製鐵株式会社 環境部	3/7-3/18	1	3年

(出典 法科大学院資料)

● 2011年度夏季エクスターンシップ派遣実績一覧

No.	派遣先	派遣期間	人数	学年
1	阿部・阪田法律事務所	8/22-9/2	1	2年
2	安部・向畑・鈴木法律事務所	8/23-9/2	1	3年
3	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	9/5-9/9	1	2年
4	太田・石井法律事務所	8/29-9/9	1	2年
5	岡部・山口法律事務所	7/25-8/5	1	2年
6	小沢・秋山法律事務所	8/22-9/4	1	2年
7	外国法共同事業オムベニー・アント・マイヤース法律事務所	8/22-9/2	1	3年
8	菊地総合法律事務所	7/27-8/10	1	2年
9	北千住パブリック法律事務所	9/5-9/16	1	2年
10	銀座新明和法律事務所	9/9-9/22	1	3年
11	楠本法律事務所	9/5-9/16	1	2年
12	クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業	9/5-9/9	1	2年
13	光和総合法律事務所	8/29-9/9	1	2年
14	小島国際法律事務所	8/22-9/2	1	2年
15	小林・福井法律事務所	8/29-9/16	1	3年

16	さくら共同法律事務所	8/24-9/6	1	3年
17	シティユーワ法律事務所	8/29-9/2 9/12-9/16	1	3年
18	シリウス総合法律事務所	9/7-9/21	2	2年
19	新千代田総合法律事務所	8/22-9/2	1	2年
20	ソフィア法律事務所	8/29-9/9	1	2年
21	田辺総合法律事務所	8/8-8/19	1	2年
22	千代田の郷法律事務所	8/22-9/2	1	2年
23	TMI 総合法律事務所	8/1-8/14	1	2年
24	DLA・パイパー・東京パートナーシップ 外国法共同事業法律事務所	9/12-9/16	1	2年
25	東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)	9/12-9/16	1	2年
26	東京ゆまにて法律事務所	9/5-9/16	1	2年
27	虎ノ門総合法律事務所	8/29-9/10	1	2年
28	中山・男澤法律事務所	9/5-9/16	1	2年
29	原後総合法律事務所	9/1-9/14	1	2年
30	法テラス 三重	9/12-9/16	1	3年
31	法テラス 奄美	8/22-8/26	1	2年
32	ホワイト&ケース法律事務所	8/29-9/9	1	3年
33	溝上法律特許事務所	8/22-9/2	1	2年
34	三宅・今井・池田法律事務所	9/1-9/14	1	3年
35	森・濱田松本法律事務所	9/5-9/16	2	2年
36	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ	8/8-8/19	1	2年
37	ロア・ユナイテッド法律事務所	8/24-9/6	1	2年
38	キッコーマン株式会社	8/1-8/12	1	2年
39	気候ネットワーク	8/29-9/11	1	3年
40	国土交通省河川局水政課	8/8-9/19	1	2年
41	渋谷区役所(情報公開課)	9/8-9/22	1	2年
42	第一生命保険株式会社	8/18-8/26	1	2年
43	株式会社タケエイ	8/29-9/9	1	2年
44	東京都庁生活文化局	8/19-9/1	1	2年
45	内閣府官民競争入札等監理委員会	8/29-9/9	1	3年

46	日本経済団体連合会経済基盤本部	9/12-9/22	1	3年
47	日本 GE 株式会社	9/5-9/16	1	2年
48	三井物産株式会社 法務部 総合開発室	8/15-8/26	1	3年
49	住友商事株式会社 法務部 企画チーム	8/29-9/9	1	3年

(出典 法科大学院資料)

● 第5回(平成23年度夏季) 霞が関法科大学院生インターンシップ派遣実績一覧

No.	派遣先	派遣期間	人数	学年
1	厚生労働省	8/15-8/26	1	3年
2	警察庁	8/22-8/26	2	3年

(出典 法科大学院資料)

資料3-2-1-6 法科大学院履修規程(抜粋)

(自主研究・論文作成)

第12条 自主研究・論文作成を履修する学生は、担当教員を選定した上で履修登録をしなければならない。

2 自主研究・論文作成の単位を修得するために必要な提出論文の要件及び提出の手続は、別に定める。

(出典 法科大学院履修規程)

資料3-2-1-7 自主研究・論文作成の履修実績

	登録者数	単位修得者数
2007	7	6
2008	2	2
2009	2	1
2010	2	2
2011	0	0

(出典 法科大学院・学事センター資料)

資料3-2-1-8 ネゴシエーション・ロイヤリング

ネゴシエーション・ロイヤリング(2011年度)

<注意事項>

- ・朝の集合場所はいずれも2-203である。
- ・服装はクールビズとしてふさわしいものとする。
- ・昼食は各自とること。
- ・質疑応答やロールプレイについて積極的に参加することが求められる。

<テキスト>

マルホトラ&バイザーマン『交渉の達人』(日本経済新聞出版社、2010)

第1日（7月29日）

9:15	イントロダクション
9:30	ロールプレイ1
10:30	休憩
10:40	講義：交渉における7つの要素
11:30	昼休み
12:30	ロールプレイ2
14:30	休憩
14:40	講義：弁護士実務における交渉
15:10	価値の創造と分配、主張と共感
15:40	ロールプレイ3
17:00	クロージング（参加者からの質問等）
17:10	終了

課題 ①ジャーナル
②外交談判法

第2日（7月30日）

9:15	講義：難しい交渉（1） ～対人的要因、感情（含む、タイプ分析）、バイアス
10:40	休憩
10:50	講義：交渉の流れ、スタイル、話し方
11:20	講義：交渉におけるプロセス、制度設計、倫理
11:50	昼休み
12:50	ロールプレイ4
13:50	休憩
14:00	講義：難しい交渉（2）～戦略的要因、構造的要因
14:30	ロールプレイ5
16:15	休憩
16:25	講義：弁護士実務における難しい交渉
16:55	クロージング（参加者からの質問等）
17:05	終了

課題 ①ジャーナル
②中村・和田「リーガル・カウンセリングの技法」

第3日（7月30日）

9 : 15	ロールプレイ 6
10 : 30	講義：多数当事者間交渉
11 : 05	休憩
11 : 15	講義：クライアントとの関係
12 : 00	昼休み
13 : 00	ロールプレイ 7
16 : 00	休憩
16 : 15	総括
17 : 00	終了
	終了後、懇親会

課題 ①ジャーナル

(出典 法科大学院資料)

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

- (1) 本法科大学院においては、履修登録することができる単位数の上限は、1年次生及び2年次生については36単位以内、3年次生については44単位以内とされており、これには単位互換協定により履修が認められる早稲田大学大学院法務研究科の授業科目の単位数も含めることとされている(資料3-3-1-1「法科大学院履修規程(抜粋)」(解釈指針3-3-1-1、解釈指針3-3-1-2、解釈指針3-3-1-3))。

なお、留年者に関しては、一定の授業科目について、配当年次にかかわらず、法科大学院長の許可を得て履修できる旨の規定があるが(資料3-3-1-1「法科大学院履修規程(抜粋)」)、履修上限単位数について特段の定めはない。すなわち、再履修科目の単位数についても、上記の場合と全く同じ取扱いをする趣旨である(解釈指針3-3-1-3)。

付言するに、エクスターンシップⅠⅡについては、科目の性質上学生の事前事後の学習に大きな負担とならない実習の授業科目であることに鑑み、2011年度より、36単位の上限に含めない取扱いをしているが、エクスターンシップⅠⅡは各1単位科目であり、ⅠⅡ双方を履修しても、最高38単位以内に収まるものである(解釈指針3-3-1-1)。

- (2) 本法科大学院には、3年を超える修業年限の課程はない(解釈指針3-3-1-4)。

資料3-3-1-1 法科大学院履修規程(抜粋)

(履修登録単位の上限)

第8条 各年度において履修科目として登録することのできる単位数は、1年次生及び2年次生については36単位以内、3年次生については44単位以内とする。ただし、別表Vに掲げる科目については登録上限単位数に含めないこととする。

2 早稲田大学大学院法務研究科との単位互換協定により履修する授業科目の単位数は、前項の単位数に算入する。

別表V

年次	科目
2年次	「エクスターンシップⅠ」(1単位)
	「エクスターンシップⅡ」(1単位)

(進級・留年判定)

第15条 大学院学則第28条の2後段の所定の単位及び所定の成績は、別表第Ⅲ及び第Ⅳのとおりとする。

- 2 大学院学則第28条の2前段の規定が適用される学生（以下、本条において「留年者」という。）は、既に修得した授業科目の単位を改めて修得することを要しない。
- 3 留年者は、法科大学院が開講する授業科目のうち、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に属するものに限り、法科大学院長の許可を得て、配当年次にかかわらず、これを履修することができる。

(出典 法科大学院履修規程)

2 特長及び課題等

本法科大学院においては、入学定員に連動させる形で1クラス45名～50名を標準とするクラス編成としている。これにより、法律基本科目に当たる授業科目及び法律実務基礎科目に当たる授業科目のうち必修であるものについては、1クラス45名～50名前後を標準としたクラス編成により授業が行われている。また、法律実務基礎科目に当たる授業科目のうち選択必修であるものについては、あらかじめ学生からの履修希望を提出させて受講者数を調整する予備登録の手続を採用して、10名ないし30名（国際仲裁・ADRの定員は例外的に40名）の学生を対象として授業を行うなどして、少人数教育の徹底を図っている。

また、実務科目につき数多くの科目を展開しており、特に「エクスターンシップ」は、多くの派遣先を確保することにより、希望する学生のほとんどが履修可能な科目となっていることも本法科大学院の特長である。履修要綱や履修ガイダンスにおいて「モデル履修案」を提示するなどして、2～3年間の学修の道筋を示し、かつ、多様な実務科目によって、理論と実務の架橋的教育をより効果的に実践するとともに、法律専門家を目指すインセンティブも適切に付与している。

本法科大学院は、学生定員の視点からいえば、中規模法科大学院である。学生数において多すぎず少なすぎず、学生同士切磋琢磨できる最適規模の法科大学院であり、中規模校の利点を生かすべく授業科目の充実とともに、少人数あるいは適度な受講者数による教育をも実現している。また、2年次生及び3年次生については、2010年度より、教員担任制を導入し、各教員が、10名程度の学生の担任教員として、随時指導や学習相談などにあたる体制を整えている。

このように、本法科大学院では、適切な教育方法で授業を実施し、かつ、中規模校としての利点を生かして教育効果を上げるべく、きめ細かい指導体制をとっている点で優れている。

本法科大学院において、教育方法に関連して、制度的に改善を要する点は今のところ存在しないと考えているが、一方で、優れた教材の開発、法的思考能力の十分な育成、学生の効果的な学習への支援などの運用面については、FDや日々の教育実践を通じて、常に反省・検討を重ねていかなければならないものであり、現にそのような活動を不断に行っているところである。具体的には、学生による授業アンケート結果を踏まえてFD委員会等を開き、教育方法、学修効果、到達度の測定方法、授業教材などの改善につき討議し、討議の結果を実際の授業に反映させている。また、オープン授業週間を設け、他の教員の授業を参観し、教授方法につきお互いに切磋琢磨するように心がけており、研究者教員・実務家教員とともに、自らの授業スタイルと異なる授業を参観することで、多くの事を学び、授業の質を高めるのに大いに役立っている（第5章参照）。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1 達成度の明示

各授業科目において目標とする達成度については、各学年、配当学期及び当該授業科目の性質にしたがい、また法曹となるために必要な基本的学識を考慮して設定することとし、TKC教育研究支援システム上において、各授業科目における到達度目標入りシラバスを掲示することによって、学生に目標とする達成度を周知している。

たとえば、法律基本科目については、1年次においては、次年度の授業をより効果的に受講できるように基本的事項の徹底的理解を促し、2年次においては、いわゆるコアカリキュラムを参照して、到達度目標シラバスを作成している。詳細については、TKC教育研究支援システム上において、学生に提示されている各授業科目における到達度目標入りシラバスを参照されたい（別添資料1-4 到達度目標シラバス（抜粋））（解釈指針4-1-1-1）。

2 成績評価の基準設定・周知

(1) 成績評価の基準の統一

成績評価基準及び考慮要素については、履修要綱（別添資料1-2 2012年度法科大学院履修要綱20頁）に記載し、学生に周知している（解釈指針4-1-1-2）。

履修科目の成績の評価については、上智大学で全学統一的に定めている基準に則って、A

(特に優れた成績)、B(優れた成績)、C(妥当と認められる成績)、D(合格と認められるための最低限度の成績)、F(不合格)のいずれかで判定される(資料4-1-1-1「上智大学学則第55条」「上智大学法科大学院履修規程第14条」、「2012年度法科大学院履修要綱より抜粋(評価基準 20頁)」)。科目の履修について、登録は行ったが、所定の期日までに履修中止の手続をした者は、W(履修中止)とされる。履修中止をしないで、試験を受けなかった場合には、Fの評価となる。なお、必修科目については、履修中止は認められていない。なお、本学では、GPAを算出しているところ、Fの評価については、単位未修得であるが、GPA算出の際、分母に含めることによって、GPAの計算に入れている。Fと評価された科目を再履修した場合にも、単位を修得した学生との公平性を期するため、成績表・成績証明書にFは残し、GPA算出の計算に算入することとしている。このような扱いにより、他大学のGPA算出手法と比べても、GPAをより厳格に算出する手法となっていると考えている。

資料4-1-1-1

上智大学学則

第55条 授業科目の成績評価は、上位よりA(100~90点)、B(89~80点)、C(79~70点)、D(69~60点)、F(59点以下)、P、X、Iの評語をもって表示し、A、B、C、D、Pを合格、F及びXを不合格、Iを評価保留とする。

- 2 前項にかかわらず、履修中止科目をW、認定科目をNと表示する。
- 3 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(いわゆるGrade Point Averageに相当するもの。以下「GPA」という。)を用いる。
- 4 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、Aにつき4.0、Bにつき3.0、Cにつき2.0、Dにつき1.0、Fにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目(W、N、P、X、Iとして表示された科目を除く)の総単位数で除して算出する。

(出典 上智大学学則)

上智大学法科大学院履修規程

(成績評価)

第14条 法科大学院教授会は、大学院学則第40条の規定により準用する上智大学学則第55条の規定の適用に当たり、考慮すべき学生の成績分布その他の教育上必要な事項を定めることができる。

- 2 前項の事項は、厳正な成績評価を旨とするものとする。
- 3 成績評価に対する確認願い及び再確認願いについては別に定める。

(出典 上智大学法科大学院履修規程)

2012年度法科大学院履修要綱（P20）

評価基準

		評価	評点	QPI	内容
判	合 格	A	100～90点	4.0	特に優れた成績を示したもの
		B	89～80点	3.0	優れた成績を示したもの
		C	79～70点	2.0	妥当と認められる成績を示したもの
		D	69～60点	1.0	合格と認められるための最低限度の成績を示したもの
		P	———		合格と認められる成績を示したもの
定	不 合 格	F	59点以下	0	合格を「A, B, C, D」とする科目において、合と認められるに足る成績を示さなかったもの
		X	———		合格を「P」とする科目において、合格と認められるに足る成績を示さなかったもの
	評価保留	I	———		判定を一時的に保留としたもの。
履 修 中 止	W			所定の期日までに履修中止の手続きをしたもの	
認 定 科 目	N			修得単位として認定されたもの	

(出典 2012年度法科大学院履修要綱)

さらに、成績評価基準の適用に当たってのそれぞれの成績割合については、登録学生総数が20名以上の科目については、登録者総数に対する成績評価の割合を、概ね以下の通りとすることが定められている（資料4-1-1-2「法科大学院の成績評価等に関する申合せ、法科大学院の成績評価等に関する申合せ細則」「2012年度法科大学院履修要綱より抜粋（成績評価の割合 20頁）」）。

Aは、20%以下とする。

Bは、10%以上、30%以下とする。

上記の割合は、期末試験を課さないでレポート等により行う成績評価にも適用される（ただし、A群実務演習科目、B群実務科目の成績評価割合については、上記割合を適用せず、Aの割合を50%以下とすることを申し合わせている（解釈指針4-1-1-2））。なお、登録者総数が20名に満たない場合であっても、上記の基準を考慮して、成績評価を行うことが努力義務とされている。

上位の成績A、Bについてのみ、割合の上限等を定めている趣旨は、成績のインフレ化を防止し、厳格な成績評価を実施するためである。例えば、絶対的評価基準に照らして、あるクラスについて全体的に成績不良である場合には、Aがゼロ人という厳しい評価がなされることも想定されている。他方、C、D、Fについては、割合を定めず、絶対評価として成績を付すことによって、学生の学力の実態を反映した厳格な成績評価を可能としている。絶対評価においても、あらかじめ、成績基準は示されているため、その基準に則って成績を付すことは、当然の前提である。

なお、成績評価割合の定めは、本来、教員が守るべき内部的指針としての性質を有するものとも考えられるが、学生への情報開示という観点から、履修要綱に記載して、学生に周知している。（解釈指針4-1-1-2）

資料4-1-1-2

法科大学院の成績評価等に関する申合せ

2011年改正

（趣旨）

第1条 この申合せは、上智大学法科大学院履修規程第14条第1項及び第2項の規定に基づき、試験の成績評価について一定の基準を示すこと及び教員間の成績評価の平準化を促進することを目的とする。

（成績評価の割合）

第2条 履修学生数が20名以上の科目については、履修学生数に対する成績評価の割合は、おおむね次のとおりとする。

（1）Aの割合は、20%以下とする。

（2）Bの割合は、10%以上30%以下とする。

2 履修学生数が20名に満たない科目についても、前項の基準を考慮して成績評価を行うように努めなければならない。

（成績評価の観点）

第3条 成績評価は、前条の規定の趣旨に則り、絶対評価のみによることなく相対評価の観点を加味して、厳正にこれを実施しなければならない。

（適用範囲）

第4条 第2条の割合は、レポートの提出その他の方法による成績評価にも適用する。

2 科目の性質上、第2条の割合を適用することが妥当でない場合については、別に定める申合せ細則による。

（成績評価基準）

第5条 成績評価は、おおむね平常点30%、期末試験（期末試験に準ずるものとして教員が指定する中間試験を含む。）70%の割合でこれを行う。

2 平常点の評価は、授業への出席・参加、課題への取組み、小テストの成績等による。

（試験時間）

第6条 期末試験の試験時間は、原則として120分間とする。

（申合せの公表）

第7条 この申合せは、法科大学院履修要綱への掲載その他の法科大学院教授会が適当と認める方法により、学生に周知しなければならない。

附則

この申合せは、2006年度前期から適用する。

2009年改正の申合せは、2009年度春学期から適用する。

2011年改正の申合せは、2011年度秋学期から適用する。

法科大学院の成績評価等に関する申合せ細則

1 A群・実務演習科目、B群・実務科目の成績評価割合については、法科大学院の成績評価等に関する申合せ第2条第1項(1)のAの割合を50%以下とし、(2)については適用しないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、B群・実務科目の「エクスターンシップ(I, II)」については、合格(P)または不合格(F)で評価する。

(出典 法科大学院資料)

2012年度法科大学院履修要綱(P20)

成績評価の割合

受験学生総数が20名以上の科目について、合格者総数に対する成績評価の割合は、概ね以下の通りとします。

- ① Aは、20%以下とする。
- ② Bは、10%以上、30%以下とする。

ただし、A群・実務演習科目及びB群・実務科目についてはAは50%以下、B以下については、成績評価割合を定めないものとします。

上記の割合は、レポートの成績評価にも適用されます。

受験学生総数が20名に満たない場合であっても、上記の基準を考慮して、成績評価を行うように努めます。

(出典 2012年度法科大学院履修要綱)

(2) 成績評価基準の教員間の共有及び学生への周知

成績評価については、毎学期の成績評価の発表後、各科目の採点分布、成績評価割合が、一覧表にされて、教授会に提示され、教員全員の間でデータが共有されている。また、教育研究委員会において、議題として審議し、個別に、あるいは、全体として問題があるかどうか検討を行っている。例えば、受講者数が20名に満たない科目の成績分布や、Fが際立って多い科目の成績付与状況について、議論がなされることもあった。このように、各教員の成績評価について、ファカルティメンバー全員が共有することによって、各教員が十分に説明責任を果たせるような形での成績評価を行うことが確保されている(解釈指針4-1-1-3(2))。

また、学生に対しても、各科目の成績評価割合の状況は、公表されている(別添資料4-1「2011年度成績統計」)。期末試験終了後に、担当教員が受講生を集めて試験の解説・評価の説明等を行う科目があるほか、法科大学院事務室において各試験科目ごとの「解答の基礎」等の資料を収集・保管し、学生の閲覧に供している(解釈指針4-1-1-4)。

3 出席管理と平常点、期末試験

成績評価に当たっては、概ね平常点30%、期末試験70%の割合で行うことが、履修要綱で明記されている（解釈指針4-1-1-2）。平常点としては、授業時の受け答え、意見発表の状況、参加の積極性、課題への取組み状況などが含まれる。各科目について、シラバス上で、成績評価の割合は明記されているため、平常点が25%、35%などの具体的な記載がある場合には、それによるが、シラバスにおいて、平常点と期末試験を総合評価する旨のみの記載がある場合には、履修要綱に示された評価基準によるものとしている。この点も履修要綱に明示して、学生に周知している（資料4-1-1-3「2012年度法科大学院履修要綱より抜粋（評価基準 20頁）」）。

資料4-1-1-3

2012年度法科大学院履修要綱（P20）

評価基準

期末試験を課さない科目を除き、成績評価は、概ね平常点30%、期末試験70%の割合でこれを行います。シラバスにおいて平常点と期末試験を総合評価する旨を記載している場合は、すべてこの基準に即しています。平常点の評価においては、授業への出席を重視します。

（出典 2012年度法科大学院履修要綱）

各科目の修得のためには、学生が、授業に出席して、教員の講義、他の学生の質問・意見を聴き、自らの考えを固め、意見を形成することが必要である。このような観点から、期末試験を受けるための要件を定め、4分の1を超える欠席がある場合には、期末試験の受験を認めないこととした（資料4-1-1-4「上智大学法科大学院履修規程第13条」）。

出席管理については、様々な方法があり得る。授業で座席指定をしている場合には、欠席者が誰であるかはおのずから明らかであるため、特段出席管理に時間を割く必要はないが、座席指定していない場合には、適宜、出席票を提出させたり、開始時に出席をとったりするなどの方法が採られている。

資料4-1-1-4

上智大学法科大学院履修規程

（受験資格）

第13条 授業欠課数が当該授業科目の開講時間数の4分の1を超える学生は、その学期における当該科目の学期末試験を受験することができない。

（出典 上智大学法科大学院履修規程）

期末試験は、出席要件を満たした学生のみが受験することができる。法科大学院発足当

初は、上智大学全体の学事日程に従っていたため、各期の授業終了後、期末試験までの間に、十分な試験のための勉強期間を確保できなかった。この点については学生たちの改善要望が強かったため、2005年度から、授業終了から試験までの間に一定の試験勉強期間を確保するように変更した。

4 期末試験と成績評価の結果

本法科大学院では、期末試験を受験した結果不合格であった者に再試は認めていない。期末試験の結果は、平常点と合算して、単位修得の可否の判定材料となるものであり、その結果、単位修得が認められなかった者に対して、期末試験の部分のみ再チャンスを与えることは、当該学期間の授業の過程の評価として、合格・不合格の判定をした趣旨に沿わないと考えられるためである。

一方、追試験は、病気、忌引、災害、交通機関の遅延等によって試験を欠席した場合に認められるものである。追試験用の問題については、原則として、同分野・同問題の試験問題を出題しないようにしている（資料4-1-1-5「2012年度法科大学院履修要綱より抜粋（追試験 18頁）」）（解釈指針4-1-1-4、4-1-1-5）。

なお、期末試験の採点に当たって、採点者に予断を与えさせないために、答案用紙には学籍番号だけを記させ、氏名は記させない取扱いをし、匿名性を確保する措置を講じている。他方で、受験の有無をチェックするために、受験票を別途用意し、学籍番号と氏名を記させる取扱いをしている。

資料4-1-1-5

2012年度法科大学院履修要綱（P18）	
追試験	
<p>※2012年度より追試験申請方法が一部変更になりました。よく確認してください。 下記の事由により、定期試験を受験できなかった学生は、『追試験願』（所定用紙）を提出することによって追試験受験を認められることがあります。追試験を受けるには、所定の期間内に申請し許可を得るとともに追試験料を納める必要があります。 なお、語学科目および授業内（定期試験期間外）に試験を実施した科目は追試験を申請することができません。</p>	
<p>■追試験願を提出する事由 原則として、『病気』、『三親等以内の忌引き』、『災害』、『交通機関の遅延』、『裁判員制度での選任』とします。申請時には試験当日に当該試験を受験できなかったことが証明できる以下の書類を添付し、定められた期限内に手続きを完了させなければなりません。</p>	
<p>■各事由の証明書および手続きについて</p>	
①『病気』の場合	医師が発行した診断書または登校許可書 ※領収書は不可
試験当日の診察状況を記載し、かつ試験当日に試験を受験できる状態になかったことが証明できるもの。受験できなかった試験日が受診日または療養期間として明記されているもの。数日にわたって試験を欠席した場合、その期間の診断内容が明記された診断書が必要となる。	
②『三親等以内の忌引き』の場合	会葬御礼のはがき等
試験を受験できなかった日付が記載されていること。	
③『交通機関の遅延』の場合	各交通機関が発行した遅延証明書（乗車日付が当日のもの、および遅延時間が記載されたもの）インターネット上の遅延証明書を印刷したもので可。

交通機関が20分以上遅延し、試験会場への到着が試験開始定刻から20分を超えたことにより、定期試験を受験できなかった場合、追試験を申請することができる。**ただし、交通機関の遅延当日のみ受け付ける。**

※ 試験翌日以降に申し出ても、追試措置はとれないので注意すること。

注意 遠距離通学や交通機関のストップ等やむを得ない事情で遅延当日に学校に来られない場合のみ、**当日17:00まで(5・6限の試験は当該の試験時間が終わるまで)**に学事センター追試験担当まで電話連絡(TEL03-3238-3515)をして「仮申請」をしてください。上記の期間内に「仮申請」を行わなかった場合および「仮申請」の後、所定の期限までに追試験申請を行わなかった場合は、いかなる理由があっても当該遅延による追試験申請ができなくなるので注意してください。

- ・ 学生本人自宅から大学へ通常使用している路線の遅延に限る(自宅外からは申請不可)。申請の際に、学生証裏面の「通学証明書シール」に記載している住所を確認します。
- ・ 遅れた時間以上の遅延証明(例えば、試験開始から30分遅れた場合は、30分以上の遅延証明でなければ認められません。初めから遅刻入室を想定して登校した場合、追試験の申請はできません)。
- ・ 交通遅延が事由の場合、代理申請をすることはできません。

◎ **試験開始後20分以内に到着した場合**

20分までの遅刻ならば受験可能なため、**速やかに試験会場に向かうこと**。そのまま受験をする。

◎ **試験開始後20分を超えて到着した場合**

遅延証明書を持って、**速やかに2号館1階の学事センター(教務)窓口に来ること**。到着時間等を確認し、遅延証明書を提出のうえ追試験申請をすることができる。

★**判断に迷う場合は、まず試験教室に行き、試験監督の指示に従うこと。**

具体的な追試験申請期間および注意事項等は定期試験前にLoyola学事センター(教務)掲示板に掲示しますのでよく確認してください。

(出典 2012年度法科大学院履修要綱)

5 異議申立制度(解釈指針4-1-1-3(1))

学生が成績評価に不服がある場合の異議申立制度については、上智大学においては、かねてより、全学的な制度として、成績評価確認願の制度がある(資料4-1-1-6「2012年度法科大学院履修要綱より抜粋(成績評価確認願 21頁)」)。本法科大学院においても、第一次的には、全学的な制度である成績評価確認願を用いるが、さらに、法科大学院に固有の制度として、「成績評価再確認願」の設け、法科大学院生に対して、より慎重な救済制度を置くこととした。再確認願が出された場合には、成績評価委員会が審議を行い、再確認願の条件を満たしている場合には、当該学生及び担当教員から事情を聴取し、必要があれば担当教員から答案の提出を求めて、再度、検証の必要の有無を判断することになっている(資料4-1-1-6「2012年度法科大学院履修要綱より抜粋(成績評価再確認願 21頁)」)。

このように全学の制度と比べ、より慎重な手続を置いたことにより、法科大学院の成績評価の公正・厳格化を担保することが可能となっている。

なお、事実上の取扱いではあるが、希望学生に対しては、担当教員が、直接学生に対して説明を尽くしている。

ちなみに、2011年度における「成績評価再確認願」の件数は、1件であった。

資料4-1-1-6

2012年度法科大学院履修要綱 (P21)

成績評価確認願

成績評価について疑問のある場合は、「成績評価確認願」(所定用紙・学事センター(教務)備付け)を下記の提出締切日までに学事センター(教務)へ提出してください。その際、必ず成績通知書を持参してください。期日を過ぎた場合の願い出はいっさい受け付けられません。

■ 「成績評価確認願」提出締切日

2012年度春学期科目	9月27日(木)まで
2012年度秋学期科目	2月28日(木)まで

なお、次の要件を充たす場合に限り、上記「成績評価確認願」の回答書の写しを2号館1F学事センター(教務)にて受領後、7日以内に、「成績評価再確認願(理由書)」を回答書の写しと共に、成績評価委員会に提出することができます。

成績評価再確認願

■ 「成績評価再確認願(理由書)」提出の要件

- ①明らかに成績表への誤記があるとき
- ②成績評価確認願の回答書に明らかに誤りがあるとき

成績評価委員会は、上記の要件を充たすと思料したときには、当該学生および担当教員から事情を聴取し、また必要があれば担当教員から答案の提出を求めて、再度、検証の必要の有無を判断します。

この結果については、措置決定通知書によって、「成績評価再確認願(理由書)」受理後14日以内に当該学生に通知します。なお、「成績評価再確認願(理由書)」の交付、提出は法科大学院事務室にて行います。

(出典 2012年度法科大学院履修要綱)

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

本法科大学院では、進級するための条件が定められている。1年次から2年次に進級するためには、1年次配当の必修科目24単位を修得していることが必要とされ、2年次から3年次に進級するためには、2年次配当の必修科目20単位を含む24単位の修得が条件とされる。

なお、2010年度標準コース入学者については、修得単位条件のほかに、各年次におけるGPAが1.0以上、2011年度以降標準コース入学者については、修得単位条件のほかに、各年次におけるGPAが1.6以上、2011年度短縮コース入学者については、修得単位条件のほかに、各年次におけるGPAが1.0以上、2012年度以降短縮コース入学者については、修得単位条件のほかに、各年次におけるGPAが1.6以上でなければならないとの要件を付加し、進級、修了要件を厳格化した（解釈指針4-1-2-1、解釈指針4-1-2-2）。

なお、進級、修了できず、同じ学年に留年することとなった学生は、すでに単位修得済みの科目については再度履修する必要はないが、次年度に上級年次で開講される法律基本科目及び法律実務基礎科目は、年次指定の科目であるため、履修することはできない（解釈指針4-1-2-1）。一方、そのほかの選択科目については、年次指定がある場合でも、個別の許可を得ることにより、履修することが可能である（資料4-1-2-1「上智大学法科大学院履修規程第5条、第15条」）。

また、このような進級要件のほかに、前提科目制度がある。例えば、1年次の憲法基礎の単位を修得していない学生は、2年次に進級したとしても憲法を履修することはできない。3年次の必修科目についても、それぞれ前提科目が定められているため、3年次に進級すること自体は可能であっても、3年次の必修科目が履修できないため、当該年度に修了できないことがあらかじめ明らかである場合も存する（資料4-1-2-1「上智大学法科大学院履修規程第5条」）。このように、前提科目制度は、進級制度と相まって、段階的な過程教育を実現するための制度として機能している（解釈指針4-1-2-3）。

学生には、進級制度及び前提科目制度について、履修要綱で公表するとともに、ガイドンスで周知を図っている（資料4-1-2-2「2012年度法科大学院履修要綱より抜粋（24頁、25頁、28頁、30頁、31頁、33頁、34頁）」）（解釈指針4-1-2-1）。

資料4-1-2-1 上智大学法科大学院履修規程

(前提科目)

第5条 別表第Ⅱに掲げる授業科目は、同表における前提科目の単位を修得していない限り、履修することができない。

別表Ⅱ (第5条関係)

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法Ⅰ	民法基礎Ⅰ，民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅲ
	民法Ⅱ	民法基礎Ⅰ，民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅲ
	商法	商法基礎
	民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法基礎
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法Ⅱ
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法Ⅰ	刑事訴訟法基礎
	刑事訴訟法Ⅱ	刑事訴訟法基礎
	訴訟実務基礎(民事)	民法基礎Ⅰ，民法基礎Ⅱ，民法基礎Ⅲ， 商法基礎及び民事訴訟基礎の5科目のうち4科目以上
3年次	公法(総合)	憲法基礎及び行政法基礎 並びに憲法及び行政法から1科目以上
	民事法(総合)	民法基礎Ⅰ，民法基礎Ⅱ，民法基礎Ⅲ， 商法基礎及び民事訴訟法基礎 並びに民法Ⅰ，民法Ⅱ，商法，民事訴訟法Ⅰ 及び民事訴訟法Ⅱから2科目以上
	刑事法(総合)	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎 並びに刑法，刑事訴訟法Ⅰ及び刑事訴訟法Ⅱから1科目 以上
	訴訟実務基礎(刑事)	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎 並びに刑法，刑事訴訟法Ⅰ及び刑事訴訟法Ⅱから1科目 以上

(進級・留年判定)

第15条 大学院学則第28条の2後段の所定の単位及び所定の成績は、別表第Ⅲ及び第Ⅳのとおりとする。

- 2 大学院学則第28条の2前段の規定が適用される学生（以下、本条において「留年者」という。）は、既に修得した授業科目の単位を改めて修得することを要しない。
- 3 留年者は、法科大学院が開講する授業科目のうち、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に属するものに限り、法科大学院長の許可を得て、配当年次にかかわらず、これを履修することができる。

別表Ⅲ

◇法学未修者

第1年次において修得すべき単位 必修科目 24 単位
 第2年次において修得すべき単位 必修科目 20 単位を含む 24 単位
 ただし、必修科目の修得単位は、当該年次に配当された授業科目の単位に限る。

◇法学既修者

第2年次において修得すべき単位 必修科目 20 単位を含む 24 単位

別表Ⅳ

◇法学未修者

第1年次乃至第3年次において充足すべきGPAの最低基準 各年次 1.6

◇法学既修者

第2年次及び第3年次において充足すべきGPAの最低基準 各年次 1.6

GPAは、上智大学学則第55条による。

ただし、留年者で上記のGPAの最低基準を充足しなかった者が、留まる年次において、当該年次でF評価の科目を再履修する場合に限り、次の進級・修了判定において成績要件として用いるGPAについては、当該再履修科目に従前付されていたFは除外して算出するものとする。

(出典 上智大学法科大学院履修規程)

資料4-1-2-2

2012年度法科大学院履修要綱(P24、P25、P28、P30、P31、P33、P34))

標準(3年制)コース【2010年度入学～2012年度入学生用】

3. 進級要件

【2010年度入学】1年次は当該年次の必修科目24単位、2年次は当該年次の必修科目20単位を含む24単位を修得し、各年次のGPAが1.0を下回らないこと。

【2011年度・2012年度入学】1年次は当該年次の必修科目24単位、2年次は当該年次の必修科目20単位を含む24単位を修得し、各年次のGPAが1.6を下回らないこと。

【注意】進級要件・修了要件としてのGPAの計算方法について

- ・進級要件・修了要件として利用するGPAは、「各年次ごとのGPA」である。各学期のGPA、累積全科目のGPAとは異なる。
- ・例えば、1年次にGPA3.0の成績を取め、1年次及び2年次の累積全科目GPAが1.6(1.0)を上回っていても、2年次におけるGPAが1.6(1.0)未満である場合には、進級要件を満たすことはできない。
- ・進級要件を満たせず同一年次に留まる場合には、同一年次の2年目の成績と1年目の成績を合算して「各年次ごとのGPA」を算出する。その際1年目においてF評価を受けた科目については、2年目に同じ科目を再度履修して成績が付与された場合に限り、1年目の同じ科目のF評価を「各年次ごとのGPA」の算出にあたり除外する。
- ・1年目のF評価を受けた科目を、2年目に再度登録したが履修中止をした場合(W)、1年目のF評価は「各年次ごとのGPA」の算出にあたり除外されない。

③ 必修科目の履修とその前提科目の単位修得

前提科目とは、特定の科目の履修にあたり、既に単位を修得していなければならない科目をいう。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも、下表の左側に位置する必修科目については、右側の前提科目を修得していない限り、当該科目の履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法Ⅰ	民法基礎Ⅰ 民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅲ
	民法Ⅱ	民法基礎Ⅰ 民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅲ
	商法Ⅰ	商法基礎
	商法Ⅱ	商法基礎
	民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法基礎
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎
	訴訟実務基礎(民事)	民法基礎Ⅰ・民法基礎Ⅱ・民法基礎Ⅲ、商法基礎及び民事訴訟法基礎の5科目のうち4科目以上

配当年次	科目名	前提科目
3年次	公法（総合）	憲法基礎，行政法基礎の2科目，並びに憲法，行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法基礎Ⅰ・民法基礎Ⅱ・民法基礎Ⅲ，商法基礎及び民事訴訟法基礎の5科目，並びに民法Ⅰ・民法Ⅱ，商法Ⅰ・商法Ⅱ，民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱの6科目のうち2科目以上
	刑事法（総合）	刑法基礎，刑事訴訟法基礎2科目，並びに刑法，刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎，刑事訴訟法基礎の2科目，並びに刑法，刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上

標準（3年制）コース【2009年度以前入学生用】

3. 進級要件

1年次は当該年次の必修科目24単位、2年次は当該年次の必修科目20単位を含む24単位を修得すること。

③ 必修科目の履修とその前提科目の単位修得

前提科目とは、特定の科目の履修にあたり、既に単位を修得していなければならない科目をいう。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも、下表の左側に位置する必修科目については、右側の前提科目を修得していない限り、当該科目の履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法Ⅰ	民法基礎Ⅰ 民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅲ
	民法Ⅱ	民法基礎Ⅰ 民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅲ
	商法Ⅰ	商法基礎
	商法Ⅱ	商法基礎
	民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法基礎
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎

配当年次	科目名	前提科目
3年次	公法（総合）	憲法基礎，行政法基礎の2科目，並びに憲法，行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法基礎Ⅰ・民法基礎Ⅱ・民法基礎Ⅲ，商法基礎及び民事訴訟法基礎の5科目，並びに民法Ⅰ・民法Ⅱ，商法Ⅰ・商法Ⅱ，民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱの6科目のうち2科目以上
	刑事法（総合）	刑法基礎，刑事訴訟法基礎の2科目，並びに刑法，刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（民事）	民法基礎Ⅰ・民法基礎Ⅱ・民法基礎Ⅲ，商法基礎及び民事訴訟法基礎の5科目，並びに民法Ⅰ・民法Ⅱ，商法Ⅰ・商法Ⅱ，民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱの6科目のうち2科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎，刑事訴訟法基礎の2科目，並びに刑法，刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上

短縮（2年制）コース 【2011年度・2012年度入学生用】

3. 進級要件

【2011年度入学】必修科目20単位を含む24単位を修得し、GPAが1.0を下回らないこと。

【2012年度入学】必修科目20単位を含む24単位を修得し、GPAが1.6を下回らないこと。

[注意] 進級要件・修了要件としてのGPAの計算方法について

- ・進級要件・修了要件として利用するGPAは、「各年次ごとのGPA」である。各学期のGPA、累積全科目のGPAとは異なる。
- ・例えば、2年次にGPA3.0の成績を取め、2年次及び3年次の累積全科目GPAが1.6(1.0)を上回っていても、3年次におけるGPAが1.6(1.0)未満である場合には、修了要件を満たすことはできない。
- ・進級要件を満たせず同一年次に留まる場合には、同一年次の2年目の成績と1年目の成績を合算して「各年次ごとのGPA」を算出する。その際1年目においてF評価を受けた科目については、2年目に同じ科目を再度履修して成績が付与された場合に限り、1年目の同じ科目のF評価を「各年次ごとのGPA」の算出にあたり除外する。
- ・1年目のF評価を受けた科目を、2年目に再度登録したが履修中止をした場合(W)、1年目のF評価は「各年次ごとのGPA」の算出にあたり除外されない。

② 必修科目の履修とその前提科目の単位修得

前提科目とは、特定の科目の履修にあたり、既に単位を修得していなければならない科目をいう。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも、下表の左側に位置する必修科目については、右側の前提科目を修得していない限り、当該科目の履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目
3年次	公法（総合）	憲法， 行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法Ⅰ・民法Ⅱ， 商法Ⅰ・商法Ⅱ， 民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱの6科目のうち2科目以上
	刑事法（総合）	刑法， 刑事訴訟法， の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法， 刑事訴訟法， の2科目のうち1科目以上

短縮（2年制）コース 【2010年度以前入学生用】

3. 進級要件

必修科目20単位を含む24単位を修得することを進級の要件とすること。

② 必修科目の履修とその前提科目の単位修得

前提科目とは、特定の科目の履修にあたり、既に単位を修得していなければならない科目をいう。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも、下表の左側に位置する必修科目については、右側の前提科目を修得していない限り、当該科目の履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目
3年次	公法（総合）	憲法， 行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法Ⅰ・民法Ⅱ， 商法Ⅰ・商法Ⅱ， 民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱの6科目のうち2科目以上
	刑事法（総合）	刑法， 刑事訴訟法， の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（民事）	民法Ⅰ・民法Ⅱ， 商法Ⅰ・商法Ⅱ， 民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱの6科目のうち2科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法， 刑事訴訟法， の2科目のうち1科目以上

(出典 2012年度法科大学院履修要綱)

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定め

る単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院の修了要件は、標準コースが、3年以上の在籍と総単位数93単位以上の単位取得、短縮コースが、2年以上の在籍と総単位数65単位以上の単位取得である（解釈指針4-2-1-1）。

また、前述のように進級要件と同様に、2010年度標準コース入学者については、各年次におけるGPAが1.0を下回らないこと、2011年度以降の標準コース入学者については、各年次におけるGPAが1.6を下回らないこと、2011年度短縮コース入学者については、各年次におけるGPAが1.0を下回らないこと、2012年度以降の短縮コース入学者については、各年次におけるGPAが1.6を下回らないことを修了要件としている（解釈指針4-2-1-2）。

なお、修了に必要な単位の内訳は次のとおりとなっている（資料4-2-1-1「上智大学大学院学則第21条の3、上智大学法科大学院履修規程第4条」）。

標準コースは、法律基本科目

公法系科目	12単位（必修）
民事系科目	36単位（必修）
刑事系科目	14単位（必修）
法律実務基礎科目	12単位（うち6単位必修、うち6単位選択必修）
基礎法学・隣接科目	4単位
展開・先端科目	12単位
法律基本科目以外のすべてから	3単位

短縮コースは、法律基本科目

公法系科目	6単位（必修）
民事系科目	18単位（必修）
刑事系科目	8単位（必修）
法律実務基礎科目	12単位（うち6単位必修、うち6単位選択必修）

基礎法学・隣接科目	4単位
展開・先端科目	12単位
選択として	5単位

法律基本科目以外の科目の履修の関係では、標準コースにおいては、修了要件単位数93単位の3分の1以上である31単位については、法律基本科目以外から修得するように義務づけている。

また、短縮コースにおいては、必修ないし選択必修として、28単位を法律基本科目以外から修得するカリキュラム内容となっており、修了要件単位数65単位のうち3分の1以上にあたる。

資料4-2-1-1

上智大学大学院学則

(専門職学位課程の修了要件)

第21条の3 法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)の修了の要件は、3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。ただし、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者(法学既修者)については、2年以上在学し、65単位以上を修得することとする。

上智大学法科大学院履修規程

(修了要件)

第4条 大学院学則第21条の3の修了要件は、法科大学院が開講する授業科目から、別表第Iに定めるところに従って単位を修得することにより充足しなければならない。

別表I (第4条関係)

法学未修者	
必修科目	68単位
法律実務基礎科目から	6単位
基礎法学・隣接科目から	4単位
展開・先端科目から	12単位
選択として法律基本科目以外の科目から	3単位以上
法学既修者	
必修科目	38単位
法律実務基礎科目から	6単位
基礎法学・隣接科目から	4単位
展開・先端科目から	12単位
選択として	5単位以上

(出典 上智大学大学院学則、上智大学法科大学院履修規程)

なお、基準4-2-1に係る状況において記載するとおり、上智大学大学院学則では、本法科大学院以外の機関における履修結果について、30単位を超えない範囲で、本法科大学院において、これを修得したものとみなすことができる旨規定している（資料4-2-1-2「上智大学大学院学則第18条」）。

教育上有益であるとの観点から、他大学院で履修した授業科目について修得した単位、及び本法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で本法科大学院において修得したものとみなすことができる。また、法学既修者については、前記の修了要件のとおり、93単位中28単位を修得したものとみなし、基準4-3-1に係る状況において記載するとおり、修業年限を1年短縮している。

なお、前述のように本法科大学院では、早稲田大学大学院法務研究科との単位互換制度を設けており、早稲田大学大学院法務研究科の科目を修得した場合には、本法科大学院の科目として単位認定を行うこととしている（前述の30単位に含まれる）。早稲田大学との間では、協定を結んだ際に、成績評価のあり方などについて、綿密な打ち合わせを行っており、それぞれが提供する科目についても、学生の教育効果が上がるよう、毎年度見直すこととしている（別添資料1-2「2012年度法科大学院履修要綱P36」、資料4-2-1-3「上智大学法科大学院履修規程第6条」）。

また、海外のロースクール等の大学院に留学して、単位を修得した場合にも、本法科大学院として単位認定を行うことは可能である。単位認定に関しては、外国の大学院における単位を修得した科目の概要を記載した当該大学院発行の書類（シラバス等）を提出させ、教育研究委員会で合議の上、法科大学院長が厳正に認定の可否を決することとしている（今までのところ実例はない）。同様のことは、他の大学院に在籍していた学生についての単位認定の場合も同様である。他大学院で修得した単位について、本法科大学院でみなし認定をする場合、ガイドラインに従って、本法科大学院の教育課程に沿ったものであるかについて実質的な審査を厳格に行っている。標準コースの学生は、理論上30単位の単位認定が可能であるが、短縮コースの学生は、28単位の単位認定がすでになされているため、2単位のみについて単位認定が可能である。

資料4-2-1-2

上智大学大学院学則

(単位認定)

第18条 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学の大学院等（国外の大学の大学院等を含む。）の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、本大学院入学以前に本大学院を含む大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定により修得した単位は、合計10単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。
- 4 前項にかかわらず、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、30単位を超えない範囲で当該研究科において履修したものとみなすことができる。

(出典 上智大学大学院学則)

資料4-2-1-3

上智大学法科大学院履修規程

(他大学大学院で修得した単位)

第6条 大学院学則第18条第4項の規定により、他の大学の大学院の授業科目を履修して修得した単位について、法科大学院において修得したもとして認定することを希望する者は、入学後2箇月以内に所定の手続により申請しなければならない。

- 2 前項の規定により法科大学院において修得したもとして認定する単位数は、次項に定める単位を含めて、法学未修者については30単位、法学既修者については2単位を限度とする。
- 3 早稲田大学大学院法務研究科との単位互換協定により修得した単位については、別に定めるところによる。

(出典 上智大学法科大学院履修規程)

基準4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、標準コースが、総単位数93単位であり、短縮コースが、総単位数65単位である。

なお、本法科大学院においては、現在のところ、法学未修者1年次に配当されている法律基本科目について、基準2-1-5で認められている標準単位数を超えて必修とする取扱いをしていない。

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本法科大学院の入学試験では、短縮コース入学希望者に対して、法律論文試験を課している（別添資料4-2「入試法律論文試験問題」）。法律論文試験の内容は、法律基本科目7科目、すなわち公法（憲法・行政法）、民事法（民法・民事訴訟法・商法）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）の試験であって、多くの場合に、事例問題が出されている。なお、別添資料4-3 2013年度法科大学院入試要綱8頁に、法律論文試験の出題範囲として、公法、民事法、刑事法において、それぞれ、憲法・行政法、民法・民事訴訟法・商法、刑法・刑事訴訟法の全7科目が出題されることが明示され、実際の出題においても、各科目の基本的な理解を問う問題を出題すること等により、みなし単位修得にかかる授業科目のすべてにわたって基礎的な学識を有することが十分判定できるように配慮している。

法律論文試験については、基本7法の全分野にわたって出題することが確認されており、実際の出題もそのように実施されている（解釈指針4-3-1-3）。短縮コースについては、適性試験と法律論文試験の割合は、1対4となっており、法律論文試験の評価割合が高い。したがって、このように公平性・開放性・多様性の確保を念頭に置いた試験を経て、合格した者については、法学既修者としての資格があると認定して、短縮コース生として入学を許すこととしている（解釈指針4-3-1-1、解釈指針4-3-1-2）。なお、本法科大学院においては、法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果のみによって、法学既修者としての認定を行うことは一切していない（解釈指針4-3-1-5）

法律論文試験の出題内容については、一般的な問題にするよう留意しており、ホームページ上で過去の問題を公表している。したがって、他大学からの受験者も、問題の傾向は予測可能であり、上智大学法学部生に有利となることはない。また、採点にあたっては、完全な匿名性が確保されている（解釈指針4-3-1-4）。

短縮コースの入学者には、入学試験の結果として、法学既修者としての資格を認定し、28単位について、単位認定を行っており、その結果として、標準修業年限を1年短縮することとしている（解釈指針4-3-1-3、解釈指針4-3-1-6）。学則上は、30単位までの単位認定が可能であるが、単位認定の趣旨を考え、入学試験において法律論文試験を課した7科目（憲法・行政法・民法・民事訴訟法・商法・刑法・刑事訴訟法）について、全体で28単位の認定が適切であると判断したものである（解釈指針4-3-1-2）。

本法科大学院では、入学試験において、短縮コース入学希望者に対して、法律論文試験を7科目すべてについて課し、法科大学院・法学部の法律基本科目にかかわる教員が、ほぼ全員で答案の採点を行い、合格者の判定を慎重に行っており、厳格な方法での既修者認定を行っている（解釈指針4-3-1-2）。

（再掲：前出資料4-2-1-1）

上智大学大学院学則

（専門職学位課程の修了要件）

第21条の3 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の修了の要件は、3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。ただし、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者（法学既修者）については、2年以上在学し、65単位以上を修得することとする。

上智大学法科大学院履修規程

（修了要件）

第4条 大学院学則第21条の3の修了要件は、法科大学院が開講する授業科目から、別表第Iに定めるところに従って単位を修得し、各年次で所定の成績を修めることにより充足しなければならない。

別表I（第4条関係）

法学未修者	
必修科目	68単位
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位
選択として法律基本科目以外の科目から	3単位以上
法学既修者	
必修科目	38単位
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位
選択として	5単位

（出典 上智大学大学院学則、上智大学法科大学院履修規程）

2 特長及び課題等

成績評価原則にもとづき、法科大学院の成績評価等に関する申合せのもとで、厳正な成績評価を実施し、かつ、学期ごとに全科目の成績評価割合を教授会で示し、これらの情報を教員間で共有している。また、2011年度から、進級・修了要件にGPA制度を導入し、年次ごとに1.6（現行）を下回る学生については進級ないしは修了させないこととし、科目ごとの厳格な成績評価とともに、いわば総合的な成績評価を実施することとしている。GPA制度は、よりよい成績を収めることの動機づけともなっており、学生の勉学意欲の維持・向上に役立っている。さらに、進級制度に加えて、前提科目制度を設けることにより、系統的・段階的な履修ができるよう配慮している。

過去6年間の本法科大学院修了者の司法試験受験結果と、在学中の学内成績とは、極めて密接な相関を示している。このことは、厳格かつ適正な成績評価がなされていることを裏付けるものであるといえる。

また、法学既修者認定については、本法科大学院が入学試験において独自に課す法律論文試験に関し、法科大学院及び法学部の法律基本科目に係わる全教員が原則として答案の採点に係わり、短縮コースの合否判定において、法学既修者としての認定が相応しいかどうかの観点から、慎重に判断を行っており、目下のところ、改善を要する点は特にない。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1. 概要

本法科大学院では、継続的に教育内容等の改善を行い、より質の高い教育を提供するため、法科大学院FD委員会を中心に、様々なファカルティ・ディベロップメント活動を実施している。また、学生による授業評価、教員同士の授業見学(オープン授業)及びそれらの結果に関して教員が意見を交換するFDミーティングなど通常のFD活動以外においても、学生が自由に意見を述べる「ご意見ボックス」制度や各学期末に行う教員と学生との「意見交換会」などで法科大学院全体又は個々の教員が学生からの要望等を広く汲み上げ、教育内容の改善のための具体的な措置を実施してきている。

2. 教育内容等の改善のための組織(解釈指針5-1-1-4)

(1) FD委員会の組織

本法科大学院における教育内容の改善のための方策については、FD委員会が中心となって、計画的・継続的に立案・実施されている。また、FD委員会の活動に必要な情報の収集については、教育研究委員会や学生生活委員会との情報交換等を行うことによって、FD委員会に必要な情報が集まる仕組みを構築しており、それに基づいて教育内容等の改善に結びつける取組みを適切に行ってきている。

FD委員会の活動は、「法科大学院FD委員会規程」(資料5-1-1-1)に基づいて行っている。FD委員会には、現在、「全体・ミーティング小委員会」と「授業評価小委員会」が設けられ(委員会規程第5条参照)、それぞれの職務を分掌している。

資料5-1-1-1 法科大学院FD委員会規程

上智大学法科大学院FD委員会規程

制定 平成18年5月1日

改正 平成19年4月1日 平成23年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、法科大学院FD委員会（以下、「委員会」という）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、法科大学院教授会（以下、「教授会」という。）によって選出された3名以上の委員をもって、これを組織する。

2 委員会の長は、法科大学院長が、教授会の議を経て、これを任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が交代したときは、その任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第3条 委員会は、法科大学院における教育の充実及び向上を図るため、次に掲げる事項を審議し、実施する。

(1) 授業の内容及び方法の質的向上を図ること

(2) 学内外の研究会、シンポジウム及び研修会に参加し、報告及び検討をおこなうこと

(3) 学生又は教員相互による授業評価を実施するとともに、そのフォローアップを行うこと

(4) 教育の内容及び方法の改善のためのFDセミナーを実施すること

(5) 教材の開発、選定及び作成を行うこと

(6) 教員の指導力の向上に資すること

(7) その他教育内容の組織的かつ継続的な改善に必要とされること

(審議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、審議の内容に応じて、第5条に定める小委員会その他委員会が必要と認める者を出席させることができる。

3 委員会の議事は、出席者の過半数の賛成により、これを決する。ただし、賛否同数のときは、委員長の決するところによる。

(小委員会)

第5条 委員会は、第3条に掲げる事項を行わせるため、小委員会を設置することができる。

2 委員会は、第3条に掲げる事項を行わせるため、科目群単位で分科会を設置することができる。

(庶務)

第6条 委員会に関する事務は、法科大学院事務局がこれを担当する。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から、これを施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から、これを施行する。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。

(出典 上智大学法科大学院FD委員会規程)

(2) FD 委員会の活動内容

FD 委員会並びに小委員会及び分科会の活動内容は、以下の通りである。

① FD 委員会

各小委員会・科目分科会の活動を総括するとともに、教育研究委員会等法科大学院における他の委員会との協力・調整、さらには大学全体及び法学部における FD 活動との連携を図っている。2009 年度までは FD 委員会を年に 3 回程度実施し、授業評価アンケート・オープン授業の実施方法や日程、FD ミーティングでの議題等について検討してきたが、2010 年度以降は、シラバスの作成方法や到達目標の設定・評価等が新たに重要課題となったため、教育研究委員会と実質的に合同で、FD 関係の議論を行ってきた（夏期休暇期間を除き少なくとも月 1 回開催）。授業改善のための議論は、FD ミーティングや科目分科会のミーティングで行った。

② 「全体・ミーティング小委員会」

法科大学院における FD 活動全体を視野に入れて、FD 活動の企画・立案・実施全般を担当する。具体的には、授業評価アンケート及びオープン授業の計画、FD ミーティングの議題決定・資料作成等がその主たる業務である。

③ 「授業評価小委員会」

授業評価アンケートの実施及び分析を担当するものとしてこの委員会を設けている。具体的には、アンケート項目の検討、評価結果（量的な評価部分のほか、自由記載事項も含む）の分析、FD ミーティング等に向けた資料の作成等がその主たる業務である。

④ FD 科目分科会

関連科目の担当者による分科会であり、カリキュラムの作成・見直し、各科目間の教育内容の調整などを行うことがその役割である。さまざまな科目分野領域に分かれて行われ、後述のように実務家教員と研究者教員が参加する「実務科目研究会」も行っている。

3. FD 活動

(1) FD ミーティングの実施（解釈指針 5-1-1-1、5-1-1-2）

後に述べる授業アンケート及びオープン授業の結果を受けて、各学期の後半に、授業担当教員の参加による FD ミーティングを実施している（資料 5-1-1-2）。FD ミーティングでは、FD 委員会から授業アンケート結果やオープン授業報告結果が報告され、それに基づいて学生の理解度・習熟度に配慮した授業の実施や双方向授業・授業で使用する教材等の充実・改善に向けて、毎回、教員間で意見交換を行うとともに活発な議論がなされている。FD ミーティングには、法科大学院所属の専任教員だけでなく、兼任教員として法科大学院の授業を担当している法学部所属教員も参加するため、授業担当者の幅広い意見交換が行われ、漏れなく授業改善の効果が得られるものとなっている。

資料5-1-1-2 FDミーティング議事概要

2009年度 第1回FDミーティング

日時：2009年6月17日(水) 12:40-13:30

2009年度春学期アンケートの集計結果及びオープン授業の結果の説明・議論
学生の学力低下の評価とそれに対する対応策
クラスの中に学力の異なるグループが存在する場合の対応策

2009年度 第2回FDミーティング

日時：2009年12月16日(水) 12:40-13:30

2009年度春学期中間アンケートの集計結果及びオープン授業の結果の説明・議論
中間テストや課題設定による文書力育成策
アンケート項目の見直しについて

2010年度 第1回FDミーティング

日時：2010年6月16日(水) 12:40-13:40

2010年度春学期中間アンケートの集計結果及びオープン授業の結果の説明・議論
アンケートに記載があった授業妨害と思われる事例について
いわゆるコア・カリキュラム（文科省研究会2次案）への対応について

2010年度 第2回FDミーティング

日時：2010年12月15日(水) 12:30~13:30

2010年度秋学期中間アンケートの集計結果及びオープン授業の結果の説明・議論
「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を考慮したシラバスの作成について
来年度授業科目シラバスの作成方針・スケジュールについて

2011年度 第1回FDミーティング

日時：2011年6月15日(水) 12:40~13:25

2011年度春学期中間アンケートの集計結果及びオープン授業の結果の説明・議論
中間テストの成績評価への反映の仕方
到達度確認のためのテストの利用

2011年度 第2回FDミーティング

日時：2011年12月14日(水) 12:30~13:25

2011年度秋学期中間アンケートの集計結果及びオープン授業の結果の説明・議論
各教室内のワイヤレスマイクの増設やDVD録画設備の設置などの整備計画について
GPAが低い学生への対応について

(出典 法科大学院資料)

(2) 教育内容等に関する研修等の実施（解釈指針5-1-1-2、5-1-1-3）

前述したFDミーティングにおいては、授業評価アンケートやオープン授業の結果を踏まえて、教員間で継続的な教育内容等改善のための討議を行っている。また、毎年、法学部と合同で、外部の著名な講師による特別講演会を行っており、講演後の懇親会の場も含めて、法科大学院の授業担当教員にとって貴重な情報収集及び情報交換の機会となっている（資料5-1-1-3）。

資料5-1-1-3 特別講演会の実績

2009年度	「債権法改正の課題」 法務省参与 内田 貴 氏 2009年11月25日（水） 15:30～17:00
2010年度	「裁判官と学者の間で」 東北大学名誉教授・元最高裁判事 藤田宙靖 氏 2010年12月1日（水） 15:30～17:00
2011年度	「手続保障をめぐる理論・判例・立法の動き」 東京大学名誉教授 新堂幸司 氏 2011年11月16日（水） 15:30-17:00

（出典 法科大学院資料）

専門分野ごとに教員が集まって、授業科目間の連携の強化等教育内容の改善について検討する科目分科会も随時行われている。また、直接的には実務教育基礎科目の円滑な実施のために、2011年度から「実務科目研究会」（同年度は2回開催）を行っているが、この研究会における議論は、実務家教員にとって教育方法についての貴重な議論の機会になっているだけでなく、研究者教員にとっても実務上の知見をどのように授業に反映させるかについて考える機会となっている。

このほか、個別の教員又は教員グループが行う他法科大学院教員との授業改善のためのセミナー等（資料5-1-1-4参照）は、当該教員又は教員グループの授業内容改善に役立っているだけでなく、その成果は本法科大学院教員全体の教育方法研修の材料として、FDミーティング等で紹介・検討されている。

資料5-1-1-4

上慶環境法クラス交流会（2010年9月20日上智大学で開催）のスケジュール表

時間	内容	担当
12:30	会場設営	SELAPP
12:45～13:00	学生誘導・着席指示（5分前には着席）	SELAPP
12:55	教員着席（移動式長机と椅子を用意）	SELAPP
13:00	開会宣言	司会
13:00～13:05	趣旨説明	北村喜宣
13:05～13:10	① 慶應LSにおける環境法授業の全体像説明	六車明

	② 環境法 I の概要説明 ③ 運営方法、授業の特徴、達成目標説明	
13:10～13:15	慶應 LS 受講学生による感想（2人） ① 男性学生 ② 女性学生	司会
13:15～13:20	① 上智 LS における環境法授業の全体像説明 ② 環境法政策の概要説明 ③ 運営方法、授業の特徴、達成目標説明	北村喜宣
13:20～13:30	上智 LS 受講学生による感想（2人） ① 男性学生 ② 女性学生	司会
13:30～14:30	環境法 I	六車明
14:30～14:50	質疑	六車明
14:50～15:05	休憩	SELAPP
15:05～16:05	環境法政策	北村喜宣
16:05～16:25	質疑	北村喜宣
16:25～16:30	まとめ	北村喜宣
16:30～	懇親会会場へ誘導、会場撤収	SELAPP

(出典 法科大学院資料)

(3) 授業評価（解釈指針 5-1-1-1）

a. 授業評価アンケート

毎学期の授業期間中に、授業時間の最初10分程度を用いて、授業に出席している学生全員に対する無記名の授業アンケートを実施している。アンケートの回答率（回答者数／履修者数、（2011年度春学期））は、全科目平均で88.2%に上っている。授業アンケートの時期は、アンケートの結果を各教員が後半の授業に反映できるように、各学期半ばに設定している。

授業アンケートは、学生が回収して事務室に届けることとし、自由記述欄についても事務室において入力し、筆跡等を担当教員が見ることがないように処理している。以上を学生に周知することによって、学生が授業アンケートの自由記述欄において、自由に意見を記述することができるような配慮を行っている。

授業アンケートの結果は、FDミーティングにおいて、FD委員会より報告され、授業担当教員全員で審議・検討を行う。また、毎学期末の在学生ガイダンスにおいて、学生に対して、授業アンケートの結果を配布し（資料 5-1-1-5 2011年度春学期授業アンケート結果）、FD委員長からの説明がなされている。

資料5-1-1-5 2011年度春学期授業アンケート結果

法科大学院アンケート（2011年度前期中間分）について

1. 全体的な傾向

	分類	一年基本		二年基本		三年基本		実務		展開先端		その他		
		2011	2010	2011	2010	2011	2010	2011	2010	2011	2010	2011	2010	
2	予習	3.63	3.31	3.31	3.67	3.6	3.54	3.84	4.06	4	4.27	4.24	3.94	大きいほど 短い
3	復習	3.72	3.54	3.71	3.8	3.7	3.81	4.07	4.08	4.02	4.22	4.54	4	
4	難易度	2.6	2.6	2.63	2.48	2.72	2.6	2.84	2.67	2.63	2.68	2.61	2.63	3が丁度よ く、小さい ほど難・多
5	授業の 量	2.62	2.95	2.86	2.76	2.82	2.63	2.83	2.76	2.76	2.87	2.73	2.8	
6	課題の 量	2.73	2.97	2.72	2.7	2.66	2.55	2.76	2.64	2.75	2.88	2.51	2.54	大きいほど 高評価:7 と12は3が 満点
7	やりと り	2.33	2.38	2.65	2.38	2.54	2.44	2.45	2.61	2.58	2.46	2.61	2.69	
8	質問	4.14	3.97	4	3.84	3.84	3.72	3.71	3.89	3.96	3.73	3.71	4.02	
9	教材	3.97	3.74	3.59	3.38	3.44	3.44	3.51	3.76	4.04	3.78	3.51	3.68	
10	説明	3.82	3.31	3.68	3.32	3.63	3.47	3.4	3.56	3.89	3.66	4.17	3.85	
11	理解	3.27	3.16	3.11	2.9	3.04	2.89	3.19	3.05	3.1	2.94	3.02	3.09	
12	期待	2.54	2.37	2.56	2.3	2.49	2.43	2.43	2.53	2.7	2.53	2.59	2.54	
13	好奇心	3.76	3.56	3.76	3.28	3.48	3.44	3.33	3.56	3.86	3.55	3.78	3.78	
14	満足	3.79	3.46	3.75	3.34	3.52	3.43	3.35	3.65	3.92	3.69	3.73	3.86	

<マークシート項目>

1. あなたは何年生ですか？
2. あなたはこの授業1コマに対し、通常、何時間くらい予習の時間をかけていますか？
①7時間以上、②5～7時間、③3～5時間、④1～3時間、⑤0～1時間
3. あなたはこの授業1コマに対し、通常、何時間くらい復習の時間をかけていますか？
①5時間以上、②3～5時間、③2～3時間、④1～2時間、⑤0～1時間
4. この授業の難易度はどうですか？
①難しすぎる、②ちょっと難しい、③ちょうどよい、④ちょっとやさしい、
⑤やさしすぎる
5. 授業内容の量について、どう思いますか？
①多すぎる、②ちょっと多い、③ちょうどよい、④ちょっと少ない、⑤少なすぎる
6. 1回ごとの授業の前後の課題の量について、どう思いますか？
①多すぎる、②ちょっと多い、③ちょうどよい、④ちょっと少ない、⑤少なすぎる
7. 授業中の教員と学生のやりとりは授業の質を高めるうえで効果的に行われていると思いますか？
①思わない、②普通である、③思う
8. 学生の質問に対する教員の対応はどうですか？
①不熱心である、②あまり熱心でない、③普通である、④熱心である、⑤大変熱心である
9. 教科書、テキスト、配布資料などは、授業を分かりやすく内容の濃いものにするために有効に活用されていますか？
①まったく活用されていない、②あまりよく活用されていない、③まあまあ、④よく活用されている、
⑤大変よく活用されている
10. 教員の説明の仕方はわかりやすいですか？
①非常にわかりにくい、②わかりにくい、③普通である、④わかりやすい、⑤非常にわかりやすい
11. あなたは授業についていけていると思いますか？
①全くついていけない、②少しついていけない、③何とかついていけている、④ついてい
けている、⑤無理なくついていけている
12. 履修を終えた段階で、あなたがこの授業に期待したものを得られると思いますか？
①思わない、②まだよくわからない、③思う
13. この授業は知的好奇心を刺激され、楽しいですか？
①まったく楽しくない、②あまり楽しくない、③普通、④楽しい、⑤とても楽しい
14. この授業に対する総合評価を5段階でしてください。

①非常に不満である、②やや不満である、③普通である、④ほぼ満足している、⑤大変満足している

2. 予習・復習

・基本科目については、昨年対比、一年基本科目については予習時間・復習時間ともに減っているが、二年基本科目については両者とも増えている。展開・先端科目については両者とも増加傾向、その他は減少傾向。

3. 授業量、課題量

・一年基本科目、展開・先端科目については量が多いという意見が増加。二年基本科目、三年基本科目実務科目については丁度よいと感じられる水準に近づいている。

4. 教材とその使い方

・概ね改善傾向あるいは現状維持だが、実務科目は低下。

5. 理解度

・その他を除いて軒並み改善されている。

6. 総合評価

3未満の科目：2科目（2010年度前期4科目、2009年度前期4科目）

4以上の科目：18科目（2010年度前期9科目）

（受講者数が30名以上の科目）

憲法基礎、刑法基礎、商法I A・B、刑事法（総合）A・B、環境法政策、会社法と実務、法と実務入門

※4点以上の科目の半数が展開・先端科目

※第一位4. 52、第二位4. 38、第三位4. 33（三科目同点）

FDの効果が表れたためか、全体的に見れば満足度は向上しているものと思われる

5. 自由意見に見られる意見例

・司法試験に出ない科目について多くの予習量、提出物を受講生に課すことについての不満が多かった。

・文章作成のトレーニングを求める声が散見された。

・授業の進行が遅い（じっくりやりすぎ）という意見、早い（飛ばしすぎ）という意見の両方が見られた。

・基礎的、入門的な科目なのに、内容が高度過ぎるという声はいくつかあった。

（出典 法科大学院資料）

b. 評価結果を受けた具体的対応

授業アンケート等の結果は、上記のように、FDミーティングや学生のガイダンス等で報告し、議論の材料を提供することにより有効に利用されているが、アンケート結果に基づいて行った具体的な対応例としては、次のようなものがある。

・講義中にわざと物音をたてたり、無秩序な質問をするなどして、授業妨害が疑われる学生がいるとの情報に対しては、授業担当教員間で情報の共有と対応方法を話し合い、学生生活委員会とも連携して、状況の悪化を防ぐことができた。

・授業科目変更または個々の授業科目間の狭間で、授業でカバーできない分野があるとの指摘を受けたため、FD委員会での議論に基づいて、関連する科目分科会に対応が依頼された。その結果、当該授業科目の中で対象部分の取扱いコマ数を増やしたり、他の授業科目で対象部分を取り扱うなどの具体的な対応策がとられた。

・主要な授業科目については、中間テストを実施することにより、受講生の習熟度を把握し、最終的な学習到達度を向上させることができるという考え方に基づいて、その実施方法につきFDミーティング等で議論してきた。中間テストに関連する授業アンケートの結果に加えて、個別の教員による中間テストに絞った受講生アンケートなども行い、それらも参考にしながら、中間テスト原則実施の方法が固まりつつある。

（4）オープン授業（資料5-1-1-6）（解釈指針5-1-1-3（1））

毎学期の後半に2週間のオープン授業期間を設け、すべての授業を他の教員が相互に見学できるよ

うにしている。オープン授業期間に見学した教員は、原則として、授業見学の概要と見学者のコメントを書面で法科大学院に報告することとなっている。それらの報告書は、FDミーティングの際に、FD委員会より報告され、授業改善のための資料として活用されている。

FD委員会では、2009年度からすべての授業について必ず1名以上の教員が授業見学を行うように、見学する授業科目を各教員に指定しているが、それ以外の科目の参観も自由である。同一又は同種の専門・授業科目の担当者による見学だけでなく、専門が異なる教員や実務家教員が授業見学することも有益であり、法科大学院全体として、授業の活性化につながっている（別添資料5-1 2011春学期オープン授業担当表）。

資料5-1-1-6 オープン授業結果報告（2011年度秋学期FDミーティングでの資料）

オープン授業コメントより
計30通（報告者は28名）

FDミーティング資料（11年12月14日 田頭作成）

1 授業の方法一般について

- ☆ 中学入試における出題ミスを使って詳細な説明があった。学生の興味を惹く形で授業展開がされており、非常に良いと感じた。（展開・先端2・3年）
- ☆ 学生2名の答案を用い、時にそれらに対比しつつ説明するため、学生にとって注意すべき点がわかりやすいと思う。（法実基3年）
- ☆★ あらかじめ指示された課題について、報告があった後、弁護士教員の司会進行で、コメンテーターと報告者との間で議論され、教員が適宜説明を加えるという形で進行した。ただし、議論は必ずしも活発とは言えなかった（もっとも通常は報告者等以外の者からの発言も相当あるとのこと）。（法実基2年）
- ☆★ 学生は、よくノートをとっているようだが、もう一つ積極性に欠ける。講義が主体にならざるを得ないが、どう学生に自発性を発揮させるかが問題。（法基2年）
- ★ 投映された二枚のペーパーの文字が読みにくかった。もっと大きく投影できるはずである。（法実基2年）
- ★ 一時限目ということもあり、遅刻者が散見されるのが気になった。（展開・先端2・3年）

2 学生との質疑・双方向授業等について

- ☆ 教員による質問、追加質問の仕方も上手で、学生に効果的に最後まで答えさせているのは多いに参考になろう。（法基1年）
- ☆ 授業用の詳しいレジュメの中に、説明部分と設問部分とが識別できる形で含まれている。前者の部分にレクチャーメソッド、後者の部分にソクラテスメソッドを対応させている。（法基1年）
- ☆ いわゆるソクラティックメソッドは採用されていないようだが、民法基礎という初学者向けに基本を習得させるという種目の特性に鑑みると、むしろソクラティックメソッドは適切ではないものと思われる。（法基1年）
- ★ 基礎科目のため、なかなか双方向による授業形式はとりにくいが、ときにそうした問いかけもあればさらに活性化するように思われる。（法基1年）
- ★ 学生とのやり取りがマイクを使わないと他の学生に聞こえにくい点は、自らの反省という意味を含めて留意すべき事項と感じた。（法基2年）

3 その他（教材等）について

- ★ 教室配当の問題かもしれないが、受講人数に比し、203は大きすぎ、しかも大部分が後ろに座っているため、教員と学生の距離感が大きいのは改善すべき点ではないか（他一件同旨）。（展開・先端1～3年）（法実基2・3年）

以上

（出典 法科大学院資料）

(5) その他の施策

本章冒頭で述べたように、本法科大学院では、学生から広く意見を聴取するために、毎学期末に「意見交換会」（授業担当教員と学生との懇談会）を開催しているほか、2号館12Fポストに「ご意見BOX」を設置し、常時、学生が自由に意見を提出できるような体制を整えている。このような媒体を通して寄せられた学生からの意見についても、FDミーティングや教授会等で紹介するなどして、必要に応じて対応を行っている。

2 特長及び課題等

FD に関しては、自己評価対象期間中、FD ミーティング、授業評価アンケート、オープン授業等を通して、活発な活動が行われている。授業評価アンケートやオープン授業の結果は、その内容をデータ化し、教育研究委員会と連携して結果を分析のうえ、FD ミーティングや教授会等でそれらの情報を教員が共有し、授業の改善に大いに役立っている。また、FD ミーティングや授業評価アンケート・意見交換会・ご意見 BOX を含む学生の意見聴取の結果認識された教育上の問題点については、優先順位をつけて、具体的な施策に向けて迅速な対応がなされている。具体的には、カリキュラム改革（履修年次変更、新規開講科目、科目内容の再検討等）、入学前導入教育の採用、成績評価基準の統一化、中間テスト制度の導入に向けた対応等がその例である。「共通的な到達目標」については、FD 上も重要な課題ととらえており、各教員に「共通的な到達目標モデル（第2次修正案）」を参考にした授業計画およびシラバスの作成を促すなどの施策を進めている。

この「共通的な到達目標」関連の施策やチューター等による正規授業外における教育のあり方など、FD 委員会の管轄にとどまらない課題が出てきていることにかんがみ、教育研究委員会や学生生活委員会等との適切な連携が実行されている。これにより、幅広く収集された情報に基づく問題の把握と改革への迅速な取組みが適切に実行されている。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準 6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準 6-1-1 に係る状況）

本法科大学院は、以下のアドミッション・ポリシーを設定し、ホームページにおいて公表している。

法学研究科各専攻におけるアドミッション・ポリシー

【法曹養成専攻（法科大学院）

[専門職学位課程]

本課程は、将来、法曹（裁判官・検察官・弁護士）となる人材の養成を主な目的としていますが、法曹に就かない場合にも、「法務博士(Juris Doctor)」として、国際機関、公務部署、企業法務部等 多様な分野で活躍する法律の専門家の養成を目指します。キリスト教的ヒューマニズム精神に基づき、広い視野で社会に貢献し、真に社会に求められる法律家となるために真摯に努力する人材を求めています。

本法科大学院では、このようなアドミッション・ポリシーのもとに下記のような入学者選抜の基本方針を立てており、これらをすべて、ホームページにおいて公表している。また、入学志願者に対して、下記の基本方針とともに必要な情報（すなわち、設置者、教育の理念及び目標、教育上の基本組織、教員組織、収用定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修業年限、教育課程及び教育方法、成績評価、進級及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度、修了者の進路及び活動状況）について、ホームページや大学院案内で公表しているほか、説明会等においても事前の周知に努めている（解釈指針 6-1-1-1-1、11-2-1-1）（別添資料 1-1：2013 年度法科大学院案内）。

[入学者選抜の基本方針]

- (1) 公平性、開放性、多様性を確保する。
- (2) 大学での学業成績、社会経験、外国語能力を正當に評価し、人間性を十分に考慮して選考する。
- (3) 他学部卒・社会人については、(2) の方針に従い、入学定員 90 名中 3 割を下回

らないよう選考する。

(4) 特に優れた外国語能力を有する者について、外国語特別枠を設けて、積極的に評価する。

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

本法科大学院は、入試全般に係る業務を行うための責任ある組織として「入試委員会」を設置し、作題 1 次試験、実施の各小グループによる総合的な体制をとり、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）について遺漏なきことを期している（資料 9－1－1－4 法科大学院各種委員会・所掌事項）。

基準 6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

(1) 本法科大学院案内やホームページにおいて、入学者選抜方法等を公表している。また、本学キャンパスにおいて数回の入試説明会を開催しており、その日時等もホームページで公表している。さらに、新聞社等が主催する進学ガイダンスに参加するなどして、入学資格・入学者選抜方法を説明し、周知に努めている。その結果、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

2011年度の説明会は次のとおりであった。

- 4月27日(水) 入試説明会(本学主催・学内開催)
- 6月1日(水) 入試説明会(本学主催・学内開催)
- 6月18日(土) 入試説明会(読売新聞社主催・学外開催)
- 6月25日(土) 入試説明会(朝日新聞社主催・学外開催)
- 7月16日(土) 入試説明会(本学主催・学内開催)

(2) 2008年度以降各年度入学者における本学法学部出身者の占める割合は、資料6-1-3-1のとおりである。本法科大学院においては、本学法学部出身者に対する優先枠などの優遇措置を一切講じていない(解釈指針6-1-3-1(1))。

資料 6-1-3-1

入学者中に占める本学法学部出身者の割合

2008年入学者	標準コース	9%
	短縮コース	26%
2009年入学者	標準コース	8%
	短縮コース	17%
2010年入学者	標準コース	16%
	短縮コース	18%
2011年入学者	標準コース	16%
	短縮コース	9%
2012年入学者	標準コース	17%
	短縮コース	20%

(出典 入学センター資料)

(3) 本法科大学院においては、寄附の募集は、修了生及び入学後の在学生父母を対象とし、「上智大学創立100周年記念事業募金」として、財務局募金室から行っている。これは入学決定後に開始する募金で、新入生以外の者と同一条件で募集するものである。(解釈指針6-1-3-1(2))。

(4) 本法科大学院においては、身体に障がいのある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫するよう努めている。2011年度入試においては、障害(先天性骨形成不全症による両下肢機能障害)のある受験者1名について、下記の対応を行った。(解釈指針6-1-3-1(3))。

具体的対応内容：

[第1次試験]

試験室：通常試験室(試験室は1階に設定し、座席は入口付近とする)

その他：車椅子の持参使用

[第2次試験]

試験室：通常面接室(面接室は受験生控室・面接控室と同じ地下1階に設定)

その他：車椅子の持参使用

2012年度入試においては、障がい(進行性筋ジストロフィーによる体幹機能障がい、両上肢機能障がい)のある受験者1名について、下記の対応を行った。

具体的対応内容：

[第1次試験]

試験時間：1.1倍に延長(80分の試験→90分、120分の試験→130分にて対応)

解答方法：PCによる解答(PCは大学側にて準備)。六法を使用する際は、受験者が口頭で意思を伝え、監督の指示のもと監督補助者が該当ページを開く

試験室：別室(身障者用トイレに近い教室)

その他：高さ調節可能な車椅子用机の使用。車椅子の持参使用。キャンパス内への車輛入構許可

[第2次試験]

試験室：通常面接室(面接室は受験生控室・面接控室と同じ地下1階に設定)

その他：車椅子の持参使用。キャンパス内への車輛入構許可

基準 6 - 1 - 4 : 重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6 - 1 - 4 に係る状況)

1. 標準 (3 年制) コース

第 1 次試験においては、「法科大学院全国統一適性試験」(2010 年度までは、大学入試センター「法科大学院適性試験」又は日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」)の成績、本法科大学院が実施する「一般論文試験」の成績、及び大学での学業成績に基づき客観的な方法で選抜を実施している(解釈指針 6 - 1 - 4 - 1)。

第 2 次試験においては、口頭試問を中心にした面接により受験者の論理的思考力を適確に評価するとともに人間性についても十分に考慮し、また、任意提出書類に基づき外国語能力や多種多様な経験等を審査し、さらに、適性試験の成績(具体的な点数)にも十分に配慮してこれを適切に利用しつつ総合的判断のうえで合格者を選抜してきた(解釈指針 6 - 1 - 4 - 2)。

2. 短縮 (2 年制) コース

第 1 次試験においては、「法科大学院全国統一適性試験」(2010 年度までは、大学入試センター「法科大学院適性試験」又は日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」)の成績、本法科大学院が実施する「一般論文試験」の成績、及び大学での学業成績の客観的な評価に加えて、本法科大学院が実施する「法律論文試験」(公法、民事法、刑事法)の成績により、法律学の専門知識を前提とする基礎学力を備えているかを客観的に評価し選抜を行ってきた。2011 年度からは、受験者の判断力・分析力・思考力・論述力という基本的な力は一般論文試験をなくしても法律論文試験のみでこれを十分に測りうる事が経験則上明らかとなったため、以上のうちから「一般論文試験」を削除し、「法科大学院全国統一適性試験」の成績、本法科大学院が実施する「法律論文試験」の成績、及び大学での学業成績に基づき客観的な方法で選抜を実施している(解釈指針 6 - 1 - 4 - 1)。

第 2 次試験においては、標準コースと同様の方法で選抜を行ってきた(ただし、任意提出書類のうち、日弁連法務研究財団の「法学既修者試験」の成績は、短縮コース志願者に限って同成績の一定割合(非公表)の上位者に一定の点数(非公表)を加算している)。

以上の方法により、法科大学院での教育を受けるために必要な適性及び能力を適確に評価することとしてきた。なお、特に適性試験の利用及びその成績と入学者の適性及び能力等の客観的評価に関する本法科大学院の対応をさらに具体的に示せば次のとおりである。入学者選抜にあたっては、適性試験の成績を加味して選考を行っている。すなわち、第 1 次試験において、未修者については、適性試験、一般論文を 1 : 1 の割合で考

慮し、既修者については2011年度から適性試験、法律論文を1：4の割合（2010年度までは適性試験、一般論文、法律論文を1：1：4の割合）で考慮している。合格者の適性試験最低点は、2004年度54点、2005年度27点、2006年度40点、2007年度45点、2008年度44点、2009年度41点、2010年度42点、2011年度41点、2012年度144点で、ごく初期を除いて、適性試験の成績の著しく低い者は合格していない。合格者の適性試験平均点は、2004年度が未修79点、既修75点、2005年度が未修70点、既修62点、2006年度が未修73点、既修66点、2007年度が未修82点、既修75点、2008年度が未修83点、既修79点、2009年度が未修73点、既修67点、2010年度が未修69点、既修66点、2011年度が未修67点、既修63点、2012年度が未修193点、既修195点である。

2012年度入試は、適性試験が一本化された最初の年であったが、本学では、以下のような対応を行った。すなわち、適性試験の成績が著しく低い者については、2次試験の面接試験等において、高度専門職業人として備えるべき資質・能力を欠いていないかについてより注意深く判定した上で、最終的な総合評価を行うこととした。そのような総合評価の結果として、2012年度入試において、適性試験成績の下位15%以下に入る合格者はいなかった（解釈指針6-1-4-2）。

以上のような従来状況を踏まえ、本学では、2013年度入試においても、基本的には従来通りの対応、すなわち、適性試験の成績が著しく低い者（実施機関が設定する入学最低基準点等に照らし）については、2次試験の面接試験等において、高度専門職業人として備えるべき資質・能力を欠いていないかについてより注意深く判定した上で、最終的な総合評価を行う予定でいたところ、2012年3月下旬になって、文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室から、文部科学省中央教育審議会における適性試験結果の取扱いについての考え方（入学者選抜における適性試験結果の取扱いについての中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会〔第47回〕3月7日の了承）を伝える電子メールが、法科大学院を置く各国公私立事務局を名宛人として本学にも届いた。そこで、本学は、この文部科学省の指導により、適性試験については、2013年度入試から、以下の対応をとることとした。

〔適性試験結果の取扱いについての2013年度入試からの本学の対応〕

- (1) 適性試験について、入学最低基準点を設定する。
- (2) 入学最低基準点については、適性試験の総受験者の上位から85%に属する者の最低得点とする。
- (3) 上記の入学最低基準点については、本法科大学院の入試要項に明示することにより、受験生に対して周知することとする。

上記(2)については、「入学最低基準点については、総受験者の下位から15%を基本とする。」との文部科学省の指導に基づき、それを一義的に定まるように表現したものである。

このように本学の入学者選抜においては、適性試験の成績が、適性試験実施機関等が設定する入学最低基準点等に照らして、適切に利用されてきたし、今後もそのことに変わりはない。

基準 6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

本法科大学院においては、他学部卒業者、社会人（過去において2年以上にわたり定職に就いた経験のある者。別添資料4-3 2013年度入試要項1頁参照）について、入学定員90名（2010年度までは100名）中3割を下回らないよう選考に努めている。また、大学での学業成績、外国語能力、社会経験等を審査して、多様な知識又は経験を有する者を入学させるように努めている。さらに、本学では、外国語特別枠を設けて、特に優れた外国語能力を有する者を積極的に評価し、選抜を進めている。この結果、各年度入試とも多様な知識又は経験を有する者の入学を確保することができた（資料6-1-5-1 入試結果）（解釈指針6-1-5-1）

このような入学者選抜の結果、各年度入試による入学者数、男女の割合、社会人又は他学部出身者の割合、さらに年齢構成は、次のとおりとなっている。

2008年度入試

(1) 標準コース（3年制コース）

入学者数は56名で、男性37名（66%）、女性19名（34%）であった。また、社会人は10名（18%）、他学部（法学部以外）出身者は24名（43%）、社会人又は他学部出身者は27名（48%）となった。

(2) 短縮コース（2年制コース）

入学者数は61名で、男性43名（70%）、女性18名（30%）であった。また、社会人は14名（23%）、他学部出身者は9名（15%）、社会人又は他学部出身者は20名（33%）となった。

(3) 総合的評価

両コースあわせて入学者数117名であり、そのうち社会人又は他学部出身は47名（40%）を占め、目標の3割を上回り、ほぼ半数に達した。

年齢構成をみると、両コースあわせて20代99名（80%）、30代15名（13%）、40代6名（5%）、50代0名（0%）、60代2名（2%）であった。全体の平均年齢は27.0歳。

2009年度入試

(1) 標準コース（3年制コース）

入学者数は50名で、男性33名（66%）、女性17名（34%）であった。また、社会人は10名（20%）、他学部出身者は19名（38%）、社会人又は他学部出身者は24名（48%）となった。

(2) 短縮コース（2年制コース）

入学者数は59名で、男性41名(69%)、女性18名(31%)であった。また、社会人は12名(20%)、他学部出身者は10名(17%)、社会人又は他学部出身者は15名(25%)となった。

(3) 総合的評価

両コースあわせて入学者数109名であり、そのうち社会人又は他学部出身は39名(36%)を占め、目標の3割を上回った。

年齢構成をみると、両コースあわせて、20代83名(76%)、30代19名(17%)、40代7名(6%)、50代0名(0%)であった。全体の平均年齢は26.5歳。

2010年度入試

(1) 標準コース(3年制コース)

入学者数は45名で、男性27名(60%)、女性18名(40%)であった。また、社会人は10名(22%)、他学部(法学部以外)出身者は17名(38%)、社会人又は他学部出身者は20名(44%)となった。

(2) 短縮コース(2年制コース)

入学者数は50名で、男性36名(72%)、女性14名(28%)であった。また、社会人は8名(16%)、他学部出身者は6名(12%)、社会人又は他学部出身者は11名(22%)となった。

(3) 総合的評価

両コースあわせて入学者数95名であり、そのうち社会人又は他学部出身は31名(32%)を占め、目標の3割を上回った。

年齢構成をみると、両コースあわせて、20代76名(80%)、30代16名(17%)、40代2名(2%)、50代1名(1%)であった。全体の平均年齢は26.0歳。

2011年度入試

(1) 標準コース(3年制コース)

入学者数は37名で、男性22名(59%)、女性15名(41%)であった。また、社会人は8名(22%)、他学部(法学部以外)出身者は13名(35%)、社会人又は他学部出身者は15名(41%)となった。

(2) 短縮コース(2年制コース)

入学者数は56名で、男性46名(82%)、女性10名(18%)であった。また、社会人は6名(11%)、他学部出身者は5名(9%)、社会人又は他学部出身者は11名(20%)となった。

(3) 総合的評価

両コースあわせて入学者数93名であり、そのうち社会人又は他学部出身は26名(28%)を占め、目標の3割にほぼ達した。

年齢構成をみると、両コースあわせて、20代72名(77%)、30代17名(18%)、40代3名(3%)、50代1名(1%)であった。全体の平均年齢は25.7歳。

2012年度入試

(1) 標準コース（3年制コース）

入学者数は36名で、男性20名（56%）、女性19名（43%）であった。また、社会人は13名（36%）、他学部（法学部以外）出身者は9名（25%）、社会人又は他学部出身者は17名（47%）となった。

(2) 短縮コース（2年制コース）

入学者数は44名で、男性25名（57%）、女性16名（44%）であった。また、社会人は6名（14%）、他学部出身者は5名（11%）、社会人又は他学部出身者は8名（18%）となった。

(3) 総合的評価

両コースあわせて入学者数80名であり、そのうち社会人又は他学部出身は25名（31%）を占め、目標の3割を上回った。

年齢構成をみると、両コースあわせて、20代62名（78%）、30代14名（18%）、40代3名（4%）、50代0名（0%）、60代1名（1%）であった。全体の平均年齢は26.6歳。

本学では、基準6-2-3での資料6-2-3-1「競争倍率」が示すとおり、入学選抜における競争倍率はこれまで問題なく確保できている。しかし、周知のとおり、法科大学院については全国規模において、入学志願者総数の減少傾向が顕著であり、このような事態のなかでは、本学においても、従来と比較すれば入学志願者の総数は相対的には少なくなってきた。

本学独自の制度である外国語特別枠は、入試パンフレット、入試要綱で明らかにしている通り、特に優れた外国語能力を有する者を入学者選抜にあたり積極的に評価するための制度である。外国語特別枠として志願した入学者の入学者全体に占める割合については、法科大学院設立当初は、標準（3年制）コースにつき50名中3割程度、短縮（2年制）コースにつき50名中1割程度を目処として選考を行ってきた。しかしながら、最近では、外国語特別枠を利用した志願者数が減少し、一定の水準を満たす者が少なくなってきた。そのため、入学者全体に占める同特別枠入学者の割合をあらかじめ示して選考することは困難となったので、2013年度入試からは、事前に割合を明示することはしていない。

資料6-1-5-1 入試結果

平成24年度入試結果

志願者・受験者・合格者・補欠者・内訳数

受験区分	定員	性別	志願者	第一次試験 受験者	第一次試験 合格者	第二次試験 受験者	合格者	内 併願者	補欠者
標準(3年制)コース	40	男	134	115	95	78	45	17	22
		女	85	76	66	55	30	13	12
		計	219	191	161	133	75	30	34
短縮(2年制)コース	50	男	226	158	121	97	64	16	23
		女	105	71	50	41	32	15	10
		計	331	229	171	138	96	31	33
合 計	90	男	360	273	216	175	109	33	45
		女	190	147	116	96	62	28	22
総 計			550	420	332	271	171	61	67

*ここでの合格者数には、第2次試験後に発表した最終合格者数に、補欠繰上合格による入学者数を加えている。

出身大学別入学者数

出身大学	法曹養成専攻 (3年制)	法曹養成専攻 (2年制)	総計
上智大学	6	10	16
中央大学	3	8	11
慶應義塾大学	3	3	6
早稲田大学	4	1	5
明治大学	2	2	4
立教大学	2	2	4
青山学院大学	0	3	3
京都大学	1	1	2
駒澤大学	2	0	2
東京大学	0	2	2
日本大学	1	1	2
法政大学	1	1	2
北海道大学	1	1	2
学習院女子大学	1	0	1
学習院大学	0	1	1
久留米大学	1	0	1
高知大学	1	0	1
新潟大学	0	1	1
成城大学	0	1	1
成蹊大学	1	0	1
聖心女子大学	0	1	1
千葉大学	0	1	1
専修大学	0	1	1
中央学院大学	1	0	1
中京大学	1	0	1
東京外国語大学	1	0	1
東北大学	1	0	1
放送大学	1	0	1
明治学院大学	0	1	1
國學院大学	0	1	1
国立交通大学(台湾)	1	0	1
ブラッドフォード大学(英国)	0	1	1
総計	36	44	80

合格者 内訳数

受験区分	定員	合格者数	(内 他学部+社会人)	(内 外国語特別枠)
標準(3年制)コース	40名	78	(56)	(6)
短縮(2年制)コース	50名	93		(8)

試験科目別平均点

受験区分	適性試験	一般論文試験 (100点満点)	民事法 (90点満点)	公法 (60点満点)	刑事法 (60点満点)
全受験者	189	52	52	34	30
合格者(3年制)	193	64	-	-	-
合格者(2年制)	195	-	57	36	34

入学者一般・社会人数

コース	一般	社会人	総計
入学者(3年制)	23	13	36
入学者(2年制)	38	6	44
総計	61	19	80

(出典 入学センター資料)

平成23年度入試結果

志願者・受験者・合格者・補欠者・内訳数

受験区分	定員	性別	志願者	第一次試験 受験者	第一次試験 合格者	第二次試験 受験者	合格者	内 併願者	補欠者
標準(3年制)コース	40	男	248	214	159	138	48	22	47
		女	132	105	78	61	34	12	17
		計	380	319	237	199	82	34	64
短縮(2年制)コース	50	男	437	349	240	208	81	11	68
		女	132	93	62	49	23	9	20
		計	569	442	302	257	104	20	88
合 計	90	男	685	563	399	346	129	33	109
		女	264	198	140	110	57	21	33
総 計			949	761	539	456	186	54	142

*ここでの合格者数には、第2次試験後に発表した最終合格者数に、補欠繰上合格による入学者数を加えている。

出身大学別入学者数

出身大学	法曹養成専攻 (3年制)	法曹養成専攻 (2年制)	総計
早稲田大学	7	8	15
中央大学	5	9	14
上智大学	7	5	12
明治大学	1	7	8
慶應義塾大学	2	5	7
立教大学	4	2	6
東京大学	3	2	5
法政大学	1	3	4
学習院大学	0	3	3
一橋大学	1	1	2
北海道大学	0	2	2
明治学院大学	1	1	2
京都大学	0	1	1
九州大学	0	1	1
三重大学	0	1	1
東京都立大学	0	1	1
青山学院大学	0	1	1
専修大学	0	1	1
國學院大学	0	1	1
日本大学	0	1	1
横浜国立大学	1	0	1
東京農工大学	1	0	1
聖心女子大学	1	0	1
武蔵野音楽大学	1	0	1
オレゴン大学(米国)	1	0	1
総計	37	56	93

合格者 内訳数

受験区分	定員	合格者数	(内 他学部+社会人)	(内 外国語特別枠)
標準(3年制)コース	40名	82	(54)	(12)
短縮(2年制)コース	50名	104		(7)

試験科目別平均点

受験区分	適性試験	一般論文試験 (100点満点)	民事法 (90点満点)	公法 (60点満点)	刑事法 (60点満点)
全受験者	60	49	46	33	31
合格者(3年制)	67	59	-	-	-
合格者(2年制)	63	-	58	40	38

入学者一般・社会人数

コース	一般	社会人	総計
入学者(3年制)	29	8	37
入学者(2年制)	50	6	56
総計	79	14	93

(出典 入学センター資料)

平成22年度入試結果

志願者・受験者・合格者・補欠者・内訳数

受験区分	定員	性別	志願者	第一次試験 受験者	第一次試験 合格者	第二次試験 受験者	合格者	内併願者	補欠者
標準(3年制)コース	50	男	296	272	194	163	53	18	54
		女	186	173	131	107	48	13	19
		計	482	445	325	270	101	31	73
短縮(2年制)コース	50	男	359	302	171	137	75	27	48
		女	128	104	65	56	38	24	18
		計	487	406	236	193	113	51	66
合計	100	男	655	574	365	300	128	45	102
		女	314	277	196	163	86	37	37
総計			969	851	561	463	214	82	139

*ここでの合格者数には、第2次試験後に発表した最終合格者数に、補欠繰上合格による入学者数を加えている。

出身大学別入学者数

出身大学	法曹養成専攻 (3年制)	法曹養成専攻 (2年制)	総計
上智大学	9	9	18
中央大学	7	11	18
早稲田大学	6	8	14
慶應義塾大学	6	4	10
東京大学	2	5	7
立教大学	1	3	4
日本大学	3	0	3
一橋大学	1	1	2
学習院大学	2	0	2
青山学院大学	1	1	2
北海道大学	2	0	2
明治学院大学	0	2	2
愛知教育大学	1	0	1
関西大学	1	0	1
玉川大学	0	1	1
首都大学東京	0	1	1
成蹊大学	0	1	1
大阪大学	1	0	1
東京外国語大学	0	1	1
東京都立大学	0	1	1
法政大学	1	0	1
明治大学	1	0	1
獨協大学	0	1	1
総計	45	50	95

合格者 内訳数

受験区分	定員	合格者数	(内 他学部+社会人)	(内 外国語特別枠)
標準(3年制)コース	50名	101	(75)	(31)
短縮(2年制)コース	50名	113		(10)

試験科目別平均点

受験区分	適性試験	一般論文試験 (100点満点)	民法法 (90点満点)	公法 (60点満点)	刑事法 (60点満点)
全受験者	62	55	50	32	30
合格者(3年制)	69	62	-	-	-
合格者(2年制)	66	60	59	35	35

入学者一般・社会人数

コース	一般	社会人	総計
入学者(3年制)	35	10	45
入学者(2年制)	42	8	50
総計	77	18	95

(出典 入学センター資料)

平成21年度入試結果

志願者・受験者・合格者・補欠者・内訳数

受験区分	定員	性別	志願者	第一次試験 受験者	第一次試験 合格者	第二次試験 受験者	合格者	内 併願者	補欠者
標準(3年制)コース	50	男	477	404	204	163	67	18	42
		女	232	199	121	78	33	4	20
		計	709	603	325	241	100	22	62
短縮(2年制)コース	50	男	529	376	178	142	74	18	52
		女	154	119	66	51	28	12	17
		計	683	495	244	193	102	30	69
合 計	100	男	1,006	780	382	305	141	36	94
		女	386	318	187	129	61	16	37
総 計			1,392	1,098	569	434	202	52	131

*ここでの合格者数には、第2次試験後に発表した最終合格者数に、補欠繰上合格による入学者数を加えている。

出身大学別入学者数

出身大学	法曹養成専攻 (3年制)	法曹養成専攻 (2年制)	総計
上智大学	6	11	17
中央大学	8	9	17
早稲田大学	7	8	15
慶應義塾大学	1	5	6
明治大学	3	3	6
立教大学	3	3	6
法政大学	1	3	4
青山学院大学	3	1	4
千葉大学	2	2	4
東京大学	1	3	4
日本大学	2	1	3
学習院大学	0	2	2
国際基督教大学	2	0	2
東京都立大学	1	1	2
名古屋大学	2	0	2
防衛大学	1	1	2
北海道大学	0	2	2
Wellesley College(USA)	1	0	1
神奈川大学	0	1	1
金沢大学	1	0	1
首都大学東京	1	0	1
昭和大学	0	1	1
信州大学	0	1	1
創価大学	1	0	1
東京工業大学	0	1	1
広島大学	1	0	1
横浜国立大学	1	0	1
立命館大学	1	0	1
総計	50	59	109

合格者 内訳数

受験区分	定員	合格者数	(内 他学部+社会人)	(内 外国語特別枠)
標準(3年制)コース	50名	100	(72)	(19)
短縮(2年制)コース	50名	102		(9)

試験科目別平均点

受験区分	適性試験	一般論文試験 (100点満点)	民事法 (90点満点)	公法 (60点満点)	刑事法 (60点満点)
全受験者	65	55	37	27	28
合格者(3年制)	73	64	-	-	-
合格者(2年制)	67	60	50	31	37

入学者一般・社会人数

コース	一般	社会人	総計
入学者(3年制)	40	10	50
入学者(2年制)	47	12	59
総計	93	22	109

(出典 入学センター資料)

平成20年度入試結果

志願者・受験者・合格者・補欠者・内訳数

受験区分	定員	性別	志願者	第一次試験 受験者	第一次試験 合格者	第二次試験 受験者	合格者	内 併願者	補欠者
標準(3年制)コース	50	男	612	550	198	160	64	12	36
		女	315	272	123	80	44	9	17
		計	927	822	321	240	108	21	53
短縮(2年制)コース	50	男	510	429	191	155	69	26	45
		女	192	152	65	54	34	11	13
		計	702	581	256	209	103	37	58
合 計	100	男	1,122	979	389	315	133	38	81
		女	507	424	188	134	78	20	30
総 計			1,629	1,403	577	449	211	58	111

*ここでの合格者数には、第2次試験後に発表した最終合格者数に、補欠繰上合格による入学者数を加えている。

出身大学別入学者数

出身大学	法曹養成専攻 (3年制)	法曹養成専攻 (2年制)	総計
早稲田大学	13	11	24
上智大学	6	16	22
慶應義塾大学	7	6	13
東京大学	5	8	13
中央大学	5	5	10
明治大学	2	4	6
立教大学	1	3	4
一橋大学	2	1	3
横浜国立大学	2	0	2
京都大学	0	2	2
神戸大学	0	2	2
青山学院大学	1	1	2
日本大学	2	0	2
立命館大学	2	0	2
Boston Univ. (USA)	1	0	1
Univ. of Portland (USA)	1	0	1
学習院大学	1	0	1
岩手大学	1	0	1
新潟大学	1	0	1
筑波大学	0	1	1
島根大学	1	0	1
日本女子大学	0	1	1
法政大学	1	0	1
明治学院大学	1	0	1
総計	56	61	117

合格者 内訳数

受験区分	定員	合格者数	(内 他学部+社会人)	(内 外国語特別枠)
標準(3年制)コース	50名	108	(82)	(23)
短縮(2年制)コース	50名	103		(11)

試験科目別平均点

受験区分	適性試験	一般論文試験 (100点満点)	民事法 (90点満点)	公法 (60点満点)	刑事法 (60点満点)
全受験者	76	59	48	30	33
合格者(3年制)	83	75	-	-	-
合格者(2年制)	79	64	68	36	44

入学者一般・社会人数

コース	一般	社会人	総計
入学者(3年制)	46	10	56
入学者(2年制)	47	14	61
総計	93	24	117

(出典 入学センター資料)

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

本法科大学院は、収容定員 280 名を踏まえ、毎年 9 月に実施する入学試験における第 2 次試験後に発表する最終合格者として、予想される入学辞退者数を見込んだ合格者数(以下、単に「合格者数」という。)を発表することとしており、また、必要な場合には補欠として発表している者を適宜繰上げ合格させることにより、各コースの募集入学定員を確保するようにしており、全体として、収容定員を上回る状態とならないように努めている。

2008 年度は、標準コースは定員数 50 名のところ 108 名の合格者を発表し、最終的には 56 名が入学した。短縮コースは定員数 50 名のところ 103 名の合格者を発表し、最終的には 61 名が入学した。両コースあわせて 100 名のところ、入学者は 117 名であった。(2012 年 3 月末現在)、両コースあわせて 8 名が退学している。

2009 年度は、標準コースは定員数 50 名のところ 100 名の合格者を発表し、最終的には 50 名が入学した。短縮コースは定員数 50 名のところ 102 名の合格者を発表し、最終的には 59 名が入学した。両コースあわせて 100 名のところ、入学者は 109 名であった。(2012 年 3 月末現在)、両コースあわせて 6 名が退学している。

2010 年度は、標準コースは定員数 50 名のところ 101 名の合格者を発表し、最終的には 45 名が入学した。短縮コースは定員数 50 名のところ 113 名の合格者を発表し、最終的には 50 名が入学した。両コースあわせて 100 名のところ、入学者は 95 名であった。(2012 年 3 月末現在)、両コースあわせて 7 名が退学している。

2011 年度は、標準コースは定員数 40 名のところ 82 名の合格者を発表し、最終的には 37 名が入学した。短縮コースは定員数 50 名のところ 104 名の合格者を発表し、最終的には 56 名が入学した。両コースあわせて 90 名のところ、入学者は 93 名であった。(2012 年 3 月末現在)、両コースあわせて 2 名が退学している。

2012 年度は、標準コースは定員数 40 名のところ 75 名の合格者を発表し、最終的には 36 名が入学した。短縮コースは定員数 50 名のところ 96 名の合格者を発表し、最終的には 44 名が入学した。両コースあわせて 90 名のところ、入学者は 80 名であった。

いずれの年度も、各コースとも、ほぼ募集入学定員どおりの入学者数となっている。

したがって、各年度当初(5月1日現在)における在籍者数の状況は、資料 6-2-1-1 のとおりであって、在籍者数が収容定員を上回る状態は生じていない(解釈指針 6

－ 2 － 1 － 1)。

資料 6 － 2 － 1 － 1

各年度当初における在籍者数

2008 年度	278 名
2009 年度	287 名
2010 年度	272 名
2011 年度	250 名
2012 年度	226 名

(出典 法科大学院資料)

基準 6 - 2 - 2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6 - 2 - 2 に係る状況)

所定の入学定員（標準コース 40 名〔2010 年度まで 50 名〕、短縮コース 50 名、合計 90 名〔2010 年度まで 100 名〕）を踏まえ、毎年 9 月に実施する入学試験における第 2 次試験後に発表する最終合格者として、予想される入学辞退者数を見込んだ合格者数（以下、単に「合格者数」という。）を発表することとしており、また、必要な場合には補欠として発表している者を適宜繰上げ合格させることにより、各コースの募集入学定員を確保するようにしており、入学者数が所定の入学定員と乖離しないように努めている。

所定の入学定員 90 名（2010 年度まで 100 名）のところ、2008 年度は 117 名が入学、2009 年度は 109 名が入学、2010 年度は 95 名が入学、2011 年度は 93 名が入学、2012 年度は 80 名が入学した。いずれもほぼ所定の入学定員どおりの入学者数であった。

このため、在籍者数を考慮しても、現時点での入学定員の変更を必要とする事態は生じていない。

基準 6-2-3 : 重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準 6-2-3 に係る状況)

入学者選抜における本法科大学院の競争倍率は、資料 6-2-3-1 のとおりである(解釈指針 6-2-3-1)。本法科大学院では、特に競争倍率上の問題はなかったが、2009 年の文部科学省中央教育審議会の要請(2009 年 4 月 17 日発表の文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」)を受けて、教育効果の向上の目的のために、2010 年に入学定員の見直しを行い、2011 年度入試から標準コースの定員を 10 名削減して 40 名とし、短縮コースの定員 50 名と合わせて合計 90 名とした。

その後、法科大学院全体の志願者減少と相俟って、本学においても、2012 年度入試においては志願者が減少したため、2011 年 10 月の教授会において、入試委員会のもとに、本法科大学院における入学試験制度全般について検討するための「入試制度改革小委員会」を設けることとした。同委員会は、具体的な検討事項として、①入学試験の実施方法およびその実施時期、②現行入試の実施内容(特に法律論文試験科目の設定、面接試験のあり方)、③既修者認定の方法、④適性試験の成績が著しく低い場合の取扱い、⑤入試広報のあり方、⑥奨学金制度の手直しなどを取り上げ、ほぼ 3 ヶ月にわたって精力的に議論を重ねた。その結果、諸般の事情を総合考慮して、少なくとも 2013 年度入学試験(2012 年 9 月実施)における大幅な改革は見送りつつ、2 年制コース(既修)の法律試験科目については、既修者認定との関係で、各法分野の科目毎の配点を明記することとし、第 2 次(面接)試験については、人物評価中心の考査として一定の改革を加えることになった。また、③の既修者認定については、適切かつ厳格な実施が要請されているところから、それを行うに相応しい出題、採点および評価がなされるよう全体的な出題体制を整え、入試要項上に、「法律論文試験」のすべての法律科目(憲法・行政法・刑法・刑事訴訟法・民法・商法・民事訴訟法)について、既修者として基礎的な学識を有していることが必要である旨を記載することにより、合格のためにはすべての科目について既修者として認定されることが必要である旨を明らかにすることとした。そのほかの事項については、必要に応じて、常設の委員会において継続的に検討していくこととした。

なお、本委員会は、筑紫、原、楠、森下、野田、越智、矢島(委員長)の各委員により構成され、各会議には、小幡法科大学院長(当時)および奥富入試委員長(当時)がオブザーバーとして参加した。

資料6-2-3-1 競争倍率

	種別	入学定員【a】(人)	志願者数(人)	受験者数【b】(人)	合格者数*【c】(人)	競争倍率 (法学未修者、 法学既修者 別)[b/c]	競争倍率
平成24年度	法学未修者	90	219	191	75	2.54	2.45
	法学既修者		331	229	96	2.38	
平成23年度	法学未修者	90	380	319	82	3.89	4.09
	法学既修者		569	442	104	4.25	
平成22年度	法学未修者	100	482	445	101	4.4	3.97
	法学既修者		487	406	113	3.59	
平成21年度	法学未修者	100	709	603	100	6.03	5.43
	法学既修者		683	495	102	4.85	
平成20年度	法学未修者	100	927	822	108	7.61	6.64
	法学既修者		702	581	103	5.64	

* ここでの合格者数には、第2次試験後に発表した最終合格者数に、補欠繰上合格による入学者数を加えている。

(出典 法科大学院資料)

2 特長及び課題等

本法科大学院では、従来から多数の志願者を集めることができ、それを踏まえて公平・透明な試験を実施してきた。第1次試験では、筆記試験を行い、標準コース志願者に対しては、一般教養や文章作成能力を試す一般論文試験を課し、短縮コース志願者に対しては、法律基本科目7科目すべてについて、独自作成の論文試験(一部選択式問題を含む)を行い、法律知識及び文章作成能力を試す試験を行っている。また、第2次試験では、第1次試験合格者一人ずつに、面接試験を実施し、口頭試問により、法曹としての適性を審査するとともに、社会経験等を加味した選抜が可能となるような試験を行ってきた。

本法科大学院では、随時、入試制度に関する現状・課題分析を行い、適宜見直し・修正を実施してきている。このような第1次試験・第2次試験の流れは、法科大学院設立以来基本的には変わっておらず、公平・透明な試験の結果、多様な出身大学・社会経験等を有する入学者を確保することができている。

ただし、法科大学院全体の志願者減少の影響を受け、近年は、本法科大学院においても、志願者が減少してきているため、2011年末には「入試制度改革小委員会」を設置し、抜本的入試改革も視野に入れて検討を加えるなど、更なる入試制度の改善に向けて努力を続けている。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1. 学習支援の体制について(概要) [解釈指針7-1-1-1] 関係

本大学法科大学院では、教育目標に従って展開されているカリキュラム等を中心にして、入学前に入学予定者説明会や導入セミナーを実施し、また、入学時にガイダンスを実施している。さらに、各年度の春学期末、秋学期末にそれぞれ在学生ガイダンスを実施している(資料7-1-1-1「2011年度ガイダンス日程(春学期終了時・秋学期終了時)」)。

また、2号館12階ポストに「ご意見BOX」を設け、さらに、各学期の終了時に、学生との意見交換の機会を設けるなどして、法科大学院の運営に関する忌憚のない要望や意見を汲み取るように努めている。

さらに、全教員(法科大学院所属教員及び当該年度に授業を担当するすべての本学教員)が、毎週オフィス・アワーを設定しており、教員による学習支援の体制が整えられている。上智大学法科大学院では、従来、教員と学生との距離が近く、同じ2号館内に、法科大学院の自習室・教室(2F)と教員の研究室(12F~14F)が所在していることもあって、学習上の質問等についても気軽に教員に尋ねることができる状況にある。

なお、2010年度秋学期からは、教員によるクラス担任制を導入し、よりきめ細かい学習指導・学習支援を行う体制を整えている。

以上のほか、上智大学法科大学院出身の修了生OB・OG弁護士による様々な学習指導・学習支援が行われている。

資料7-1-1-1

2011年度ガイダンス日程(春学期終了時・秋学期終了時)

春学期

・在学生ガイダンス 2011年7月22日(金)

[1・2年次生対象]

秋学期に向けての履修ガイダンス 17:15~ 203号室

[3年次生対象]

秋学期に向けての履修ガイダンス 17:15~ 208号室

・意見交換会 2011年7月22日(木) 18:15~ 2号館5階

秋学期

- ・ 在学生ガイダンス 2011年2月1日(水)
 - [1・2年次生対象]
 - 次年次に向けての履修ガイダンス 17:15~18:00 203号室
 - [3年次生対象]
 - 修了式及び修了後に向けてのガイダンス 15:00~16:00 208号室
 - 3年生市谷研修室見学(希望者のみ) 16:00~
- ・ 意見交換会 2011年2月2日(水) 18:15~ 9号館カフェテリア

(出典 法科大学院資料)

2. 入学時の学習支援について [解釈指針7-1-1-2(1)] 関係

(1) 入学前

入学手続をとった合格者(入学予定者)に対して、12月ないし1月頃に「入学予定者説明会」を実施している(資料7-1-1-2 2012年度入学予定者説明会)。その目的は、第1に、本学のカリキュラム等の特色を理解してもらうこと、第2に、入学後の学生生活についてイメージを持ってもらい、心構えを作らせること、第3に、入学前に準備を行おうとする意欲を持たせ、そのための文献等を案内することである。

資料7-1-1-2 2012年度入学予定者説明会

日時: 2012年1月21日(土) 場所: 上智大学法科大学院 2-203教室

13:00	挨拶 カリキュラムについて 各分野担当教員挨拶 修了生から	司会 田頭 章一 教授 法科大学院長 小幡 純子 教授 教育研究委員会委員長 原 強 教授 高見 勝利 教授 (公法) 奥富 晃 教授 (民事法) 岩瀬 徹 教授 (刑事法) 葉玉 匡美 教授 (実務家教員) 森下 哲朗 教授 (国際関係法) 北村 喜宣 教授 (環境法) [黒塗り] (弁護士) [黒塗り] (検察官)
14:15 ~14:30	休憩	短縮コースの人は 208教室に移動 標準コースの人は 210教室に移動
14:30	LSでの勉強と生活について(コース別)	短縮コース(2-208) 進行: 越智 敏裕 教授 在学生(2年次生)、修了生 標準コース(2-210) 進行: 田頭 章一 教授 在学生(1・2年次生)、修了生
16:00 ~17:30	懇親会(2-203)	進行: 越智 敏裕 教授 田頭 章一 教授、修了生

(出典 法科大学院資料)

第2の目的のため、在学中の法科大学院生数名に協力を依頼し、大学への要望や不満を含めた「学生の本音」を話してもらっている。また、第3の目的のために、各科目の担当者から提出された文献のリストを配布している（資料7-1-1-3 法科大学院入学までの研究案内）。

資料7-1-1-3 法科大学院入学までの研究案内

2012年1月21日
上智大学法科大学院

法科大学院入学までの研究案内

1. 導入セミナー

授業開始に先立ち、導入セミナーが2月18日（土）、2月25日（土）、3月10日（土）の3日間にわたり実施される（詳細については、別紙を参照のこと）。

導入セミナーは、未修者、既修者を問わず、憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の7科目につき実施されるが、その目的は、授業を受講するにあたってどのような心構えで臨むべきか、法科大学院において何をどのように学修するのかなどについて道案内を行うとともに、授業開始と同時に、授業に本格的に取り組める態勢を整えてもらうことにある。

自学自修はもちろんのこと、導入セミナーを活用して、入学までの大切な時間を有意義に過ごしてほしい。

2. 法学への入門書

法律の勉強を始めると、誰しも、それが特殊な分野であることに気づくであろう。その違和感を乗り越えて、法律家的な考え方を身につけることこそが、法科大学院で学ぶ目的である。今まで法律や法学とは無縁に生きてきた諸君、逆に法律を学び始めた頃の違和感をすでに忘れつつある諸君のための「入門」としては、以下の本を手にとってみることを強く薦める。

- a) 山本和彦『よくわかる民事裁判—平凡吉訴訟日記—〔第2版補訂〕』（有斐閣、2008年）
- b) 小粥太郎『民法学の行方』（商事法務、2008年）
- c) ダグラス・K・フリーマン『リーガル・エリートたちの挑戦—コロンビア・ロースクールに学んで—』（商事法務、2003年）
- d) 大村敦志『フランスの社交と法—<つきあい>と<いきがい>—』（有斐閣、2002年）。
- e) 村上淳一『<法>の歴史』（東京大学出版会、1997年）
- f) 武藤司郎『ベトナム司法省駐在体験記』（2002年、信山社）。
- g) ローレンス・レッシング（山形浩生訳）『コモンズ—ネット上の所有権強化は技術革新を殺す—』（翔泳社、2002年）
- h) 三宅伸吾『乗っ取り屋と用心棒』（日本経済新聞社、2005年）
- i) 藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（有斐閣、2008年）

また、法律学習の準備として、以下の文献を薦める。なお、①は、法律関係の情報の収集と分析の技法について知る上で有益であろう。②は、学部向けの入門書であるが、少なくとも第Ⅱ部以降は、法科大学院の未修者諸君にも十分に有用なものである。

- ① 弥永真生『法律学習マニュアル〔第3版〕』（有斐閣、2009年）
- ② 米倉明『民法の聴きどころ』（成文堂、2003年）

3. 未修者（1年次）基礎科目の準備

1年次生向けに開講される科目のうち主要なものについて、参考文献として、以下のものを掲げておく。基本書・参考書等の詳細は、入学前の導入セミナーや開講後に担当の教員から説明があるが、新たな世界に不安を持っている諸君や、4月までの時間を活用したい諸君が入学前から準備をするときには、これらの文献を読んでみることを薦めたい。

なお、すでに法学を学んだ経験があり、みずからの基本書がある諸君は、それを再読することでもよい。ただし、最近は、重要な法改正が各分野で相次いでいるので注意してほしい。

春学期開講科目

憲法基礎	芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第5版〕』（岩波書店、2011年） 目的もなく入門書を読んだり、逆に、知識もないまま焦って事例問題を解いたりするよりは、難しくともこの教科書に取り組むのがよい。 その際は、引照されている法律条文や判例に可能なかぎりあたる（便宜、学習用の判例集でもよい）ことをお勧めする。
民法基礎Ⅰ	『新民法大系Ⅰ 民法総則〔第二版〕』の以下のページ。 3頁～108頁、173頁～240頁（ただし、民法をこれまで学んだことがない者は、29頁～35頁、77頁～93頁は読む必要がない。なお、本に条文が引用されているときは、必ず、その箇所を読むさいに、六法全書にあたること）。
刑法基礎	山口厚『刑法入門』（岩波新書）を通読しておくこと。
刑事訴訟法基礎	長沼範良＝田中開＝寺崎嘉博『刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）。
国際法基礎	柳原・森川・兼原編『プラクティス国際法講義』（信山社、2010年）
環境法基礎	北村喜宣『プレップ環境法〔第2版〕』（弘文堂、2011年）
社会法基礎	労働法分野については、水町勇一郎『労働法入門』（岩波新書、2011年）、社会保障法分野については、西村健一郎『社会保障法入門（補訂版）』（有斐閣、2010年）を通読しておいてください。ただ、社会保障法は、特に法改正の多い分野です。近年の動向については、授業で取り上げることにします。

秋学期講科目

行政法基礎	藤田宙靖『行政法入門〔第5版〕』（有斐閣、2006年）
民事訴訟法基礎	中野貞一郎『民事裁判入門〔第3版〕』（有斐閣、2010年）を通読することを勧める。読みやすい内容であり、人事訴訟などを含む民事手続の全般的な理解のためにも有益。
民法基礎Ⅱ	シラバスの〔講義等の内容〕【受講にあたって必要な準備】を参照し、そこに掲載の教科書・参考書を読んで欲しい。また、教科書を一読して難解さを感じる場合には、池田真朗『スタートライン債権法〔第4版〕』（日本評論社）を勧める。
民法基礎Ⅲ	二宮周平『家族と法—個人化と多様化の中で』（岩波新書、2007年） 星野英一『民法のすすめ』（岩波新書、1998年）
商法基礎	教科書として指定している、伊藤靖史＝田中亘＝松井秀征＝大杉謙一『リーガルクエスト会社法〔第2版〕』（2011年、有斐閣）、あるいは、神田秀樹『会社法〔第13版〕』（2011年、弘文堂）を予め通読しておくことが望ましいです。 また、会社法のおおよその輪郭をつかむために、神田秀樹『会社法入門』（2006年、岩波新書）をお勧めします。

4. 既修者（2年次）科目の準備

入学前の導入セミナーや開講後に担当の教員から説明があるが、すでに法学を学んでいる既修者の諸君は、各分野において使い慣れた基本書を持っているであろうから、それを再度精読しておくことを薦める。万一、いままでに基本書を通読していないという諸君のためには、以下の文献を推薦しておく。

なお、既修者に対しては、未修者が法科大学院において1年間かけて修得する質量の基本的な法知識を有していることを前提として授業が展開されるので、基本的な法的知識が不足しているものと思われる科目や分野については、授業が開始されるまでに、みずから補っておくことが必要である。

春学期開講科目

憲法	野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ、Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣） 安西文雄・卷美久紀・穴戸常寿『憲法学読本』（有斐閣） 笹田栄司編『Law Practice 憲法』（商事法務）
民法Ⅰ	山本敬三『民法講義Ⅰ 総則〔第3版〕』（有斐閣、2011年） 佐久間毅『民法の基礎1 総則〔第3版〕』（有斐閣、2008年） 佐久間毅『民法の基礎2 物権』（有斐閣、2006年） 道垣内弘人『担保物権法〔第3版〕』（有斐閣、2008年）
民法Ⅱ	内田貴『民法Ⅲ〔第3版〕 債権総論・担保物権』（東京大学出版会、2005年）の債権総論の部分 中田裕康『債権総論 新版』（岩波書店、2011） 野澤正充『契約法』（日本評論社、2009年） 野澤正充『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、2011年） 窪田充見『不法行為法』（有斐閣、2007年）
商法Ⅰ	特に既習者においては、4月の開講時点までに1年次と同等の到達度を確保していることが強く望まれる。1年次での使用教科書・判例を通読・理解しておくこと。 伊藤 靖史＝田中 亘＝松井 秀征＝大杉 謙一『リーガルクエスト会社法』（2009年、有斐閣） 『会社法判例百選』（別冊ジュリスト（No.180）） 神田秀樹『会社法・12版』（2010年、弘文堂）の通読が推奨されます。
民事訴訟法Ⅰ	高橋宏志『重点講義民事訴訟法上〔第2版〕／下〔補訂第2版〕』（有斐閣、平23年／平22年）、『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』、『民事訴訟法の争点』など
法曹倫理	大野正男『社会のなかの裁判』（1998年、有斐閣） 星野英一『法学入門』（2010年、有斐閣） 芹田健太郎『国際人権法Ⅰ』（2011年、信山社）のうち、序論（3～73頁） なお、開講前に別途配布する【法曹倫理 資料集】に目を通しておくこと。

秋学期開講科目

行政法	塩野宏『行政法ⅠⅡ』（有斐閣） 宇賀克也『行政法概説ⅠⅡ』『行政判例百選ⅠⅡ』 『行政法の争点』（有斐閣） なお、法学既修者であっても、行政法の学習が不十分と思われる場合には、4月以降、2011年度の「行政法基礎」の授業DVDを貸し出しますのでご利用ください。
刑法	西田典之・山口厚・佐伯仁志〔編〕『刑法の争点』〔ジュリスト増刊〕（2007年、有斐閣）の面白そうなところを拾い読みしておく。 各自がすでに読んだ基本書を復習する。もしくは、林著の刑法総論・各論・判例刑法（いずれも東大出版会）を読む。
商法Ⅱ	「商法Ⅰ」で示した通り
刑事訴訟法	長沼範良＝田中開＝寺崎嘉博『刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）
民事訴訟法Ⅱ	高橋宏志『重点講義民事訴訟法上〔第2版〕／下〔補訂第2版〕』（有斐閣、平23年／平22年）、『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』、『民事訴訟法の争点』など

（出典 法科大学院資料）

また、入学予定者が4月からの授業に円滑に臨むことができるよう、2月から3月にかけて、標準コースと短縮コースに分けて、「法学入門」ないし法律基本科目（憲法・民法・商法・刑法・行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法）のための導入セミナーを行っている（資料7-1-1-4 上智大学法科大学院・導入セミナーのプログラム）。

上記「法学入門」では、入学予定者説明会においてあらかじめ配布された教材を利用して、「法曹へのスタートダッシュ 裁判法」と題したガイダンスを行っている（別添資料7-1 法曹へのスタートダッシュ 裁判法）。内容は、憲法の基礎、民事・刑事の裁判手続の略説に及ぶものである。

資料7-1-1-4 上智大学法科大学院・導入セミナーのプログラム

2012年度入学予定者対象導入セミナー・プログラム

法科大学院「導入セミナー」のプログラム内容を下記のとおりお知らせいたします。4月からのスムーズな法科大学院生活のスタートのために、どうぞこの機会を有効かつ積極的にご利用下さい。

- * 第1回セミナー2/18までに、入学予定者説明会1/21に配布した黄色表紙「法曹へのスタートダッシュ 裁判法」を読み、当日ご持参下さい。
- * 短縮コースの皆様は、各回とも各自で六法をご持参下さい。

一 概要

セミナーは全部で3回開催いたします。初めの2回（2月18日および2月25日）は本学の専任教員が担当し、最後の1回（3月10日）は、上智大学法科大学院の修了生で、現在、法曹実務の最前線で活躍し、かつ4月からの「法学実務基礎」（標準コース正規科目）の非常勤講師でもある4名の弁護士が担当いたします。専任教員が担当する科目のうち、標準コースの方を対象とするセミナーでは、オリエンテーションを兼ねて、それぞれの科目の概要や全体像、初学者にふさわしい図書・雑誌などを紹介します。短縮コースの方を対象とするセミナーでは、昨年9月の上智法科大学院入試問題の解説および質疑応答を基本的に中心としつつ、法科大学院での勉強方法などについても適宜言及いたします。また、弁護士が担当する回では、下記、二の三のとおり、自身の法科大学院時代の経験および現在の法曹生活を踏まえた実際の・実践的な内容のセミナーを行います。

二 日程と科目

1 2月18日（土） 1科目 60分

- ① 12:30～13:30 標準および短縮コース
法学入門（出口）2-203（2号館203）教室
- ② 13:45～14:45 標準コース・憲法（矢島）2-210教室
短縮コース・民法（福田）2-208教室
- ③ 15:00～16:00 標準コース・民法（加藤）2-210教室
短縮コース・商法（野田）2-208教室
- ④ 16:15～17:15 標準コース・商法（野田）2-210教室
短縮コース・憲法（高見）2-208教室

2 2月25日（土） 1科目 60分

- ① 12:30～13:30 標準コース・民訴（田頭）2-210教室
短縮コース・刑訴（長沼）2-208教室
- ② 13:45～14:45 標準コース・刑訴（長沼）2-210教室
短縮コース・民訴（原）2-208教室
- ③ 15:00～16:00 標準コース・刑法（伊藤）2-210教室
短縮コース・行政法（筑紫）2-208教室
- ④ 16:15～17:15 標準コース・行政法（筑紫）2-210教室
短縮コース・刑法（林）2-208教室

3 3月10日(土)

「法科大学院での生活について」の経験談、および「法曹とはどういうものか」についてのセミナーを行います。法曹実務家になるために勉学のインセンティブを高めていただくことを目的とします(90分×2)。

標準コース(2-210教室)

①12:30~14:00 日吉弁護士

ロースクールでの過ごし方(勉強の仕方)

②14:15~15:45 横手弁護士

法的三段論法と論文の書き方

短縮コース(2-208教室)

①12:30~14:00 海老沼弁護士

ロースクールでの過ごし方(勉強の仕方)

②14:15~15:45 南谷弁護士

法的三段論法と論文の書き方

以上

(出典 法科大学院資料)

(2) 入学時

入学時には、数日間を費やして入学者向けのガイダンスを実施している(別添資料7-2 2012年度4月法科大学院新入生行事日程)。そこでは、学事センター、学生センター等の事務部門からの伝達・連絡と、法科大学院の教員による履修や学生生活に関するガイダンスとが併せ行われている。このガイダンスの一環として、Welcome Partyも開催され、学生と教員とがコミュニケーションを持つ最初の機会となっている。これらの行事については新入学生全員に参加を義務づけている。

なお、ガイダンス期間中には、「法情報調査」を内容とする講義を実施し、法令、判例、雑誌論文等の検索の仕方、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法律学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させている。ただし、単位としては認定しない(別添資料3-5 法情報調査の講義について)。

3. 法学未修者への履修指導について [解釈指針7-1-1-2(2)] 関係

法律学を全く学んだ経験のない学生のために、導入教育として入門的な授業を行っている。まず、入学前には、2.(1)記載の導入セミナーにおいて、「法学入門」をはじめ、各法律基本科目について入学後スムーズに履修できるように導入編の授業を実施している。

また、入学後、標準コース学生が春学期に履修することができる、導入教育のための科目(当初の科目名は「法学入門」(2単位))を2010年度より配置している。この科目は、法律を初めて学ぶ人を対象に、法学の学び方、法的な問題の考え方、議論の仕方、文章の書き方などを訓練するとともに、法を学ぶうえでの前提として必要な基礎知識の習得を図ることを目標とする。2011年度の授業では、イントロダクションの後、受講者は2クラスに分かれ、民法、刑法、憲法の簡単な問題を題材に、実際に議論したり、書いたりしながら、法学の基礎を学ばせた。

なお、2012年度カリキュラム改正により、同科目の担ってきた導入教育のための機能は、新たに設けられた「法学実務基礎」(2単位)の中で提供されることになった。「法学実務基礎」では一部、ミニ模擬裁判のロールプレイを取り入れながら、法曹実務家に

求められる素養を身に付けるために、法的問題へのアプローチの仕方、文章の書き方等を訓練するなど、より充実した導入教育を目指すものとなっている。

4. 法学既修者への履修指導について

法学既修者として入学を希望する者に対しては、入学試験において公法系、民事系、刑事系の法律基本科目7科目すべての受験が課されているため、これに合格して法学既修者として入学した学生は、1年次に配当されている基礎的な法律基本科目すべてを修得済みであるとして扱われることになる。

法学既修者に対しては、入学前に、2.(1)記載の導入セミナーにて、基本法律科目の入学後の高度な授業内容にスムーズに臨めるようにその導入編の授業を実施している。

また、入学時のガイダンスにおいて、2年次以降に配当されている高度の法律基本科目、法律実務基礎科目のほか、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目の位置づけについて説明し、理論教育と実務教育との適切なバランスが確保できるよう配慮している。さらに、法学既修者は、2年次において選択必修としてA群実務演習科目2単位以上の修得が必要であるため、入学時ガイダンスにおいて、その旨説明するとともに、履修希望の調査を実施して各自の履修計画に従った学修ができるよう配慮している。

5. オフィス・アワーについて [解釈指針7-1-1-3] 関係

全教員（法科大学院所属教員及び当該年度に授業を担当するすべての本学教員）が、毎週オフィス・アワーを設定し、その内容は、履修要綱に掲載されている（別添資料1-2 2012年度法科大学院履修要綱9頁）。事前のアポイントメントを前提として随時面会に応ずるといふ教員も少なくない。

オフィス・アワーの実施場所は、教員の各個人研究室であるが、十分なスペースが確保され、有効な学習相談に応じられる体制が整えられている。また、法科大学院の教室や自習室が集中的に配置されている2号館2階には、学生ラウンジが設置され、多人数の学生と面談するときにも利用されている。

また、TKC「法科大学院教育研究支援システム」の「教育支援システム」により、教員が学生に対し、授業の詳細を事前に明示し、予習内容を指示するとともに、学生が電子教材や判例情報などを参照することができ、さらに、質問やディスカッション等のツールによる対話を通じて、双方向的な学習支援体制をとることができる。

6. 教員によるクラス担任制度について

2010年度秋学期からは、よりきめ細かい学習指導・学習支援を行うために、教員によるクラス担任制を導入し運用している。3年次生についての教員によるクラス担任制は、学生10名程度につき教員1名が担任となるもので、2年次生については、学生10～15名程度に教員1名が担任となるものである。なお、1年次生については、定員40名と学生数が少なく、必修科目の教員が手厚く指導することが可能であるため、教員担任制をとることは考えていないが、今後さらに検討を進める予定である。担任の教員は、随時履修・学習相談などを受け付けるほか、適宜、個人面談あるいはグループ面談等を実施している。

7. 各種教育補助者による学習支援について [解釈指針7-1-1-4] 関係

上智大学法科大学院出身の修了生 0B・0G 弁護士は、在学生に対して様々な学習指導・学習支援を積極的に行ってくれている。一部の修了生 0B・0G 弁護士は、標準コース学生が履修する、導入教育のための科目（「法学実務基礎」）においてサポート役の講師として、文章の書き方等、受講者へのきめ細かな指導をしている。また、修了生 0B・0G 弁護士は、秋学期の時期に4回程度、指定の課題の答えを添削して指導する答案添削サービスを実施している。さらに、修了生 0B・0G 弁護士は、個人主体で各種のゼミを随時開催している。これらの学習支援は、上智大学出身の弁護士から構成される「上智法曹会」のバックアップにより行われ、これまで多くの修了生 0B・0G 弁護士が学習支援に携わってきたが、上智大学法学部を卒業して弁護士になった 0B・0G の協力も得ることができている。

とりわけ、修了生 0B・0G 弁護士の協力による学習支援体制として特筆すべきものとして、次のチューター制度がある。

本法科大学院では、2009年度12月より、在学生の学習上の質問に対して答えたり、学習相談に応じるために、週1回程度、修了生 0B・0G 弁護士が来校するチューター制度を導入している。2010年度秋学期からは、学年別にチューターを配置して、学生が学習相談に来やすいような体制を整えた。また、各学期にチューターと教員との間での意見交換会を実施し、学生の状況を共有し、今後のチューターによる学習支援をより効果的なものとするよう審議・検討を行っている。学生からは、気軽に相談できるチューターに期待する声が多く聞かれ、今のところ、有効に機能しているといえる。

なお、以上のような修了生 0B・0G 弁護士による学習支援とは別に、本法科大学院では、教材準備の補助等の教育補佐のために RA（リサーチ・アシスタント）を毎年度1名期限付きで採用している。

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

1. 経済的支援 [解釈指針 7-2-1-1] 関係

本学独自の奨学金としては、授業料の一部又は全額を給付する①「上智大学大学院新入生奨学金」(別添資料 7-3 2012年度奨学金案内 P 38)と、②「上智大学第2種奨学金(2012年4月より上智大学修学奨励奨学金に名称変更)」(別添資料 7-3 2012年度奨学金案内 P 4)がある。2011年度については、法科大学院生のうち①の受給者はいなかったが、②は22名(授業料半額相当額給付9名、1/3相当額給付13名)が受給している(資料 7-2-1-1)。

①については入学試験と同時期に出願を受け付け、②については入学後の定められた期間に出願を受け付ける。また、②については、家計支持者が死亡する、失職する等の状況に陥った学生に対しては、定期募集期間以外でも学生センターで相談を受け付け、出願を認めている。

また、①又は②に採用されていない大学院生に対して、③「上智大学大学院研究補助奨学金」(別添資料 7-3 2012年度奨学金案内 P 8)がある。2011年度の給付額は年額50,000円で、法科大学院の受給者は164名である。

本法科大学院特有の奨学金としては、入学年次の授業料全額、半額、あるいは3分の1相当額を給付する④「上智大学第3種(フランシスコ・スアレス)奨学金(2012年4月より上智大学篤志家奨学金)」があり、例年10名に給付している。

2011年度については、全法科大学院生のうち78.4%の学生が、①～④の奨学金のいずれかを受給している(資料 7-2-1-1)。

学外からの奨学金としては、⑤「日本学生支援機構奨学金」(貸与)の他、⑥地方公共団体・民間団体・企業からの奨学金(給付又は貸与)がある(資料 7-2-1-1)。⑤は、無利子の第一種と有利子の第二種があるが、第二種まで含めれば、希望者のほとんどが貸与を受けることができている状況にある。2011年度については、全法科大学院生のうち84.0%の学生が、①～⑤の奨学金のいずれかを受給している(資料 7-2-1-1)。

資料7-2-1-1

法科大学院の学生が利用できる奨学金とその利用実績 2011年度実績

		金額	受給人数	受給率※
①	大学院新入生奨学金	授業料の全額、半額、1/3相当額のいずれか	0名	0%
②	第2種奨学金 (2012年4月より修学奨励奨学金に名称変更)	授業料の全額、半額、1/3相当額のいずれか	22名	8.8%
③	大学院研究補助奨学金	一律50,000円	164名	65.6%
④	第3種(フランスコ・スアレス)奨学金 (2012年4月より篤志家奨学金に名称変更)	入学年次の授業料の全額、半額、1/3相当額のいずれか	10名	4%
⑤	日本学生支援機構奨学金(無利子)	条件により異なる(貸与)	79名	31.6%
⑤	日本学生支援機構奨学金(有利子)	選択式(貸与)	52名	20.8%
⑥	地方公共団体・民間団体・企業からの奨学金	それぞれ異なる(給付・貸与)	3名	1.2%

※法科大学院生250名(2011年5月1日時点)の受給率

(出典 学生センター資料)

法科大学院の学生が利用できる奨学金とその利用実績 2012年度実績（2012年5月1日時点）

		金額	受給人数	受給率※
①	大学院新入生奨学金	授業料の全額、半額、1/3相当額のいずれか	3名	1.3%
②	修学奨励奨学金	授業料の全額、半額、1/3相当額のいずれか	8名 (2012年度入学者は採用決定時期9月下旬予定のため含まず)	3.5%
③	大規模災害等による生活支援金	自宅通学 月額30,000円 自宅外通学 月額50,000円	0名 (2012年度入学者は採用決定時期9月下旬予定のため含まず)	0%
④	大学院研究補助奨学金	一律50,000円	採用決定時期7月下旬	-
⑤	篤志家（フランス・スアレス）奨学金	入学年次の授業料の全額、半額、1/3相当額のいずれか	10名	4.4%
⑥	日本学生支援機構奨学金（無利子）	条件により異なる（貸与）	64名	28.3%
⑦	日本学生支援機構奨学金（有利子）	選択式（貸与）	36名	15.9%
⑧	地方公共団体・民間団体・企業からの奨学金	それぞれ異なる（給付・貸与）	2名	0.9%

※法科大学院生226名（2012年5月1日時点）の受給率

（出典 学生センター資料）

また、休学の場合や修了延期の者で一定の要件を満たす場合については、それぞれ学費の減免措置がある（資料7-2-1-2）。

資料7-2-1-2 上智大学学則（抜粋）

上智大学大学院学則

第9章 入学納付金及び授業料等納付金

（入学手続）

第38条 本大学院に入学、進学又は編入学を許可された者は、所定の期限内に、所定の書類を提出し、別表第4で定める入学に必要な納付金を納付しなければならない。

（授業料等納付金）

第39条 本大学院在学学生は、別表第4の授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。ただし、所定の手続きにより各学期の初めに分納することができる。

2 休学、留学等の授業料等納付金については、別表第4のとおりとする。

2012年度 法学研究科法曹養成専攻 学費一覧表

(単位：円)

費目 \ 入学年度	2012	2011	2010	2009以前	摘要	
3 年 制 コ ス	入学金	270,000	—	—	—	入学の際のみ
	授業料	880,000	880,000	880,000	880,000	年額
	施設設備費	220,000	220,000	220,000	220,000	年額
	実験実習研究費	54,000	54,000	54,000	54,000	年額
	連絡通信費（消費税等込）	5,300	5,300	5,300	5,300	年額
	同窓会積立金	20,000	—	—	—	入学の際のみ
	学生健康保険互助組合費	—	2,000	2,000	2,000	年額
	学生教育研究災害傷害保険料	9,000	—	—	3,100	注1
	合計	1,458,300	1,161,300	1,161,300	1,164,400	
2 年 制 コ ス	入学金	270,000	—	—	—	入学の際のみ
	授業料	880,000	880,000	880,000	880,000	年額
	施設設備費	220,000	220,000	220,000	220,000	年額
	実験実習研究費	54,000	54,000	54,000	54,000	年額
	連絡通信費（消費税等込）	5,300	5,300	5,300	5,300	年額
	同窓会積立金	20,000	—	—	—	入学の際のみ
	学生健康保険互助組合費	—	2,000	2,000	2,000	年額
	学生教育研究災害傷害保険料	6,000	—	3,100	3,100	注1
	合計	1,455,300	1,161,300	1,164,400	1,164,400	

注1. 学生教育研究災害傷害保険料（法科大学院生教育研究賠償責任保険含む）は、当初納入した金額に対応する保険期間を過ぎて在学する場合、1年分を徴収する。

1 休学の場合の納付金額

イ 一学年休学 授業料×1/3 + 連絡通信費 + 学生健康保険互助組合費

ロ 一学期休学 授業料×2/3 + 施設設備費×1/2 + 実験 + 学生健康保険互助組合費

注2. 入学の際のみ必要として徴収した費目は、減額の対象とはならない。

2 留学の場合の納付金額

留学期間が1年以内の場合は規定額、1年を超える場合はその期間に応じて「休学の場合の納付金額」に準じる。

3 9月修了の場合の納付金額 授業料×1/2 + 施設設備費×1/2 + 実験実習研究費×1/2 + 連絡通信費×1/2 + 学生健康保険互助組合費 + 学生教育研究災害傷害保険料

4 春学期末日までの退学日で退学する場合の納付金額

春学期末日までに「退学願」を提出し、許可された場合は「9月修了の場合の納付金額」に準じる。

(出典 上智大学大学院学則)

(出典 学事センター資料)

その他、本学は4つの銀行と提携しており、法科大学院生は「法科大学院学生専用奨学ローン」を利用することができる（別添資料7-3 2012年度奨学金案内P41）

2. 学生生活に関する支援体制の整備 [解釈指針7-2-1-2] 関係

学生相談については、相談内容によって同キャンパス内にあるいくつかの部局が対応している。消費生活や住居、アルバイトなど、学生生活全般にわたるトラブルや悩みの相談窓口としては「学生センター」がある。健康に関する相談については「保健センター」で医師が内科相談・精神保健相談などを受け付けているほか、看護師も常駐し、栄養相談や専門医療機関の紹介をしている。学生の内面的な相談には「カウンセリングセンター」が対応し、学業から心身の健康にいたるまで、生活全般にわたる相談を専門のカウンセラーが受け付けている。また、宗教関係の悩みや相談に関しては「カトリックセンター」が窓口となっている。これらの組織は必要に応じて他部局と連携をとりながら学生問題の解決に努めている（資料7-2-1-3「各種相談（案内）（2012年度SOPHIANS' GUIDE P.62～63抜粋）」）。

資料7-2-1-3 各種相談（案内）（2012年度SOPHIANS' GUIDE P.62～63抜粋）

不安・悩みの相談について

本学では、学生の皆さんのさまざまな問題や悩みを相談できるよう下記のような制度や場所を設けています。各センターは、相談の内容により柔軟に連携し、協力して対応します。どんな小さな悩みでもけっこうですので、相談しやすい窓口を利用してください。また、相談内容の秘密は固く守られますので、遠慮せず、安心して声をかけてください。

学生センター

学生センターでは、大学生活におけるあらゆる悩みやさまざまな問題について相談を受付けています。どんな問題でもかまいません。何か困ったことがあったら、まずは学生センター窓口に来てください。

「どこで相談したらいいのか分からない」という時も、まずは学生センター窓口へ。

たとえばこんな相談も受付けています。

- * 対人関係（家族、友人、恋愛など）について
- * 経済上の問題について
- * サークルや課外活動について
- * 学業について（授業についていけないなど）
- * 進路や将来について
- * 心身の健康について

受付場所・受付時間

2号館1階 学生センター窓口（どの担当窓口でも受け付けます）

月曜日～金曜日 9:30～11:30 12:30～17:00

★相談内容やプライバシーに関わる一切の秘密は厳守します。

★ホームページからも相談の申込みができます。

上智大学公式ホームページ

<http://www.sophia.ac.jp/J/student.nsf/content/sodan>

カウンセリングセンター

カウンセリングセンターは、学生生活において出会う様々な問題や課題を専門のカウンセラーと話し合い、具体的な対処・解決方法を見出していくところです。大学生生活のサポートを主たる目的にして、心理学をベースに教育的観点から、自分の課題・問題に取り組みたいという各人のニーズに合わせ、その人なりのペースを尊重するオーダーメイドな対応を目指しています。一人一人の学生が様々な問題・課題について考え、試行錯誤し、人や体験から学んでいくことによって成長し、社会に出ていくことを応援したいと考えています。また、自己理解を深めるためのワークショップもおこなっています。相談内容の秘密は固く守られます。

また、カウンセリングセンターでは日々の生活に役立つ様々なリーフレットを作成し、受付で配布しています。

* カウンセリングセンター 場所：10号館3階

受付時間：月～金 9:30～11:30, 13:00～16:30

* ホームページ：<http://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/counsel>

* カウンセリングセンター・リーフレット

1. ストレスへの対処法
2. 「うつ」について
3. 喪失体験
4. 怒り
5. 完璧主義について
6. 孤独を感じたら
7. 好奇心
8. 不安・緊張
9. 恋
10. タイムマネジメント

※看護学科学生の為に、目白聖母キャンパス一号館に、カウンセリングルーム（相談室）があります。

保健センター

保健センターは、身体と心についての悩みの相談に応じています。入学後の健康診断時には、アセスメントカードでメンタルヘルス・チェックをしていただき、それを参考に、必要な場合は順次、精神科医と面談する機会を積極的に設けています。また、家族や友人に相談しても不安や悩みが解消しないような場合は、いつでも相談に訪れてください。

相談の内容によっては、カウンセリングセンターや学生センターと協力して対応することができます。医師の他に看護師も随時相談に応じています。

カトリックセンター

カトリックセンターは、上智大学のキャンパス・ミニストリーの拠点です。キャンパス内のカトリック活動（キリスト教入門講座、毎日のミサ、祈りの集い、シンポジウム、講演会、学生とともにボランティア活動、宗教に関する相談など）を行います。宗教、神様、聖書の勉強をしたい、また、人生について悩んでいる人も気軽にカ

トリックセンターを訪れてみてください。希望にかなったグループや指導者を紹介します。個人的な相談については相談内容が固く守られます。

また上智大学では、入学感謝ミサ、クリスマス・復活祭（イースター）ミサなど季節ごとの典礼（ミサ）があります。ご家族、友人をお誘いの上、ふるってご参加ください。さらに、カトリックセンターで毎日学内のチャペルで昼ミサや祈りの集いが行われています。どうぞ自由に、気軽に参加してください。

*カトリックセンター 場所：2号館1階

受付時間：月～金 9：30～11：30、12：30～17：00

*ホームページ：<http://www.sophia.ac.jp/J/first.nsf/content/cathocen>

上智大学公式ホームページの「本学学生の方」のページから入れます。

*カトリック学生の会

上智大学が年間を通して行うカトリック行事（入学感謝ミサ、クリスマスミサなど）では、さまざまな場面でカトリック学生の会が参加協力をしています。

この会はカトリックの信者、非信者を問わず、多様な学部の学生で構成され、ボランティア活動、キリスト教に興味のある学生の窓口、ザビエル・ウィークの主催、支援を必要としている方々のためのバザー（ソフィア祭）やクルトゥルハイムのミサの企画・運営を行っています。

（ホームページ：<http://www.katogaku.com/>）

（出典 学生センター資料）

学生相談（カウンセリングセンター利用状況）

2011年（平成23年）4月1日～2012年（平成24年）3月31日

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
利用者													
法科大学院	5	8	10	9	1	0	4	0	2	0	1	5	45

（出典 学生センター資料）

ハラスメントについては「ハラスメント防止委員会」を設置し防止に努めるとともに、教職員や医師を含めた相談員が対応する体制を整えている。必要に応じて防止委員会又は対策委員会を開き、被害者の救済と加害者への措置を講ずることになっている（別添資料7-4 ハラスメントのないキャンパスをめざして）。

なお、以上は全て法科大学院のみではなく、全学的な組織であるが、その他に法科大学院には学生生活担当の教員が6名おり、修学や進路の相談から経済的な相談まで、学生生活上の様々な問題について指導・助言を行っている。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

1. 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実について

上智大学では、学内の全てのエレベーターには点字案内板が、メインストリートには誘導用点字ブロックが設置されている。車椅子の学生のためのスロープは8つの施設の入口に付設され、車椅子対応可能エレベーターは学内の8つの教育研究施設に、車椅子専用トイレは6つの施設に設置されている。

なかでも、法科大学院生が主に利用している2号館は、上記の車椅子用スロープ、車椅子及び視覚障がい者対応エレベーターが設置されているほか、車椅子専用トイレが各階で利用できるようになってきている。また、演習室においては、車椅子用の座席を設けている。この2号館は東京都「福祉のまちづくり条例」に基づく整備基準の適合証を受けており、バリアフリーを実現した施設である。

2. 修学上の支援、実習上の特別措置について

必要となる特別な措置は、個々にニーズが異なるため、上智大学では、ケースによりその都度適切な対応をとることができる体制が整えられている。

上智大学法科大学院に2008年度に入学した学生のうち1名が、聴覚に障がいをもっていため、上智大学では、学生センターと法科大学院事務室が一体となって、さまざまな修学上の措置をとり、当該学生が他の学生と同等の教育を受けることができるような配慮を行った。具体的には、各授業及びガイダンス等を含めたすべての法科大学院行事について、全学の学生からボランティアを募り、ノートテイクによって講義通訳をする学生ボランティアを2名ずつ配置し、当該学生の授業の履修等に支障がないような体制を整えた。またノートテイクが必ずしも法律用語に詳しくない場合もあるため、法科大学院の各クラスで、同一の授業を履修している他の法科大学院生が、順番で自らとった講義ノートのコピーを当該学生に提供する支援体制を整えた。ノートテイクの学生ボランティアの募集、毎日の授業にノートテイクが同席できるようスケジュールを調整して各授業に割り当てるなどの支援、及び、同一の授業をとっている法科大学院生の講義ノートコピーの順番割当て・支援体制などは、学生センター及び法科大学院事務室の連携によって、きわめて円滑に行うことができた。当該学生は、既定の3年間の修学によって本法科大学院を修了し、その年の司法試験に合格している。

また、学部生の事例であるが、視覚障がいの学生に対しては、外部に業務委託をして教科書や試験問題、答案用紙等の教材の点訳を行ったほか、教材の内容をテープに吹き込む学生ボランティアや学外実習の付添いボランティアの募集、謝礼の支払などの対応を行っ

たことがある。

総合図書館のエレベーターは音声ガイドがあり、バリアフリー化を目指している。また、図書館にはパソコン上の文字を音声にして読み上げるソフトの入った視覚障がい学生専用パソコンも設置されている。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

1. 法科大学院での就職支援の取り組み

本法科大学院では、在学生および修了生が、希望する進路について早いうちから具体的にイメージできるようにし、また、適時に就職活動を行うことを可能とするべく、法科大学院専任教員から構成される就職委員会が、在学生および修了生に向けて就職関連情報を随時提供し、また、セミナーを開催している。

また、全学向けの就職サポートを行う上智大学キャリアセンターとも連携し、進路・就職相談等、キャリアセンターが提供する各種サービスを、法科大学院の在学生及び修了生が利用できる体制が整えられている。

従来、修了生の多くは、新司法試験を経て法曹資格を得て、法律事務所に就職するなど実務法曹になることを希望しており、就職委員会では、新司法試験の直後に法律事務所への就職活動のためのセミナーを毎年開催してきた。しかし、進路における近年の傾向として特筆すべき点は、法曹資格を取得するかどうかに関わらず、修了生が企業や官公庁に就職するなど、修了生の進路の多様化が進んでいるということである。このため就職委員会、および、キャリアセンターではそうした傾向に応じた就職サポート体制を整えている。

最近では、就職委員会の主催で、次のようなセミナーを開催している。

■ 就職活動セミナー（毎年5月（新司法試験の終了後）に実施）

法律事務所への就職活動を中心に、修了生弁護士からアドバイス等を行う（資料7-4-1-1 就職セミナー 開催案内）。

■ 公務員関係の就職セミナー（2010年12月に実施）

衆議院・参議院法制局の試験や、国家公務員試験について、修了生（衆議院法制局勤務）や人事院担当官を招いて、説明・案内を受け、質疑の機会を設ける（資料7-4-1-2 公務員就職セミナー 開催案内）。

■ 企業関係の就職セミナー（2010年11月、2011年2月・3月、2011年11月に実施）

企業に就職した複数の修了生や企業人事担当者を招いて、業務紹介や就職活動のアドバイス等を受け、質疑の機会を設ける（資料7-4-1-3 就職セミナー 開催案内）。

また、法科大学院またはキャリアセンターに届く法科大学院生（修了生）向けの法律事務所や企業等の求人情報について、随時、学内掲示板（L-Box等）にて案内している。

さらに、企業等へ就職することを希望する在学生および修了生について、随時、人材コンサルタント会社に相談できる体制を整えている（資料7-4-1-4 お知らせ「企

業等への就職をお考えの方へ」)。

資料7-4-1-1 就職セミナー 開催案内

就職セミナーについて

修了生の方を対象に、以下の要領で、就職活動に関するセミナーを実施します。
情報収集の方法、活動開始時期、具体的アプローチ方法等について、本学修了生の弁護士や
企業法務部勤務の方4名の体験談等も交えて、お伝えいたしますのでぜひご参加下さい。

日時:2011年5月18日(水) 18:30~20:30

場所:210教室

11/4/29

<法科大学院就職委員会>

(出典 法科大学院資料)

資料7-4-1-2 公務員就職セミナー 開催案内

就職セミナー(公務員関係)のお知らせ

衆議院法制局の本法科大学院1期生や人事院の方に来ていただき、国会や官庁の国家公務員関係の就職セミナーを下記の通り開催いたします。

衆議院・参議院法制局の試験や、国家公務員試験(平成24年度からの試験の制度改正を含め)について、説明いただきますので、修了生も、興味のある方は、ぜひご参加ください。

日時 2010年12月15日(水) 17時15分~18時30分

場所 2-210教室

説明者

1 国会職員について

2 国家公務員試験について

説明いただいた後、質疑応答を行います。

10/12/2

<法科大学院就職委員会>

(出典 法科大学院資料)

資料7-4-1-4 お知らせ「企業等への就職をお考えの方へ」

企業等への就職をお考えの方へ

修了生の方で企業への就職をお考えの方については、大学のキャリアセンターに相談できる旨、御案内させていただいていますが、以前、本学でも企業への就職について何度か御講演を頂いているサーチファーム・ジャパン株式会社 (<http://www.search-firm.co.jp/>)様から、もし、企業への就職を真剣に考えられている方がおられるのであれば、御相談いただければ、とのお話を頂戴いたしました。

すぐに何か良い就職口を御紹介頂けるということではないにしても、企業が望む人材はどのような人材か、就職活動にどのように臨んだらよいか等、色々と有益なアドバイスを頂くことができると思います。

また、弁護士事務所のパラリーガルを考えられている方については、具体的な案件もお持ちとのことでした。

もし、同社への相談を希望される方がおられましたら、直接、以下に御連絡ください。その前に、教員への御相談を希望される方は、法科大学院事務室に御連絡いただいても結構です。

<御連絡先>:

サーチファーム・ジャパン株式会社

コンサルタント:

(担当者名) (E-mail アドレス) (電話番号)

【個人情報につき以下省略】

11/6/16

<法科大学院就職委員会>

(出典 法科大学院資料)

2. 全学キャリアセンターの相談窓口

一般的な進路相談の窓口として、学生局に、キャリアセンター、カウンセリングセンターがある。キャリアセンターの資料室、事務室は2号館（法科大学院のある建物）の1階にあり、8名の専任職員が随時相談にあっている。相談内容によっては、カウンセリングセンターと連携して対応する。キャリアセンター資料室は、平日の9時30分から17時まで開室しており、自由に資料閲覧や専用PCで求人情報等を得ることができる。また、キャリアに関する書籍は窓口で貸出しをしている。

また、全学の委員会として、各学部・研究科選出委員からなるキャリア形成支援委員会があり、教育課程や厚生補導を通じて社会のおよび職業的自立を図るために必要な能力の習得に向けた体制やプログラムについて検討、審議している。

以上の体制・組織は全学のものであり、法科大学院のみを対象としているわけではない。従来、法科大学院の修了者は、専ら新司法試験の受験を目的とし、実務法曹となることを目指してきたため、これらの組織・施設を利用することは少なかったかもしれない。しかし、修了生が企業や官公庁に就職するなど、修了生の進路の多様化が進んでいる近年の傾向を踏まえると、進路・就職相談等、キャリアセンターが提供する各種サービスを法科大学院の在学生、および、修了生が利用できる体制が整えられていることは重要であると考えている。

3. エクスターンシップ

前述のように法科大学院における実務科目の1つとして、「エクスターンシップ」を開設し、法律事務所等において法律実務を体験する機会を設けている。その期間は、原則として2週間となっており（受入事務所の都合によりこれより短いケースもある）、学生が表面的な「見学」とどまらず法律事務所の真実の姿を見聞できるよう配慮されている。

エクスターンシップ先において学生が万一にも迷惑を及ぼすことがないように、開始に先立ってガイダンスのほか2回の事前講義を行っている。この事前講義は、非常勤講師を委嘱している権田光洋弁護士および石井禎弁護士によるものであり、法律事務所の業務の説明から弁護士の行為規範、現場で遭遇し得る事態の説明と対処法など、多岐にわたるものである（別添資料7-5 エクスターンシップ直前講義1・2）。

なお、このようなプログラムを運営するためには、受入事務所との信頼関係を醸成・維持していくことが不可欠であると考えられるため、各事務所について2名以上の教員（専任教員又は上記の権田弁護士・石井弁護士）が連絡窓口となり、また、実施期間中は法科大学院事務室のほかいずれかの教員が緊急連絡先として対処できる体制を整えている。さらに、全事務所におけるエクスターンシップが終了する10月ごろに、「御礼の会」を催して、受入先からの意見聴取と次年度のための課題の確認を行っている。

なお、近年は、エクスターンシップ先として、法律事務所のみならず、複数の官公庁や企業も準備し、法科大学院生の進路の多様化に対応している。

4. リーガル・クリニック

上記3. と類似の狙いから、「リーガル・クリニック」の授業を開設し、現実の法律相談業務を観察する機会を提供している（別添資料7-6 上智大学法科大学院の無料法律

相談)。法科大学院生は弁護士ではないため、直接相談を行うわけにはいかないが、相談者である弁護士（非常勤講師として処遇している）の対応振りをじかに見聞し、また事前・事後にその説明を受けることによって、法律実務について学生が認識を持ち、進路選択の判断材料を得る機会としている。

2 特長及び課題等

優れた点の第1は、入学前・入学時から修了するまでの間、学習支援においてきめ細かな指導・支援する体制が整えられていることである。これは、教員と学生の密接なコミュニケーションのための体制が実現されていることでもあるが、少人数教育の伝統を生かした本学の大きな特色である。学生から見ると、要望が確実に伝わり、検討される（実現されるか否かはもとよりケース・バイ・ケースである）ことを意味し、その点での学生の満足度は高い。さらに、教育補助者による学習支援についても充実した体制が整えられているといえることができる。

第2に、奨学金制度や障がい者支援において、全学の仕組みが適切に生かされていることである。これも、大学全体の規模が大きくなり、全学的な学内組織の連絡が密であるという本学の特色が生かされている所以である。

第3に、職業支援（キャリア支援）において、企業や官公庁に就職するなど修了生の進路の多様化が進んでいる状況に対して、それに応じた就職サポート体制を整えていることである。とりわけ、すべての修了生が実務法曹となることを保障されているわけではないという現状を考慮するならば、このような体制を臨機に整えることは大切であると考えている。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、大学院法学研究科内に法曹養成専攻として設置されている。その規模は入学定員90名、修業年限3年、収容定員が280名である。必要とされる専任教員数は19名であるところ、22名の専任教員を置いている。そのほか、兼任教員は17名、兼任教員は41名である。専任教員の名簿は、専攻分野、担当科目、略歴、研究テーマ・実績等、法科大学院での教育の抱負等を付して、ホームページ上で公開している。
(<http://www.sophialaw.jp/teacher/index.html>)

以上のとおり、本法科大学院においては、入学定員の規模に応じ、教育上必要な教員が十分に配置されている。また、その教育・研究上の業績については、従前より「自己点検・評価報告書」を法科大学院ホームページ上に掲載することにより学内及び学外に対して公表している(別添資料11-1「自己点検・評価報告書」)

<根拠となる資料・データ>

- ・教員一覧、教員分類別内訳(別紙様式3)

基準 8-1-2 : 重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院においては、所属する専任教員 15 名が、基準 (1) の「専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」に該当する。また、所属する専任教員でかつ実務家教員に該当する者 6 名、実務家・みなし専任の教員 1 名が、基準 (3) の「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」に該当する。

以上のとおり、基準 8-1-2 の (1) 又は (3) の区分に従い、高度の教育上の指導能力があり、専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者が教員として配置されている。

専任教員は本法科大学院のみに所属するものであり、他専攻の専任教員ではない。ただし、そのうち、専門職大学院設置基準附則に定める本法科大学院に必要な専任教員数 19 人の 3 分の 1 を超えない 3 人を、いわゆる専・他教員としている (解釈指針 8-1-2-1、解釈指針 8-1-2-2)。

< 根拠となる資料・データ >

- ・ 教員一覧、教員分類別内訳 (別紙様式 3)

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

本法科大学院の教員の採用及び昇任については、法科大学院教授会で選考することとなっており(資料 8-1-3-1 法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)教授会内規第3条第6号)、教員の選任及び昇任に関する基準は、(資料 8-1-3-2 上智大学法科大学院教員選考基準)に定められている。実際の教員採用・昇任審査においては、必要となる案件ごとに、個別の審査委員会が設置され、同委員会の審査・決議を経由して教授会に人事案件が付議され、教授会においてその採用・昇任の可否を決している。

このように、人事案件の判断に当たっては、個々の候補者ごとに設置される審査委員会において、採用予定候補者の実績等と担当科目との科目適合性、法科大学院教育上の指導能力等を厳格に審査したうえで、教授会で審議して決定する体制になっている。また、本法科大学院専任教員の採用・昇任の案件の場合だけでなく、兼担教員、兼任教員の採用にあたっては、教育研究委員会で、採用予定候補者の実績等と担当科目との科目適合性を厳格に審査したうえで、教授会に提案して、教授会で審議のうえ、決定している。

以上のとおり、教員の採用及び昇任に関しては、各担当科目についての研究上の能力及び教育上の指導能力を適切に評価するための体制が整備されている。

資料 8-1-3-1 法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)教授会内規

法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)教授会内規

制定 平成16年7月14日

改正 平成19年4月1日

第1条 (目的)

この内規は、上智大学学則に基づいて教授会の組織及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

第2条 (組織)

- (1) 教授会は、法科大学院所属の教授、准教授及び助教をもって組織する。
- (2) 前項の所属教員には、法学部との兼任専任教員を含むものとする。

第3条 (審議事項)

教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育、研究及び授業に関する事項
- (2) 法科大学院の教育課程に関する事項
- (3) 授業科目の種別、編成及び担当に関する事項
- (4) 学生の入学、退学、卒業その他の学生の身分に関する事項
- (5) 学生の指導、賞罰に関する事項
- (6) 教員の採用、昇任等人事に関する事項
- (7) 各種委員の選出に関する事項
- (8) 学長の諮問事項
- (9) 院長が必要と認めた事項
- (10) その他教授会の構成員5名以上の賛成による提案に係る事項

第4条 (定足数)

教授会の定足数は、海外出張、特別研修及び休職中の者を除く構成員の過半数とする。

第5条 (表決)

(1) 教授会の議事は、出席者の過半数で決する。

(2) 前項の規定にかかわらず、人事に関する議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。昇任については、教授のみをもって決する。

第6条 (院長代理)

院長に事故のある場合には、院長があらかじめ指定する者が院長の職務を代理する。

第7条 (教授会の開催)

教授会は、原則として毎月第2水曜日に開催する。ただし8月および9月は開かないことができる。

第8条 (内規の変更)

この内規の変更については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

1 この内規は、2004年(平成16年)7月14日から施行する。

附 則

1 この内規は、2007年(平成19年)4月1日から改正、施行する

2 専任講師は、助教と読み替えるものとする。

(出典 法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)教授会内規)

資料8-1-3-2 上智大学法科大学院教員選考基準

上智大学法科大学院教員選考基準

制定 平成24年4月1日

第1条 本学法科大学院専任教員(以下、「法科大学院教員」という。)の採用並びに昇任の選考は、この基準の定めるところによる。

第2条 法科大学院教員は、本学設立の趣旨並びに高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職大学院としての趣旨に則り、教育者としてふさわしい人格と教養を備え、かつ、学界に寄与する業績がある者または実務における経験を有する者につき、第4条ないし第6条の規定により選考する。

第3条 この基準において、「法科大学院教員」とは、研究者教員および実務家教員をいう。

2 この基準において、「研究者教員」とは、法科大学院教員のうち、主として学術的研究経験を有する者をいう。

3 この基準において、「実務家教員」とは、法科大学院教員のうち、主として実務経験を有する者をいう。

第4条 法科大学院教授会が教授に推薦することができる専任の研究者教員は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 博士の学位(日本における博士の学位と同等と認められる外国の学位を含む。)を有し、かつ、法科大学院教育に関し経験または識見を有する者

(2) 公刊された著書、論文その他により、前号の学位を有する者に準ずる研究上の業績があると認められ、かつ、法科大学院教育に関し経験または識見を有する者

(3) 大学または法科大学院において教授の経歴を有し、かつ、法科大学院教育に関し経験または識見を有する者

(4) 大学または法科大学院の准教授として7年以上の経歴があり、研究上の業績があると認められ、かつ、法科大学院教育に関し経験または識見を有する者

第5条 法科大学院教授会が准教授に推薦することができる専任の研究者教員は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 前条の規定により、教授に推薦することができる者
- (2) 大学または法科大学院において准教授の経歴を有し、かつ、法科大学院教育に関し経験または識見を有する者
- (3) 大学または法科大学院の専任講師又は助教として3年以上の経験があり、研究上の業績があると認められ、かつ、法科大学院教育に関し経験または識見を有する者
- (4) 担当科目に関連する業務に9年以上従事した経験があり、研究上の業績があると認められ、かつ、法科大学院教育に関し経験または識見を有する者

第6条 法科大学院教授会が教授または准教授に推薦することができる専任の実務家教員は、次の各号の一に該当する者とする。なお、教授・准教授の職名については、実務の経験の年数、内容、および年齢等を総合的に勘案するものとする。

- (1) 裁判官、検察官又は弁護士として、合計5年以上の経験があり、実務において特に優れた知識及び法曹経験を有すると認められる者
- (2) 前号に準ずる経験を有すると認められる者

附 則

1 この選考基準は、2012年4月1日から施行する。

2 助教授の経歴は、この選考基準第4条第4号又は第5条第2号における准教授の経歴とみなす。

(出典 上智大学法科大学院教員選考基準)

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

法学研究科法曹養成専攻の専任教員は、本法科大学院のみに所属するものであり、他専攻の専任教員ではない（解釈指針8-2-1-1）。

また、本法科大学院においては、専任教員22名中に教授が20名を占めている。教授の比率が90%であり、半数以上が教授であるとする解釈指針を大きく上回っており、法科大学院に対し求められる教員像（教育上の経験が豊かであって、かつ理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有する者であること）に適合的である（解釈指針8-2-1-2）。

また、本法科大学院の入学定員は90名（2010年度までは100名）であるところ、22名を専任教員として配置しており、本法科大学院の教育の理念及び目標の実現のために、より充実した教育体制をとっており、基準8-2-1に定める数19名を超えた専任教員が置かれている（解釈指針8-2-1-3）。

これらの結果を総合すると、本法科大学院における専任教員の配置は、適切である。

<根拠となる資料・データ>

- ・教員一覧、教員分類別内訳（別紙様式3）
- ・科目別専任教員数一覧（別紙様式4）

基準 8-2-2 : 重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

本法科大学院では、専任教員 22 名のうち、法律基本科目を担当している専任教員は 14 名であり、その比率は 5 割を超えている。その内訳は、憲法 2 名、行政法 2 名、民法 2 名、商法 3 名、民事訴訟法 2 名、刑法 1 名、刑事訴訟法 2 名である。法律基本科目 7 科目につき、それぞれ当該科目を専門に研究する研究者教員である専任教員が配置されている。これらの教員の業績等はすでに述べたように、本法科大学院の「自己点検・評価報告書」（2011 年 9 月）に収録して公表するほか（別添資料 11-1 「自己点検・評価報告書」）、「上智大学教員教育研究情報データベース」

<http://librsh01.lib.sophia.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>

を通じて定期的かつ継続的に公表されている。

そこに示された内容から明らかなように、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員である。

なお、本法科大学院の入学定員は 90 名（2010 年度までは 100 名）であるため、解釈指針 8-2-2-1 は適用されないが、（1）の入学定員 101～199 人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも 3 科目について複数の専任教員が置かれていること、との解釈指針 8-2-2-1 にも十分適合している。

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

本法科大学院の専任教員 22 名の系別、科目別の内訳は以下のとおりである。法律基本科目の系統の教員が約 5 割であるが、それ以外の教員は、展開・先端科目、基礎法学系及び実務科目系である。特に、環境法、国際取引法など、本法科大学院の教育の理念において特徴となっている展開・先端科目を担当する専任教員が置かれている。このように、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目等に、本法科大学院の教育の理念及び目標に応じた専任教員の科目別配置がなされ、適正なバランスがとれているといえる(解釈指針 8-2-3-1)。

法律基本科目

公法系	4	(憲法 2、行政法 2)
民事法系	6	(民法 2、商法 2、民事訴訟法 2)
刑事法系	2	(刑法 1、刑事訴訟法 1)
展開・先端科目	3	(国際取引法 1、環境法 1、租税法 1)
基礎法学系	1	(比較法 1)
実務科目系	6	

専任教員の年齢構成は、60 歳代が 6 名、50 歳代が 7 名、40 歳代が 6 名、30 代が 3 名である。専任教員の年齢構成はこのように大変良くバランスがとれており、多様な年齢層の学生の様々な要望に教員が応えることが可能となっている(解釈指針 8-2-3-1)。

以上のとおり、専任教員については科目別配置に関しても、年齢構成に関しても、バランスが適正にとれているといえる(解釈指針 8-2-3-1)。

なお、22 名の専任教員中、女性教員が 2 名であるのは必ずしも多いとはいえないが、ほかに女性教員 3 名が、上智大学法学部所属の兼任教員として授業を担当しており、また、2011 年度までは法科大学院長が女性教員であったことから、ジェンダーバランスの良さが示されているといえよう。

基準 8-2-3 の「教育上主要と認められる授業科目」としては、本法科大学院では、法律基本科目のうち各年次の必修科目、並びに法律実務基礎科目のうち法曹倫理、訴訟実務基礎(民事)及び訴訟実務基礎(刑事)がこれに該当すると考えられ、いずれも必修で履修すべきものとされている。このような教育上主要と認められる授業科目については、その 9 割以上が、専任教員が単独で担当しているか、専任教員が兼任・兼任教員と共同して担当している。各科目群ごとの状況は以下のとおりである。

法律基本科目

1年次基礎科目 9科目9クラスのうち専任教員が5科目5クラス担当、3科目3クラスを兼任教員が担当、1科目1クラスを兼任教員が担当

2年次科目 10科目20クラスのすべてを専任教員が担当

3年次科目 3科目6クラスすべてを専任教員が担当(1科目2クラスの2分の1を兼任教員が共同担当、1科目2クラスの2分の1を兼任教員が担当)

法律実務基礎科目

2年次法曹倫理 1科目2クラスを専任教員が担当

2年次訴訟実務基礎(民事) 1科目2クラスを兼任教員である派遣裁判官が担当

3年次訴訟実務基礎(刑事) 1科目2クラスを専任教員が担当

以上のとおり、本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、専任教員によるものが41クラス中35クラスで約85%を占め(授業の一部について、兼任教員が専任教員と共同で担当しているもの、兼任教員が担当しているものを含む)、兼任・兼任教員のみによるものが41クラス中6クラスで15%弱である。

したがって、教育上主要と認められる必修科目についての授業は、その8割5分のクラスが専任教員によって担当されており、基準8-2-3のおおむね7割以上が専任教員によって担当されているとの基準を大きく上回っている。

<根拠となる資料・データ>

開設授業科目一覧(別紙様式1)

教員一覧、教員分類別内訳(別紙様式3)

科目別専任教員数一覧(別紙様式4)

基準 8-2-4 : 重点基準

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

基準 8-2-1 により必要とされる専任教員の数は、専任教員一人当たりの学生の収容定員 15 名を基礎に算定すると、本法科大学院の場合は収容定員が 280 名であるから、19 名となる。

したがって、本法科大学院においては、19 名のおおむね 2 割に当たる 4 名以上の教員がいわゆる実務家教員であることが必要となるが、本法科大学院において、実務家・専任の教員が 6 名、及び実務家・みなし専任の教員が 1 名の、合計 7 名の実務家教員が専任教員として配置されている。これらの教員は、その経歴から明らかなように、全員が専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者である。(別添資料 8-1 「上智大学法科大学院ホームページ-抜粋-」、別添資料 11-1 「自己点検・評価報告書」77 頁から)。

本法科大学院においては、実務家教員 7 名中法務省派遣検察官 1 名が専任教員ではない、いわゆるみなし専任教員である。この点については、解釈指針 8-2-4-2 に規定するおおむね 2 割の専任教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数の範囲内については、実務家教員が専任教員でないことが許容されている。その場合には、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について、責任を担う者であることが必要とされるが、本法科大学院の場合は、4 名 \times $2/3 = 3$ 名まで実務家教員に専任教員以外の者を充てることことができる。本法科大学院においては、1 名であるので数値上まったく問題ない。また、このみなし専任教員(実務家教員)は、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、「法科大学院教授会内規」により、教授会構成員として教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者に該当する(資料 8-1-3-1 「法科大学院教授会内規」)(解釈指針 8-2-4-2)。

実務家教員の担当科目については、原則として実務家教員の採用時に、当該実務家教員の実務経験・専門分野等にかんがみ、その実務経験等との関連が認められる授業科目を担当することを採用審査の際に併せて決定している。その後のカリキュラム改訂によって、新たな授業科目を担当する場合にも、教育研究委員会において、当該実務家教員の実務経験等に照らしての科目適合性を審査したうえで、カリキュラム案を決定し、教授会で審議のうえ決定する体制をとっている。

以上のように、本法科大学院では、実務家教員の担当科目の科目適合性について、厳格に審査する体制がとられており、また、7 名の実務家教員の経歴・実績等に照らし、担当科目にその実務経験との関連が認められることは明らかである(別添資料 8-1 「上智大学法科大学院ホームページ-抜粋-」、別添資料 11-1 「自己点検・評価報告書」

77 頁から)。(解釈指針 8 - 2 - 4 - 1)

<根拠となる資料・データ>

教員一覧、教員分類別内訳 (別紙様式 3)

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

実務家教員 7 名のうち、1 名は裁判官、1 名は検察官、5 名は弁護士として全員が法曹の実務経験を有する者である。

したがって、本法科大学院においては、基準 8-2-5 に規定する者の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者であるという条件は当然に満たしている。

< 根拠となる資料・データ >

・教員一覧、教員分類別内訳 (別紙様式 3)

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

本法科大学院の専任の研究者教員については、良好な教育研究環境を維持するという観点から、原則として、本学での年間の授業負担数(本学法学研究科、法学部科目の授業負担を含む)を 16 単位以下とすることとされている。なお、科目の特性、当該年度の特殊事情等により、これを上回る専任教員もいるが、2 名を除き、20 名の教員は年間 20 単位以下の範囲内にある。ただし、他大学の非常勤講師としての授業負担を含めると、2012 年度について、年間授業負担を 20 単位以下とする枠を超える専任教員は合計 5 名で、各 25.4 単位(うち、他大学非常勤負担 2 単位)、22.9 単位(うち、他大学非常勤負担 8 単位)、22 単位(うち、他大学非常勤負担 4 単位)、22 単位(うち、他大学非常勤負担 2 単位)、20.5 単位(うち、他大学非常勤負担 0 単位)である。いずれも、年間 30 単位を超えていない(解釈指針 8-3-1-1)。

このように、法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられているといえる。

<根拠となる資料・データ>

- ・教員一覧、教員分類別内訳(別紙様式 3)

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

上智大学においては、かねてより教員研修（いわゆるサバティカル）の制度があり、この制度は法科大学院に所属する教員にも当然に適用されるため、7年に一度1年間の研究休暇を取ることができる。さらに、教員海外研修の制度もあって、旅費・滞在費の補助を得て海外において研修することも可能となっている（別添資料 8-2 「教員特別研修制度に関する規程」、「上智大学教員在外研究規程」、「教員海外旅費支給細則」）。また、その実績は、資料 8-3-2-1 のとおりである。

以上のとおり、研究専念期間が与えられている。

資料 8-3-2-1 研究専念期間実績一覧

2007年度以降、法科大学院所属教員の実績（区分は当該年）

区分	職名	氏名	研究専念期間(特別研修期間)	在外研究期間
専・他	教授	北村 喜宣	2007/04/01～2008/03/31	2007/12/1～2008/2/28
専・他	教授	田頭 章一	2007/10/01～2008/09/30	2007/10/1～2008/9/30
専・他	教授	江藤 淳一	2007/10/01～2008/09/30	—
専	教授	滝澤 正	2008/04/01～2009/03/31	—

(出典 人事局資料)

基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

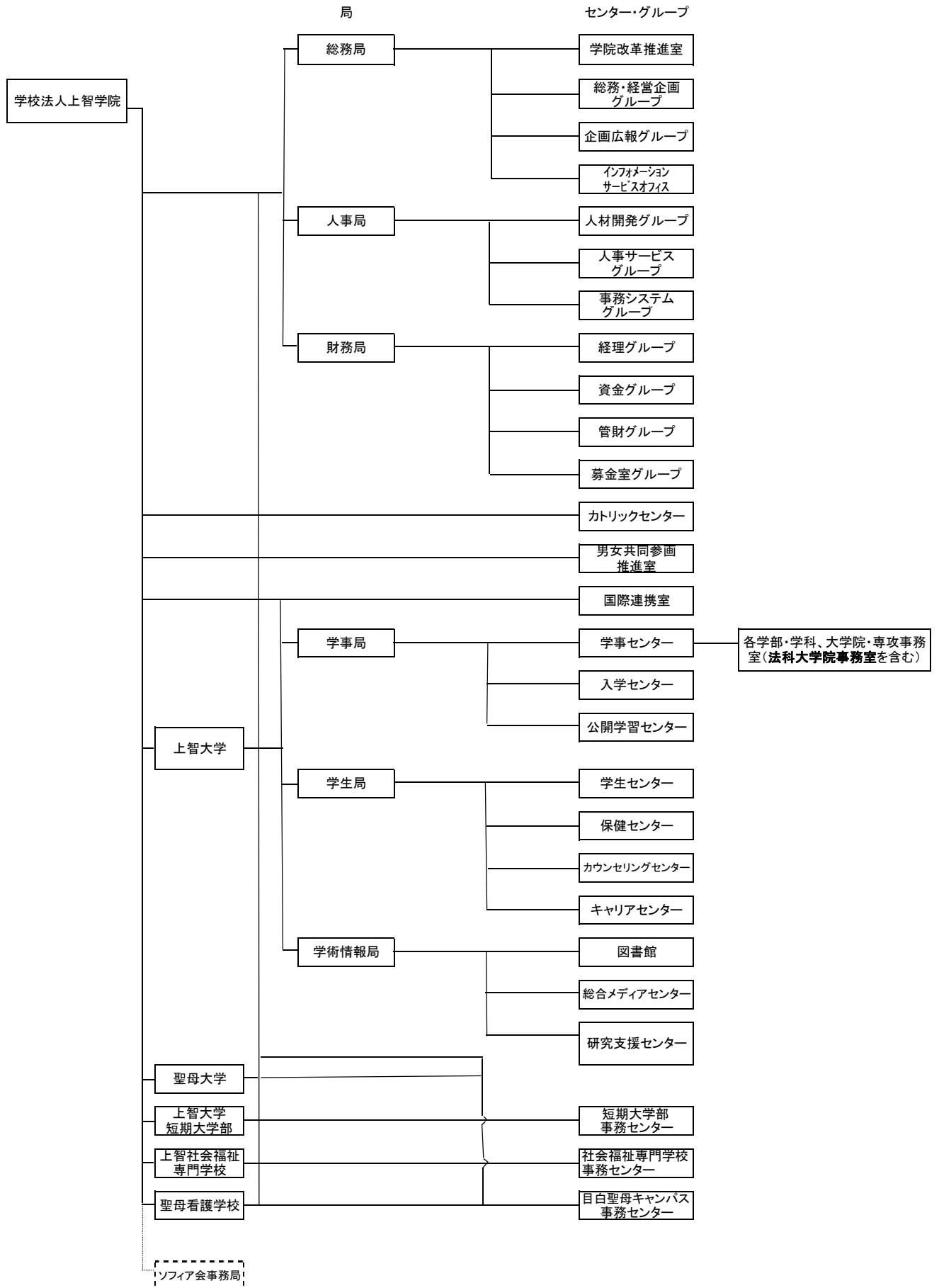
(基準 8-3-3 に係る状況)

基準 9-1-2 に係る状況で述べるように、全学的な事務部署と法科大学院に固有な事務部署とが協力して、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助している。教務関係は学事センター、学生関係は学生センター、法科大学院図書室は図書館などである。法科大学院に固有な事務部署には、専任職員 1 名、契約職員 2 名、臨時職員 1 名が配置されており、通常の教務・学生関係の事務を分担するほか、教材準備室で教材作成にあたっている。さらに、同一の事務室内部に法学部及び大学院法律学専攻（いわゆる研究大学院）担当の職員が 4 名（専任職員 1 名、特別嘱託職員 3 名）おり、繁閑に応じて連携して事務にあたる体制をとっている。

このほか、法科大学院・法学部共同の PD が 3 名程度配置されており、リーガル・クリニックの補佐など教育補助の仕事を担当している。

以上のとおり、本法科大学院においては専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質と能力を備えた職員が適切に配置されている（資料 8-3-3-1 上智学院事務組織図）。

資料8-3-3-1 上智学院事務組織図



(出典 学校法人上智学院事務局組織規程)

2 特長及び課題等

本法科大学院の専任教員は、研究者教員・実務家教員ともに、30歳代から60歳代まで年齢的に大変良くバランスが取れており、学生たちの教員に対する多様な要望に応えることができるようになっているのが特長である。また、実務家教員については、大変優れた実務経験を有する実務家を専任教員として、基準を超えた人員を配置することによって、多様な実務科目を展開しているのが特長である。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院は、法学研究科の中の一専攻（法曹養成専攻）として設置されている。本法科大学院は、自律性を確保したうえでの教育活動等を適切に実施するために、組織内に法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、「法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）教授会」を設置し、夏期休暇中を除き、月例の定例会議を開催している。その基本的な審議事項は、以下の通りである。（資料8-1-3-1「法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）教授会内規」、資料9-1-1-1「上智学院職制」、資料9-1-1-2「上智大学法学研究科法曹養成専攻の呼称についての取扱要領」（解釈指針9-1-1-1））

1. 教育、研究及び授業に関する事項
2. 法科大学院の教育課程に関する事項
3. 授業科目の種別、編成及び担当に関する事項
4. 学生の入学、退学、卒業その他の学生の身分に関する事項
5. 学生の指導、賞罰に関する事項
6. 教員の採用、昇任等人事に関する事項
7. 各種委員の選出に関する事項
8. 学長の諮問事項
9. 院長が必要と認めた事項
10. その他教授会の構成員5名以上の賛成による提案に係る事項

「法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）教授会」（以下、単に「法科大学院教授会」という。）は、法科大学院に所属する全専任教員（教授、准教授。専任である派遣検察官を含む。）をもって構成されている（前掲教員一覧）。同教授会への准教授の参加は、資料8-1-3-1「法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）教授会内規」第2条第1項によって定められている（解釈指針9-1-1-2）。

法科大学院の運営に関する重要事項とされている ①教育課程、②教育方法、③成績評価、④修了認定、⑤入学者選抜、⑥教員の人事等については、すべて上記の「法科大

学院教授会」の審議事項に含まれている。したがって、これらの運営に関する重要事項は、いずれも「法科大学院教授会」が審議して、決定している。

なお、これら重要事項については、必要に応じて、後述の関係する各種委員会がその原案を作成し、同教授会に提案することとしている。

法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）には、教授会により選出された専攻主任（院長）を置き、院長が教授会を掌理している（資料9-1-1-1「上智学院職制」17条、資料9-1-1-2「上智大学法学研究科法曹養成専攻の呼称についての取扱要領」）。また、2012年度から、副院長を置き、副院長が院長を補佐している（資料9-1-1-1「上智学院職制」18条、大学職制上は「専攻主任補佐」、資料9-1-1-3「上智大学法科大学院副院長に関する内規」）（解釈指針9-1-1-3）。

（再掲：前出資料8-1-3-1）法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）教授会内規

法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）教授会内規

制定 平成16年7月14日 改正 平成19年4月1日

第1条（目的）

この内規は、上智大学学則に基づいて教授会の組織及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

第2条（組織）

- (1) 教授会は、法科大学院所属の教授、准教授及び助教をもって組織する。
- (2) 前項の所属教員には、法学部との兼任専任教員を含むものとする。

第3条（審議事項）

教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育、研究及び授業に関する事項
- (2) 法科大学院の教育課程に関する事項
- (3) 授業科目の種別、編成及び担当に関する事項
- (4) 学生の入学、退学、卒業その他の学生の身分に関する事項
- (5) 学生の指導、賞罰に関する事項
- (6) 教員の採用、昇任等人事に関する事項
- (7) 各種委員の選出に関する事項
- (8) 学長の諮問事項
- (9) 院長が必要と認めた事項
- (10) その他教授会の構成員5名以上の賛成による提案に係る事項

第4条（定足数）

教授会の定足数は、海外出張、特別研修及び休職中の者を除く構成員の過半数とする。

第5条（表決）

- (1) 教授会の議事は、出席者の過半数で決する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、人事に関する議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。昇任については、教授のみをもって決する。

第6条（院長代理）

院長に事故のある場合には、院長があらかじめ指定する者が院長の職務を代理する。

第7条（教授会の開催）

教授会は、原則として毎月第2水曜日に開催する。ただし8月および9月は開かないことができる。

第8条（内規の変更）

この内規の変更については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

- 1 この内規は、2004年（平成16年）7月14日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、2007年（平成19年）4月1日から改正、施行する
- 2 専任講師は、助教と読み替えるものとする。

資料9-1-1-1 「上智学院職制」

上智学院職制 (抜粋)

(専攻主任)

第17条 専攻主任は、教授のうちから研究科委員会の承認を経て、上智大学長が任命する。

- 2 専攻主任は、研究科委員長を補佐し、その専攻の学事に関する運営を掌る。
- 3 専攻主任の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(専攻主任補佐)

第18条 専攻主任補佐は、教授のうちから研究科委員会の承認を経て、上智大学長が任命する。

- 2 専攻主任補佐は、専攻主任を補佐し、その専攻の学事に関する運営、調整を行う。
- 3 専攻主任補佐の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、2012年(平成24年)4月1日から改正、施行する。

(出典 上智学院職制)

資料9-1-1-2 「上智大学法学研究科法曹養成専攻の呼称についての取扱要領」

上智大学法学研究科法曹養成専攻の呼称についての取扱要領

制定 平成16年4月1日

(趣旨)

1 この要領は、上智大学大学院学則第3条第4項及び上智学院職制第19条に基づき、上智大学法学研究科法曹養成専攻及び法曹養成専攻主任の呼称についての必要な事項を定める。

(法曹養成専攻)

2 上智大学法学研究科法曹養成専攻については、その呼称を「上智大学法科大学院」とする。

(法曹養成専攻主任)

3 上智大学法学研究科法曹養成専攻主任については、その呼称を「上智大学法科大学院長」とする。

附 則

この要領は、2004年(平成16年)4月1日から施行する。

(出典 上智大学法学研究科法曹養成専攻の呼称についての取扱要領)

資料9-1-1-3 「上智大学法科大学院副院長に関する内規」

上智大学法科大学院副院長に関する内規

制定 平成24年2月13日

- 1 法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)に、副院長を置く。
- 2 副院長は、院長(専攻主任)を補佐し、院長が欠けたときは、新たに院長が選任されるまで、その職務を代行する。
- 3 副院長は、法科大学院に所属する教員の中から、院長が指名し、教授会の承認を得なければならない。院長が選出されたときは、その者の任期が始まるまでに、副院長を指名するものとする。
- 4 副院長の任期は、院長と同一のものとする。ただし、院長があらかじめその任期を定め、教授会の承認が得られたときは、このかぎりではない。

附 則

この内規は2012年2月13日より施行する。

(出典 上智大学法科大学院副院長に関する内規)

成績評価委員会	林 幹人	高見勝利, 奥富 晃
エクスターンシップ運営委員会	小幡純子	石井文晃, 平川雄士, 森下哲朗, 野田耕志, 石井 禎, 権田光洋
リーガルクリニック運営委員会	岩瀬 徹	原 強, 石井文晃
FD 委員会	奥富 晃	(全体・ミーティング) 奥富晃, 熊澤貴士, 松井智予 (授業評価) 奥富晃, 楠茂樹
自己点検・評価委員会	北村喜宣 (副) 福田誠治	小幡純子, 田頭章一, 矢島基美, 越智敏裕, 野田耕志
認証評価委員会	北村喜宣 (副) 福田誠治	小幡純子, 田頭章一, 矢島基美, 越智敏裕, 野田耕志
倫理委員会	高見勝利	更田義彦, 林 幹人, 和仁亮裕
広報委員会	森下哲朗 (副) 野田耕志	越智敏裕, 野田耕志(HP), 駒田泰士(HP), 楠 茂樹, 筑紫圭一
SOPHIA LAW BOX 運用委員会	野田耕志	駒田泰士
国際交流委員会	田頭 章一	林 幹人, 長沼範良, 福田誠治, 松井智予, 永野仁美
図書館委員会	長沼範良	(発注) 松井智予 (運用) 長沼範良

(出典 法科大学院資料)

所掌事項

人事委員会

所掌事務

1. 法科大学院の人事計画について審議する。

予算委員会

所掌事務

1. 各年度の法科大学院の予算について審議し、予算案を作成する。その他、予算の適正な執行についての確認、年度途中の別途予算申請についての審議。

教育研究委員会

所掌事務

1. 法科大学院における教育活動に関すること。
2. 法科大学院における教員の研究活動に関すること。

学生生活委員会

所掌事務

1. 法科大学院生の学習生活環境の整備や生活全般に関する相談に対応すること。
2. 市谷研修室の環境整備や運営方針の決定等を行うこと。

就職委員会

所掌事務

1. 上智大学法科大学院卒業生の卒業後のキャリア構築を支援すること。

入試委員会

所掌事務

1. 入学センターと協力して入試要項等を作成・確定すること。
2. 入試説明会を企画・実施すること。
3. 入学試験問題の作成等入学試験の準備・実施をすること。
4. 入学試験の採点、合格者選考のための資料の作成等をする事。
5. 入学試験の今後のあり方を検討すること。

成績評価委員会

所掌事務

1. 教員の学生に対する評価が適正なものかを判定すること。

エクスターンシップ運営委員会

所掌事務

1. 夏期及び春期のエクスターンシップについて、事前準備、授業実施、派遣中の各種対応、派遣後の成績付与、派遣先との連絡、派遣先の拡大等、エクスターンシップ・プログラムに必要な事務を行うこと。

リーガルクリニック運営委員会

所掌事務

1. リーガルクリニックの授業運営が円滑に進むよう無料相談者の募集も含めた広報についての検討討議。
2. リーガルクリニックにおける学生の守秘義務等の指導の在り方についての検討討議。
3. リーガルクリニック担当者（非常勤講師）との意見交換会における意見の交換及びそれを踏まえた授業改善についての検討討議。

FD委員会

所掌事務

1. 各小委員会・科目分科会活動を総括すること。
2. 大学全体及び法学部におけるFD活動と連携すること。
3. 授業評価アンケートを企画・実施し、その結果を分析すること。
4. オープン授業を企画・実施し、その結果を分析すること。
5. FDミーティングを企画・実施すること。
6. FD活動の今後のあり方を検討すること。

自己点検・評価委員会（認証評価委員会）

所掌事務
1. 2年に1度、当該年度末に、法科大学院自己点検・評価報告書を作成すること。 2. 報告書作成年度においては当該報告書にもとづき、それ以外の年度については関係資料にもとづき、法科大学院長とともに、委員長が法科大学院の実情を外部評価委員に対して説明し、評価を受けること。 3. 5年に1度実施される法科大学院認証評価にあたって、自己評価書を作成すること。

倫理委員会

所掌事務
1. 法科大学院の教員の倫理の継続向上に関する活動を行うこと。

広報委員会

所掌事務
1. パンフレットを作成すること（例年、4月中旬から下旬に完成）。 2. ホームページ管理すること。 3. その他法科大学院に関する広報活動を行うこと。

SOPHIA LAW BOX 運用委員会

所掌事務
1. 法科大学院の在校生、修了生および教職員のコミュニティー・サイトである「SOPHIA LAW BOX（通称“L-BOX”）」を管理し、これに付随する各種事務を行うこと。

国際交流委員会

所掌事務
1. 韓国西江（ソガン）大学との定期学術交流の企画及び実施をすること（2012年度は本学で開催予定）。 2. その他の国際的学術等交流を企画及び実施すること。

図書館委員会

所掌事務
1. 法科大学院の教育・研究に必要な図書を選考し発注すること。

（出典 法科大学院資料）

資料9-1-1-5 上智大学法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）実務家教員就業規則

（提出書類）

第7条 実務家教員として雇用される者は、次の各号に掲げる書類を学院へ提出しなければならない。

- （1）履歴書
- （2）健康診断書
- （3）住民票
- （4）その他、学院が必要と認める書類

2 実務家教員は、前項の提出書類の記載事項に異動があったとき、速やかに学院に届け出なければならない。

（雇用契約の終了）

第8条 実務家教員が次の各号の一に該当するときは、雇用契約を終了する。

- （1）学院に退職願を提出し、承認されたとき
- （2）死亡したとき

2 前項第1号で退職しようとする実務家教員は、少なくとも退職しようとする日の30日前までに、退職事由及び退職期日を明記した退職願を学院に提出しなければならない。

（解雇）

第9条 実務家教員が上智学院就業規則第24条に該当するときは解雇する。

2 学院が、前項により解雇するときは、少なくとも解雇する30日前までに本人へ通知するものとする。

（給与）

第10条 実務家教員に対する給与は、次の各号により支給する。

- （1）本俸
- （2）通勤手当

2 実務家教員の本俸は、別表第1のとおり定める。

（通勤手当）

第11条 実務家教員が通勤のために交通機関を利用してその運賃を負担するときは、給与規程第18条に準じて支給する。

（退職金）

第12条 実務家教員の退職に際し、退職金は支給しない。

（研究費等）

第13条 実務家教員に対して、別表第2のとおり個人研究費及び学会旅費を支給する。

（社会保険）

第14条 私立学校教職員共済制度の定めた条件を満たす場合に限り、私立学校教職員共済制度に加入するものとする。

（雑則）

第15条 実務家教員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、上智学院就業規則、労働基準法（昭和22年法律第49号）及びその他法令並びに雇用契約書の定めるところによる。

附 則

この規則は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2004年（平成16年）5月1日から改正、施行する。

（出典 上智大学法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）実務家教員就業規則）

基準 9-1-2

**法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。**

(基準 9-1-2 に係る状況)

本法科大学院の事務的な管理運営は、法科大学院事務室が担当している。法科大学院事務室には、専任職員 1 名、契約職員 2 名の合計 3 名の職員のほか、臨時職員 1 名(週 18 時間程度)が配置されており、法科大学院の各種授業期間中の事務(TKC 教育支援システム関係、L-BOX 関係、担任教員制度管理、非常勤講師との連絡、カリキュラム・シラバス・時間割作成、定期試験答案用紙・六法管理、レポート受領、教材作成・答案保管、法科大学院教室使用管理、ロッカー鍵・自習室カード配布管理等)、法科大学院の教授会および各種委員会開催準備・資料作成、法科大学院各種行事・ガイダンス運営、エクスターンシップ派遣先との連絡、チューターとの窓口、修了生との窓口、市谷研修室管理、研究費等の予算執行管理、各種調査回答、入試・学事・学生・キャリア・施設・メディア・人事・財務等学内他部署との事務連絡調整等の業務を担当している。

法科大学院事務室は、すべての専任教員の研究室が置かれている 2 号館にある。事務室内には、法科大学院長室が設置されていることから、院長及び専任教員との連絡調整が容易に取れるようになっている。なお、法科大学院事務室は、法学部事務室が併設されていることから、法学部との兼任教員の連絡調整が容易に取れている。繁忙期には、法学部事務室の専任職員 1 名、特別嘱託職員 3 名の応援を得ることが可能になっている。

法科大学院に関する入学試験、学事、修了判定等に関する事務事項については、全学的にこれら事務を分掌する学事局が、局長以下約 30 名の専任職員により、ルーティンワークとして担当している(資料 8-3-3-1「上智学院事務組織図」、資料 9-1-2-1「学校法人上智学院事務局組織規程」、資料 9-1-2-2「事務分掌」)。

資料 9-1-2-1 学校法人上智学院事務局組織規程

学校法人上智学院事務局組織規程 (抜粋)

(事務局の設置)

第 3 条 事務運営組織として、総務局、人事局、財務局、学事局、学生局及び学術情報局の 6 局並びにカトリックセンター、男女共同参画推進室、国際連携室を設置する。また、目白聖母キャンパス、上智大学短期大学部及び上智社会福祉専門学校に、事務センターを置く。

2 総務局、人事局、財務局に、その所管事項を遂行するため、グループを置く。

3 学事局、学生局及び学術情報局に、その所管事項を遂行するため、センターを置く。

4 学院の事務組織図は、別表第 1 による。

5 特定事項又は専門業務を行うため、必要に基づき、室を置くことができる。

(学事局)

第 7 条 学事局は、学部・大学院における教務及び入試、生涯学習等に係る事務を行う。

附 則 この規程は、2012 年(平成 24 年)4 月 1 日から改正、施行する。

(出典 学校法人上智学院事務局組織規程)

資料9-1-2-2 上智学院事務分掌（抜粋）

上智学院事務分掌（抜粋）

学事局 学事センター

- 1 教育制度、授業運営の改善企画提案に関する事
- 2 学則改正案のとりまとめに関する事
- 3 学年暦、学事日程、教務日程の立案に関する事
- 4 カリキュラム(教育課程)の管理に関する事
- 5 授業時間割編成及び授業教室の使用統制に関する事
- 6 教務(履修登録、授業、試験、成績評価、単位等)に関する事
- 7 学籍生成、変動の記録、及び保管に関する事
- 8 非正規生(科目等履修生、聴講生、研究生等)の受入及び教務に関する事
- 9 学生証の交付及び学籍、成績関係の証明書発行に関する事
- 10 学位記の作成、授与記録に関する事
- 11 離籍学生に関する学籍情報の一括管理に関する事
- 12 学事システムの開発、運用、保守に関する事
- 13 学生納付金額の算出及び請求に関する事
- 14 教職課程、学芸員課程等、免許取得課程の認定(変更)申請に関する事
- 15 大学間の教育連携に関する事
- 16 FD(ファカルティ・ディベロップメント)に関する事
- 17 学部、学科、研究室等運営事務に関する事
- 18 大学院研究科、専攻等運営事務に関する事
- 19 学事センターの分掌に係る会議体及び委員会に関する事

(出典 学校法人上智学院事務局組織規程)

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本法科大学院においては、設置の理念に基づいた教育活動等を実施するために必要となる財政上の手続が取られており、その結果、法科大学院に対して、十分な予算措置が講じられている。2011 年度における法科大学院予算・決算は、資料 9-1-3-1 の通りである。

本法科大学院においては、教育活動の維持・向上のため、判例データベース、教材・シラバス作成のための印刷費、教材作成のためのプリンター用紙・トナー等文具購入のための消耗品費等が計上され、法科大学院の教育が適切に実施されるよう配慮した予算措置が講じられている。

本法科大学院学生からは、随時、学習環境改善のための要望が出せるようになっている。たとえば、従来、コンピュータールーム等における印刷可能枚数（1人あたり／年）は2,000枚が上限であったが、学生からの増加要望に基づき関係部署等と交渉した結果、2012年度から、3,000枚が上限となった。これは、法科大学院学生のみならず許可された措置であり、大学が学生の要望を汲み取り、法科大学院へ厚く配慮した表れである。

各年度の予算は、次の手順により決定される。

法科大学院教授会は、法科大学院予算案を作成し、財務局に予算申請書を提出する。財務局は、同申請書を精査し、必要に応じてヒアリングをした後、理事長、学長、副学長、担当理事等が出席する学院の財務委員会に対して、同予算案を付議する。学院の全ての予算については、理事会が決定した予算編成大綱で示される方針に基づいて編成されることが求められるが、法科大学院予算については、その特性に鑑みて、教育研究活動を適切に遂行するために必要な予算が確保できるよう十分考慮されている。

学院の財務委員会で承認された後、学院の常務会、理事会の承認を経て、財務局長から法科大学院長に対して、予算が示達される。予算の示達後、期中において予算の変更や追加の必要性が生じた場合には、法科大学院長から学長や財務局長に対して、適宜相談が行われ、法科大学院における教育研究活動が円滑に行われるよう柔軟かつ最善の対応が行われ、財政面におけるバックアップ体制が構築されている。とりわけ、学生の学習環境に不可欠な施設・設備面に関する財政的支援には欠けるところがないように配慮されている。

以上のように、上智大学においては、法科大学院の運営に係る財務上の事情については、法科大学院の意見を聴取する機会が設けられ、その意見を十分に反映させた予算対応を行っており、法科大学院の運営に必要な財政的基礎を有している。(解釈指針 9-1-3-1)。

資料9-1-3-1 2011年度法科大学院予算・決算

(単位:円)

(経常予算)	予算	決算	差異	内 容
消耗品費	850,000	819,531	30,469	事務用品(トナーカートリッジ、文具等)
図書資料費	900,000	554,977	345,023	入試用六法(500冊×900円)、模範六法、 教材用図書
郵便料	100,000	134,910	△ 34,910	事務通信、報告書発送等
電信電話料	10,000	10,000	0	リーガルクリニック専用携帯電話プリペイドカード
運搬費	10,000	8,230	1,770	宅急便
印刷費	400,000	259,350	140,650	教材、シラバス(研恒社 400冊)
複写費	100,000	98,000	2,000	会議資料複写等
交通費	10,000	0	10,000	省庁、弁護士事務所訪問
一般旅費	80,000	0	80,000	地方大学での会議等
講師招聘旅費	20,000	42,211	△ 22,211	SELAPPセミナーに伴う旅費
他の修繕費	0	18,375	△ 18,375	FAX修理代
クラス等補助費	385,000	282,250	102,750	意見交換会補助
他の委託費	550,000	0	550,000	プリンタメンテナンス等
広告費	450,000	245,472	204,528	Google Adwords広告費
渉外接待費	700,000	471,049	228,951	弁護士・他大学関係者との打合せ エクスターンシップ派遣先への謝礼
会議費	700,000	698,081	1,919	各種委員会、打合せ等における飲食
学外実習費	150,000	84,100	65,900	エクスターンシップにおける出張旅費
諸会費	270,000	226,000	44,000	法科大学院協会、「ジュリナビ」参加年会費
報酬料金	2,500,000	2,985,726	△ 485,726	各種セミナー講師謝金、 法科入学予定者説明会講演者謝礼図書カード
福利費他	950,000	859,754	90,246	チューター制度における弁護士との懇談
計	9,135,000	7,798,016	1,336,984	
(特別予算)	予算	決算	差異	内 容
会議費	600,000	757,190	△ 157,190	国際仲裁ADRワークショップにおける飲食
報酬料金	2,800,000	2,640,000	160,000	国際仲裁ADRワークショップ講師謝金
計	3,400,000	3,397,190	2,810	
(合計)	12,535,000	11,195,206	1,339,794	

(出典 財務局資料)

上記以外の予算としては、法科大学院専用自習室(メディア関係)の予算単位を設定し、毎年度、経常予算として、15,000～18,000千円規模の予算を確保している。法科大学院専用図書室にも、図書及び資料の充実のために予算単位を設定し、毎年度、20,000千円規模の予算を保持し続けている。また、中央図書館の開館時間が、通常期の平日には8時～21時であるところ、法科大学院図書室の開室時間を9時～22時までとする措置を講ずることで、学習環境を向上させており、それを含めた図書室運営のための費用として、毎年度、11,000千円規模を保持し続けている。

2 特長及び課題等

本法科大学院は、2005年に新築された2号館2階に、法科大学院専用の教室・図書室・自習室・ラウンジ等を配置しており、法科大学院専用の充実した施設を有する。また、同じ2号館の12階に法科大学院事務室が置かれ、教員の個人研究室は、同じく2号館の12階から14階に配置されている。このように本法科大学院は専用施設によって自律的に運営されており、1学年定員90名という学生たちと教員・事務室職員との距離は大変近いものに保たれている。また、学生と教員との交流をはかる意見交換会等の行事のほか、「法科大学院ご意見BOX」が設置され、学習や学生生活等およそ法科大学院での過ごし方に関するあらゆる意見を述べる機会が提供されている。提出された意見は、関係する各種委員会に付議され、適切に対応がなされている。

法科大学院制度に関しては、制度のあり方を巡る状況の変化が激しくなっているが、本法科大学院においては、大学本部の協力を得て、柔軟かつ迅速にこれに対応する体制をとることができている。かねてより、専門職大学院として法科大学院は新しい制度であったため、上智大学の全体システムとの関係では、学事、人事(教員・職員等)、財務等様々な面において、法科大学院独自の仕組み等を設けるなど、大学本部からの最大限の理解・協力を得て運営を行ってきた。今後も、法科大学院を巡る新たな状況の変化・課題に対して、本学として適切に対応するための体制を維持することが必要と考えている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

1. 法科大学院専用施設 [解釈指針10-1-1-7] 関係

法科大学院を開設した2004年度においては、中央図書館9階に専用自習室、図書室等を設けていたが、2005年度からは、新しく竣工した2号館2階へ専用施設全体を移設した。2号館2階には、講義・演習室、法廷教室、法科大学院図書室があり、法曹教育に必要な環境が整えられている。また、同フロアには、自習室及びグループによる自主的な討論・ゼミ等のための専用学習室も用意されており、多様な学生の要請に対応できる快適な学習環境を提供すべく配慮がなされている。

また、法廷教室を含む全ての教室・演習室にマルチメディア設備として液晶プロジェクター、大型スクリーン、ビデオデッキ、DVDプレイヤー、書画カメラを設置し、さらに、質疑応答が行い易い環境を提供するために有線・無線マイクを配備することで、多様な授業形態に対応できる環境を構築している。また、少人数用のグループ学習室にも液晶プロジェクター、スクリーン、書画カメラを設置し、メディアを活用したグループ討議ができる環境を提供している。

自習室、各演習室、グループ学習室、図書室、学生ラウンジには有線の情報コンセントと無線のアクセスポイントを配備し、どこでも自由にネットワークへの接続ができる環境を提供し、利便性を高めている。

なお、2012年度夏以降は、専用講義・演習室、および法廷教室にマイクを増設し、ビデオカメラを設置する予定である。

法科大学院図書室には約24,400冊の図書及び625誌の雑誌が配架されている(詳細は、述「2. 図書館の整備」で述べる)。また、図書室には利用者用・業務用をあわせて十分な数の情報検索用パソコン、プリンターを備え、コピー機も設置している。

2012年5月現在、専用施設の詳細については、下記のとおりである。

(1) 専用講義・演習室(中規模教室2室) [解釈指針10-1-1-1] 関係
通常の講義・演習での利用を主たる目的とする。内訳は次の通りである。

178㎡(定員102名(含む身障者席1席))×2室

[設置されている設備・機器(各室同一)]

- 120インチ液晶プロジェクター×2

- 世界対応ビデオデッキ×1
- DVDプレイヤー×1
- 書画カメラ×1
- ワイヤレスマイク(ハンド型及びタイピン型)
- 有線マイク
- 有線情報コンセント(机埋め込み型1口)×62席
- 有線情報コンセント(床埋め込み型2口)×2箇所
- 無線LANアクセスポイント(Air Station)×2箇所

(2) 専用講義・演習室(小規模教室1室) [解釈指針10-1-1-1] 関係
通常の講義・演習での利用を主たる目的とする。内訳は次の通りである。

127㎡(定員42名)×1室

[設置されている設備・機器]

- 120インチ液晶プロジェクター×1
- 世界対応ビデオデッキ×1
- DVDプレイヤー×1
- 書画カメラ×1
- ワイヤレスマイク(ハンド型及びタイピン型)
- 有線マイク
- 有線情報コンセント(床埋め込み型2口)×12箇所
- 無線LANアクセスポイント(Air Station)×2箇所

(3) グループ学習室(演習室2室) [解釈指針10-1-1-1] 関係

演習に利用するほか、学生の自主的なゼミなどにも利用されている。内訳は次の通りである。

48㎡(定員24名)×1室

50㎡(定員24名)×1室

[設置されている設備・機器(各室同一)]

- 70インチ液晶プロジェクター×1×2室
- 書画カメラ×1×2室
- 有線情報コンセント(床埋め込み型2口)×9箇所×2室
- 無線LANアクセスポイント(Air Station)×1箇所×2室

(4) 法廷教室(287㎡×1室) [解釈指針10-1-1-1] 関係

法廷教室は、模擬裁判(民事・刑事)での利用を念頭に法廷用の各種設備が整えられている。模擬法廷として使用しない場合は、法廷設備を収納し、教室、会議室、演習室として使用することもできる。

[設置されている設備・機器]

- 法廷設備(裁判官席、検察官・弁護人席、書記官席、法廷柵、傍聴席など)
- 120インチ液晶プロジェクター×2

- 世界対応ビデオデッキ×1
- DVDプレイヤー×1
- 書画カメラ×1
- ワイヤレスマイク(ハンド型及びタイピン型)
- 有線マイク
- 70インチ液晶プロジェクター×1
- 書画カメラ×1
- 有線情報コンセント(床埋め込み型2口)×56箇所
- 無線LANアクセスポイント(Air Station)×2箇所

(5) 法科大学院自習室(583㎡×1室)〔解釈指針10-1-1-2〕関係

法科大学院生専用自習室として、キャレルデスク216席がある。全ての席が電源・情報コンセント対応であり、うち40席は、PC用専用席である。また、プリンター5台を学生の利用に供している。所持品(教材)保管用ロッカーは、自習室内に265個(および、自習室外(2F廊下)に130個)を設けている。ロッカーは、学生全員に無料で1個ずつ貸与しているほか、希望者には追加のロッカー(有料)を貸与している。

法科大学院図書室に隣接し、図書資料を有効に活用できるよう配慮している。

利用時間は、7時から23時までで、年末年始などを除きほぼ年中利用できる。また、主として図書室閉室時の利用のため、基本的な学習用図書等が備え置かれている。

〔設置されている設備・機器〕

- パソコン HP Compaq Business Desktop dc 7900×40台
- プリンター Ricoh IPSioSP8200(両面印刷オプション付)×5台
- 有線情報コンセント(机埋め込み型1口)×208席
- 無線LANアクセスポイント(Air Station)×3箇所

(6) 法科大学院図書室(399.25㎡×1室)〔解釈指針10-1-1-3、10-1-1-4〕関係

図書・雑誌等の配架場所の他、閲覧席30席(内訳:キャレルデスク14席、共同デスク16席)、利用者用として、パソコン3台、プリンター1台、コピー機1台、ブックディテクションシステム及びブックチェックユニット(資料無断持ち出し防止装置)、カウントアイ(入室者数計測器)を設置している。図書室は学習室としても利用可能である。

図書室管理及び利用者へのサービスに対応するスタッフとして、委託業者が常駐し、専任職員がそのバックアップをしている。

〔設置されている設備・機器〕

利用者用

- パソコン 3台 HP Compaq Business Desktop dc 7900
- プリンター 1台 Ricoh IPSioSP6210
- コピー機 1台 RICOH Imagio Neo 452
- コピー機 1台 Konica Minolta 7145
- ブックディテクションシステム 1台 3M

業務用

- パソコン 3台 Dell OPTIPLEX 745
- プリンター 1台 RICOH IPsio SP6310
- コピー機 1台 RICOH Imagio Neo 452

その他

- 有線情報コンセント(机埋め込み型1口)×14席
- 有線情報コンセント(床埋め込み型2口)×9箇所
- 無線LANアクセスポイント(Air Station)×2箇所

なお、法科大学院図書室についての詳細は「2. 図書館の整備」で述べる。

(7) 法科大学院生専用ラウンジ(1室)

法科大学院生専用のラウンジであり、院生同士のコミュニケーション、休息、グループワークや討論の場として多目的に活用されている。

〔設置されている設備・機器〕

- 有線情報コンセント(床埋め込み型2口) 4箇所
- 無線LANアクセスポイント(Air Station) 2箇所

(8) 法科大学院事務室及び教員研究室〔解釈指針10-1-1-5、10-1-1-6〕関係

2号館内(12階～14階)に法科大学院事務室及び専任教員用の個人研究室(約21㎡)がある。法科大学院の諸施設と同じ建物内に設置しており、また、研究室には学生との面談が十分できるスペースが確保されているため、学生の学修にとって有用なものとなっている。(別添資料10-1 研究室・事務室平面図)

非常勤講師については、同じ2号館3階にある共用の講師控室を利用することができる。

なお、派遣裁判官、派遣検察官には、通常の個人研究室を利用して、授業の準備及び学生の指導ができるようにしている。

〔各個人研究室に設置されている設備・機器〕

- 有線情報コンセント(床埋め込み型2口)1箇所
- 机、椅子、本棚、キャビネット(施錠鍵付)

2. 図書館の整備

(1) 概要〔解釈指針10-1-1-3〕関係

上智大学には、従来、人文・社会・自然科学の全分野を収集範囲とする中央図書館と神学分野を収集範囲とした図書館石神井分館が設置されていた。

2004年度法科大学院開設に伴い、法科大学院の教育研究に対応できるよう法学分野を専門とする法科大学院専用図書室を中央図書館内9階に開設した。2005年4月、新棟(2号館)竣工に伴い、その2階に法科大学院関係施設を集中配置することとなり、専用図書室も新設した。中央図書館に開設した専用図書室は2004年度末移転し、2005年4月より2号館2階の新設の専用図書室として現在に至っている。

新図書室は、399.25㎡のスペースを有し、図書及び雑誌配架用の書架、閲覧席30席、利用者専用のパソコン3台、プリンター1台、コピー機1台を備えている。また、図書室専従スタッフも最大限充実するよう努めており、法科大学院学生及び教員のさまざまな学習上・研究上の要求に応えている。

(2) 図書室職員の配置 [解釈指針10-1-1-4] 関係

平日、土曜日・日曜日・祝日等ともに、終日委託業務とし、1名が常駐している。委託1名（ただし、委託の1名は3名の担当でローテーション勤務）は、貸出業務及び利用者サービス等の法科大学院図書室全般の運営に従事している。また、専任職員1名が法科大学院図書室担当として、委託業務の管理にあたっている。

(3) 図書室職員の資格 [解釈指針10-1-1-4] 関係

専任職員1名は、基本的には業務委託の管理に当たっている。特に司書資格は有していないが、委託職員として配置されている3名の内2名が司書資格を有し、法律関係データベースの研修等も受けており、一定の質を保った専門的なサービスを提供している。

法科大学院図書室のサービス向上のために、専任の職員は法律図書館連絡会及び同定例研究会セミナーに参加している。また、ロー・ライブラリアン研究会セミナー等にも参加し、法律情報に関する修得に努め、図書室サービスに反映させている。

法律情報に関する研究会・セミナーには今後も積極的に参加することを予定しており、高度化する法律情報及び利用者の図書室への要望に対応できるよう努めている。

(4) 蔵書等の状況について [解釈指針10-1-1-3] 関係

図書は和書を中心に、法学の各分野に関する文献を網羅的に収集し、研究書・専門書・教科書・法令集・判例集等、教育研究に必要とされる図書を揃えている。また、実務的な図書及び基本的な外国法の参考書についても可能な限り収集するよう努めている。

雑誌も図書と同様、法律分野の和雑誌を中心にバックナンバーも含めて収集し、「ジュリスト」・「判例タイムズ」・「判例時報」等の主要法律雑誌を所蔵している。また、各大学法学部及び法科大学院が刊行している紀要も収集している。法律分野以外では一般雑誌として時事問題・社会問題を扱う雑誌や各種統計資料、レファレンス用書籍、辞典等も所蔵している。

主要法律雑誌のデータベースも導入しており、電子ジャーナルの利用も可能である。

法律学と密接に関連する経済学・社会学・政治学等の文献・資料等については、一部法科大学院図書室でも収集しているほか、中央図書館の利用を促すことで学生の要請に応えている。また、中央図書館は法律分野の資料も所蔵していることから、法科大学院図書室の補完的役割を担っている。

2012年3月末現在の法科大学院図書室の蔵書は以下のとおりである。

- (1) 図書 24,392冊（和書 18,851冊、洋書 5,541冊）
- (2) 雑誌 625誌（和雑誌 579誌、洋雑誌 46誌）
- (3)*内継続雑誌 425誌（和雑誌 396誌、洋雑誌 29誌）
- (4) 視聴覚資料 140点

- (5) 電子ジャーナル利用可能種類数 2,775種類
- (6) データベース 8点

(5) 蔵書等の管理 [解釈指針10-1-1-3] 関係

蔵書等構築については、法科大学院教員の依頼と専任図書館員の選定のもと、中央図書館が発注・受入れ・登録作業を一括して管理しており、法科大学院図書室職員の業務は利用者サービスに専念することを前提としている。

図書室職員は、教員及び学生と情報交換をしながら、教育・研究に必要な蔵書の充実に努めている。また、利用者サービスに関わる日々の書架管理を行い、利用者の利便性に配慮している。

(6) 教育・研究支援体制 [解釈指針10-1-1-3] 関係

法科大学院生の教育の便宜を図るために、法科大学院図書室の年間開室日数は、2011年度、345日であった。2012年度も同程度の開室日数を確保している。

開室時間（及び貸出サービス）は、次のとおりである。

平日	授業・試験期間	9:00~22:00
	授業・試験期間以外	9:00~20:00
土・日・祝日	授業・試験期間	9:00~20:00
	授業・試験期間以外	10:00~18:00

法科大学院図書室の図書館員は、資料の貸出サービスの他、レファレンスサービスも担当しており、利用者の資料探索の支援を行っている。

図書室には、閲覧席も30席設置されており、学生は資料を利用しながら学習することもできる。

(7) 設備・機器の整備 [解釈指針10-1-1-3] 関係

「1.(6) 法科大学院図書室」で記すような設備・機器を整備しており、利用者に対する情報検索サービスの充実を目的として、パソコンを3台設置している。これらの情報検索用パソコンにより、法科大学院図書室所蔵の図書・雑誌等の検索のほか、中央図書館の蔵書の検索も可能である。また、近年、電子媒体資料の発達により、法律系データベースが充実してきており、利用者はパソコンで、瞬時に必要な情報を入手することができるようになっている。

3. その他の学習施設等

(1) 中央図書館

法科大学院図書室とは別に、学内には中央図書館が設置されている。同一キャンパスにあって、法科大学院学生は支障なくこれを利用することができる。

中央図書館は総合図書館の機能を担っており、人文・社会・自然科学分野における網羅的な蔵書構築に努めている。法科大学院関係者は、法科大学院図書室と併せて中央図書館を利用することにより、幅広い学習・研究をすることができる。

中央図書館の蔵書の現状は、以下のとおりである（2012年3月末現在）。

図書 約 106万冊（和書 54万冊、洋書 52万冊）

雑誌・新聞 約11,300誌（和雑誌 4,600誌、洋雑誌 6,700誌）

（内継続雑誌・新聞 2,303誌（和雑誌 1,524誌、洋雑誌 779誌））

AV資料 24,486点

電子ジャーナル利用可能種類数 21,460種類

データベース 50点

（2）資料室等

資料室は、法学研究科（法科大学院を含む）と法学部の共用施設であり、法科大学院の諸施設が集中する2号館の12階に設置され、法科大学院学生も一定の手続を経て利用することができる。主として教員の研究・教材作成用の資料が所蔵され、司書資格を持つ担当者が資料の整理・運用にあっている。

また、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」によって収集した資料・文献についても、法科大学院学生の利用に供している。

（3）総合メディア関連施設

IT等の拠点として、2号館3階、地下2階に施設・設備等を集積している。3階のコンピュータールームには、最新のIT機器が装備され、法科大学院学生を含む学生全員が自由に利用できる。

（4）バリアフリーの施設

法科大学院のある2号館は、バリアフリー設計されており、車椅子用トイレやエレベーターは、全機種が視聴覚障がいに対応し、うち1台が車椅子対応である。また、演習室においても車椅子用座席を設けている。

4. 関連施設

（1）法科大学院会議室、院長室

2号館13階には、法科大学院専用の会議室が、大小2室設けられており、各種委員会に利用されている。また2号館12階には法科大学院院長室がある。

（2）教材開発室（32㎡）

法学部等との共用施設であるが、法科大学院用教材もここで作成されている。印刷用各種機械、共用パソコン、その他の教材作成用設備が備えられている。

（3）コンピュータ室（15㎡）

法科大学院、法学部等で用いる教材や、HPデータ等の作成・管理のために活用されている。

（4）リーガルクリニック用施設

法科大学院の正規の開講科目としてリーガルクリニック（無料法律相談）を、春学期・秋学期とも隔週土曜日に実施している。リーガルクリニックは2号館2階を中心に行っているが、教員研究室のフロアにもリーガルクリニック専用の部屋（3室）を設け、各種会議及び打合せの場として利用している。

5. 市谷研修施設（修了生のための法科大学院研修生制度に係る施設）

法科大学院修了後、司法試験受験までの間、修了生が落ち着いて勉強できるスペースとして、上智大学市谷キャンパス内に、研修室を用意している（有料）。市谷キャンパスは、四谷キャンパスから徒歩10分の距離にあり（市谷駅から徒歩5分）、閑静な環境の中にある。研修室には、個人ロッカーや関連資料が備え付けられているほか、市谷キャンパス内には、グループ学習などに利用できる教室もある。修了生に対しても、このように手厚い学習スペースを用意して、修了後の学習環境を整えている（別添資料1-1 2012年度法科大学院履修要綱52頁、別添資料10-2 市谷研修施設関係（利用案内、平面図））。

2 特長及び課題等

優れた点としては、次の点が挙げられる。

第1に、講義・演習室、法廷教室、法科大学院図書室などが同じフロアに集中して存在し、また法科大学院事務室、会議室、教員研究室等が同じ建物内に配置されていることから、施設の管理・利用を効率的かつ円滑に行うことができることである。この点は、上智大学法科大学院がきめ細かな法曹養成教育を行うための重要な基盤の一つとなっている。

第2に、施設の設備・機器の内容の面からも、きわめて充実した学生の学習環境を提供している。たとえば、講義・演習室等には、授業用の書画カメラなどAV・情報機器を備えて双方向授業などを支援している。また、自習室には、希望する学生がほぼ全員利用できるキャレルデスク、学生全員分の個人ロッカー（希望者には追加の有料ロッカーもある）を備えるほか、学生の要望に応じて、プリンターを増設し、自習用図書（教科書や逐条解説書などで構成され、主として図書室閉室時の利用を想定している）の配架・蔵書追加を図るなど、さらなる充実のために継続的な措置をとっている。また、グループ学習用の部屋も、正規の授業を補う自主的な学習の場として、活発に利用されている。

第3に、専用図書室についても、規模はそれほど大きくない反面、自習室の隣室におかれて学生の利用には最適の環境であり、また蔵書の配置や設備もコンパクトで使いやすくなっている。スタッフの目配りも行き届き、学生も快適に利用している。

上記のような充実した施設が、四ツ谷駅前の交通至便の場所に存することは、本法科大学院の大きな特長である。

今後の課題としては、第1に、法科大学院図書室のさらなる整備が挙げられる。法科大学院設置に際しては、大学本部の理解により、特例的な予算措置を受けて図書・雑誌の新規整備が可能になった。しかし、多様化するデータベース、オンライン検索等の利用環境を整えるとともに、より一層学習・研究資料を充実させていく必要がある。第2に、授業や教材作成支援のための設備・機器の整備という側面においては、上述のように一定程度の環境整備は実現したものと評価しているが、授業方法・実務教育技術等の発展に対応して、今後とも計画的な充実・整備が必要である。

第 1 1 章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

1 1 - 1 自己点検及び評価

基準 1 1 - 1 - 1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況）

1 評価体制

自己評価及び点検の作業は、院長の下、関係委員会が当該所掌事務に関して、分担して実施している。自己点検・評価委員会はそれを取りまとめている。

なお、本法科大学院においては、2007 年 7 月～2011 年 6 月の活動について自己評価を実施し、その成果を、上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻自己点検・評価委員会『上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2007 年 7 月～2011 年 6 月)』としてとりまとめた（別添資料 11-1 「自己点検・評価報告書」）（以下、『自己点検・評価報告書』という）。

報告書の作成作業は、常設組織としての自己点検・評価委員会が中心となって進められた（資料 11-1-1-1 上智大学法科大学院自己点検・評価に関する規程）（解釈指針 11-1-1-1）。

「自己点検・評価報告書」の構成及び内容等の概要は、以下の通りである。

自己点検・評価報告書 目次

まえがき

第 I 部 教育活動等に関する自己点検・評価の結果

第 1 章 法科大学院の理念

第 2 章 教育体制

2 - 1 教育研究組織

(1) はじめに

(2) 教員組織の概要

(3) 専任教員の配置と構成

2 - 2 教育内容(カリキュラム)

(1) カリキュラムの概要

(2) カリキュラムに関する自己点検・評価

2-3 進級・修了

- (1) 進級・修了認定の要件について
- (2) 進級・修了の状況

2-4 成績評価と到達度の確認

- (1) 成績評価基準について
- (2) 到達度の確認について

2-5 教育の充実・改善のための制度—FD活動など—

- (1) 概要
- (2) 授業アンケート
- (3) オープン授業
- (4) FDミーティング
- (5) ガイダンス、意見交換会、ご意見Box等

第3章 入試制度・状況

3-1 入学定員・出願方法・他学部卒・社会人・外国語特別枠

3-2 入学試験

- (1) 実施時期
- (2) 第1次試験
- (3) 第2次試験
- (4) 入学者選抜方法
- (5) 入学予定者のための導入セミナー

3-3 入試結果の状況

第4章 教育の成果

4-1 新司法試験の結果

4-2 進路状況

第5章 学生生活・福利厚生

5-1 授業料・奨学金等

- (1) 授業料
- (2) 奨学金

5-2 施設・福利及び厚生

- (1) 施設
- (2) 学生相談
- (3) 健康相談
- (4) セクシャルハラスメント対策
- (5) 学生金庫・アルバイト紹介
- (6) 法科大学院研修生制度(市谷キャンパス研修施設)

5-3 学生に対する学習支援体制

- (1) 修了生弁護士によるチューター制度
- (2) 教員によるクラス担任制度

5-4 就職支援体制

5-5 障害のある学生に対する支援

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実
- (2) 修学上の特別措置などの配慮について

別紙 1 [開講科目担当表]

別紙 2 [授業アンケートの結果]

第 II 部 教員の個人活動

(出典 上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻自己点検・評価報告書 2007 年 7 月～2011 年 6 月)

2 評価項目

『自己点検・評価報告書』の主要目次は上記の通りであるが、これは、次のように、評価項目と対応している（解釈指針 11-1-1-1）。

解釈指針 11-1-1-1	『自己点検・評価報告書』目次
(1) 教育課程の編成	第 I 部 2-2
(2) 成績評価の状況	第 I 部 2-4
(3) 入学者選抜の状況	第 I 部 3-1、3-2
(4) 学生の在籍状況	第 I 部 2-3
(5) 専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況	第 I 部 2-1、第 II 部
(6) 修了者の進路及び活動状況	第 I 部 4-1、4-2

以上のように、本法科大学院においては、教育組織としての特徴と研究組織としての特徴を踏まえて、評価項目を設定している。評価項目の中心は、教育体制にあり、主に①教育体制に関する内容（教員研究組織、教育内容、FD 活動など）、②入試制度・状況に関する内容、③教育の成果、学生生活・福利厚生、などがある。教員の個人活動に関しては、各教員が授業においてどのような工夫をしているかおよび今後の教育計画について自己評価している。具体的に記述されている授業の工夫は、授業ごとに実施されている授業評価を踏まえたものである。研究組織については、教員の研究活動状況を掲載するとともに評価対象時期における自らの研究活動に対する評価とそれを踏まえての今後の研究計画について述べている（解釈指針 11-1-1-1）。

3 教育活動等への反映

本法科大学院では、資料 9-1-1-4 「法科大学院各種委員会・所掌事項」に示すように各種委員会を設置し、緊密な連携により、自己点検及び評価の結果が教育活動の改善に活用できる体制を整備している。すなわち、自己点検・評価委員会を中心とする自己点検及び評価の結果を踏まえ、カリキュラムの整備・改善等の制度的手当は教育研究委員会において審議し、授業内容及び方法の改善等にかかる運用面は、FD 委員会およびその下に設置される関係小委員会等が機動的に対応している。

『自己点検・評価報告書』の「第 I 部第 1 章 法科大学院の理念」、「第 I 部第 2 章 教

育体制」においては、教育活動等にかかる目標を設定し、それに向けての現状を分析している。また、「第Ⅱ部 教員の個人活動」においては、教育及び研究に関して、自己点検・評価期間の活動を振り返るとともに、今後の活動目標が提示されている（解釈指針11-1-1-2）。

また、毎学期実施される授業アンケートの結果は、担当教員に通知され、全教員が参加するFDミーティングにおける議論の素材となっている。その場での意見・情報交換は、各教員の授業内容を改善するために役立っている。また、この経験は、教育研究委員会が組織全体の観点から制度改善を検討するための資料として役立っている（解釈指針11-1-1-2）。

たとえば、FDミーティングにおいては、法律基本科目についての学生の学習到達度を確認するための方策が必要ではないかという点について議論がされた結果、2012年度より、4月に3年次生全員に対して「統一到達度確認テスト」を実施することになった。また、短縮コース新入生に対しても、現在の各自の学力を自認し、緊張感を持って法科大学院の授業を迎えさせるべきという観点から、2012年度より、4月に「基本科目理解度確認テスト」を実施することになった。

資料 11-1-1-1 上智大学法科大学院自己点検・評価に関する規程

上智大学法科大学院自己点検・評価に関する規程

制定 平成 23 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、上智大学法科大学院における教育水準の維持向上を図り、その社会的使命を果たすために実施される自己点検・評価に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 自己点検・評価委員会

（組織）

第 2 条 上智大学法科大学院に、自己点検・評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、法科大学院教授会（以下、「教授会」という。）によって選出された 3 名以上の法科大学院専任教員の委員をもって、これを組織する。

3 委員会に長を置き、上智大学法科大学院長が、教授会の議を経て、委員のうちからこれを任命する。

4 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長がこれを指名する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が交代したときは、その任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第 3 条 委員会は、上智大学法科大学院における教育の充実及び向上を図るため、次の各号に掲げる事項を担当する。

（1）原則として、2 年に 1 度、自己点検・評価を実施し、記録を作成すること

（2）おおむね 4 年に 1 度、『上智大学法科大学院自己点検・評価報告書』（以下、「報告書」という。）を編集及び作成すること

（3）報告書作成のために必要な情報の収集及び解析を行うこと

（4）報告書の内容が、個別の教員及び上智大学法科大学院全体の教育活動の改善に活用されるために必要な措置を講ずること

（5）その他上智大学法科大学院における自己点検・評価に関して、必要な措置を講ずること

第 3 章 外部評価委員

（組織）

第 4 条 上智大学法科大学院に、外部評価委員（以下、「評価委員」という。）を置く。

2 評価委員の数は、3 名とする。

3 評価委員は、上智大学法科大学院教員以外の者とし、そのうち 1 名は、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者とする。

4 評価委員は、上智大学法科大学院長が、教授会の議を経て、これを任命する。

- 5 評価委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
6 評価委員が欠員し、これを補充したときは、その任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 評価委員は、上智大学法科大学院における教育の充実及び向上を図るため、次の各号に掲げる事項を担当する。

(1) 上智大学法科大学院の依頼を受けて、毎年、上智大学法科大学院の自己点検・評価に関する取り組み等を検証し、意見を述べること

(2) その他上智大学法科大学院の自己点検・評価等に関して、必要な助言をすること

第4章 雑則

(結果の公表)

第6条 報告書は、ホームページでの公告等により公表することとし、その他の自己点検・評価の結果は、随時、事項ごとに、ホームページでの公告・パンフレットへの掲載等により公表する。

(事務)

第7条 本規程に関する事務は、法科大学院事務室が、これを担当する。

(委任)

第8条 この規程に規定するものを除くほか、この規程の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2011年(平成23年)4月1日から施行する。

(出典 上智大学法科大学院自己点検・評価に関する規程)

基準 11-1-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 11-1-1-2 に係る状況)

本法科大学院では、3名の外部評価委員を任命している。委員は、2005～2011年度は、落合誠一氏（中央大学法科大学院教授）、酒巻匡氏（京都大学大学院法学研究科教授）、原壽氏（長島・大野・常松法律事務所 マネージングパートナー）の3氏である。落合氏及び酒巻氏は、それぞれ法科大学院における教育者であり、法科大学院の教育に関して広くかつ高い見識を有する、学界においてもきわめて評価の高い研究者である。原氏は、長年法律実務に従事している、法曹界においてもきわめて評価の高い実務家である（解釈指針 11-1-2-1）。

外部評価委員は、毎年一度、本法科大学院を訪問している。2008年度は2009年2月16日、2009年度は2010年2月10日、2010年度は2011年2月14日、2011年度は2012年2月6日であった。3名の委員に対しては、各年の状況について報告をするともに、本法科大学院としてとくに改善をした点について詳しく説明をした。これを踏まえて、法科大学院長ほか関係教員との間で、質疑応答が行われている。とくに、2011年度は、先に述べたように、『自己点検・評価報告書』を提示して内容を説明するとともに、質疑を行った（資料 11-1-2-1）。

2012年度からは、落合誠一氏に代えて江頭憲治郎氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）を新たに外部委員に任命し、引き続き外部専門家の意見を積極的に導入することにより、組織運営について一層の改善を図ることにしている。

なお、自己点検・評価および外部委員に関しては、前出の「上智大学法科大学院自己点検・評価に関する規程」のなかで、その組織および職務について定められている（資料 11-1-1-1 上智大学法科大学院自己点検・評価に関する規程）。毎年度末に実施される外部点検への準備及びその成果をフィードバックする体制がとられている（別添資料 11-2 点検・評価実施体制関係図）。外部評価委員からのコメントは、院長及び自己点検・評価委員会を通じて、関係委員会に伝達されている。

資料 11-1-2-1 外部評価委員との懇談会議事録（抄）

上智大学法科大学院外部評価委員との懇談会議事録

日時 2012年2月6日（月）18:00～20:00@13階大会議室

出席者 外部評価委員

落合誠一氏（中央大学法科大学院教授、東京大学名誉教授）

原壽氏（長島・大野・常松法律事務所 マネージングパートナー）

酒巻匡氏（京都大学法科大学院教授）

上智大学法科大学院

小幡純子院長

原強教授

北村喜宣教授

■ 小幡院長から、『自己点検・評価報告書（2007年7月～2011年6月）』（2011年9月）の概要を説明した。

■ さらに、本年度の法科大学院の状況について、小幡院長より詳しく説明

1. カリキュラム体制について

- GPA要件厳格化。1.6であれば法科大学院間でほぼ平均的な数値と考えている。
- 最高履修登録単位数（2年次36単位）を超えて良い科目から「国際仲裁・ADR」を除外。エクスターンシップのみ上限を超えられるものとして、最高でも38単位とした。
- 「法学入門」を「法学基礎実務」と変更した。
- 「社会法基礎」「特殊講義（警察活動と法実務）」の新設をすることにした。
- 授業アンケートの結果概要について報告した。

2. 上智法科大学院の教育の特徴について

- エクスターンシップが充実していて、ほぼ希望者全員が派遣可能である（★外部評価委員から他大学の例と比べ、すばらしいとの讃辞をいただいた）。
- 国際仲裁・ADRのワークショップが特徴である。長島・大野・常松法律事務所から多くの弁護士の協力を得ている。今年は東大、一橋、早稲田と他の法科大学院も参加している。
- 環境法関係のプログラムとして、SELAPPについて説明した。

3. 学習指導体制の強化状況について

- 未修者の定員削減により、40名以下のクラスになったために濃密な授業が実現できている実情を報告した。法学入門（2012年度より法学実務基礎）はさらに少人数クラスに分けている。
- チューターによる指導体制について。ただ相談日に居るだけでは活用されにくいので、学年ごとに担当者を決めて学生の要望に応えるようにしている。教員とチューター経験者との定期的な懇談会を通じて、よりよい方法を模索している。

★外部評価委員から、チューターに相談される事項、チューターの人数、チューターとなる修了生の過不足、担任制のあり方等について質問がなされ、質疑応答がなされた。チューターと在学生との顔合わせの必要性、教員の担任指導制における複数教員体制の可能性、担任活性化の方策などについて有益な示唆を受けた。

4. 司法試験結果について

- 学内成績と司法試験合格との相関関係の資料（学内に掲示済み）を示し、相関が強く出ていることを説明した。

★外部評価委員から、大学の教育効果が良くでているように見えるとのコメントをいただいた。

- 非公表の資料として、2010年3月修了者の2010年、2011年の司法試験合格との相関関係表を提示して説明。成績上位半分程度の者はほぼ2回で受かっている状況を説明した。

★外部評価委員との間で、相関関係資料について、どこまで学生に公表すべきかについて意見交換を

行った。

5. 聴力障がい者の学生への対応について

○ 聴力障がい者の学生が2011年3月に修了し、2011年度の司法試験に合格したが、同人に対するボランティアベースによるノートテーク対応の実際について説明した。

6. 就職指導体制について

○ 進路先を正確に把握することは困難であるが、就職指導体制はとっている。企業就職の可能性もあるとLS生には知らせている。

○ 学生には、学歴ブランクは不利益になるので、新卒での就職も考えるべきと薦めている。

★外部評価委員から、法曹に向かない人には早めに進路転換を促すべきであるとの強い意見があった。就職の実績や、企業人事サイドでのネガティブイメージがあるのではないかとの質問があった。

○ 少しずつ就職も増えている。大学全体の産学懇談会等で、企業の方への法科大学院生の就職希望の実態について周知をはかっている。企業はLS生は優秀という感触を持っているので、面接の場ではあまり成績は見られないようである。

○ 企業には、LS生の中には、司法試験に受かるかもしれないが、リスクがあるのでリスクを冒すよりは早く企業で活躍した方が有用な学生もいると説明している。

★外部評価委員から、法律事務所就職の際は成績をみるのではないか。大量採用の大手事務所は、足切りに使っているのではないかとの意見があった。

○ 本学では、大学発行の成績証明書のほかに、法科大学院独自の成績分布表を希望者に発行して、厳格な成績評価がなされていることを明確に示すことができるようにしている

7. 入試改革について

○ 法科大学院全体の志願者数減少から本学にも影響が出ているため、入試改革について検討している。昨年度入試では、既修者について一般論文試験の廃止により志願者数が増えたため、今年度志願者が減ったのは、その反動ではないかと思っている。

○ 昨年度から実施している2月～3月の入学予定者用導入セミナーについて説明。

★外部評価委員から、志願者数変動の要因等について質問がなされ、質疑応答がなされた。

以上

(出典 法科大学院資料)

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、毎年度、法科大学院案内、入試要項、履修要項、シラバス集を刊行している。それに加えて、法科大学院ホームページ (<http://www.sophialaw.jp/>) を適宜情報更新することにより、必要事項を公表している。

法科大学院案内においては、本法科大学院の特色、カリキュラム、シラバスの概要、教員の研究テーマ・実績、研究・授業への取組み、過年度の入試実施状況及び修了生の状況等を説明している（別添資料 1-1 「上智大学法科大学院案内」）。

また、上智大学法科大学院ホームページにおいては、法科大学院の概要、カリキュラム、教員、施設、入学試験、授業料・奨学金等の項目を公開している。さらに、法科大学院所属教員の研究業績は、本学ホームページ内の「教員教育研究情報データベース」 (<http://librsh01.lib.sophia.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>) において公開されている。そこでは、学歴、取得学位、兼務、学外活動、現在の研究課題、所属学会、受賞学術賞等が掲載され、教員自身が随時自由に情報を更新し、これを蓄積している。外部からも常時閲覧可能である（解釈指針 11-2-2）。後に述べるように、2007 年 7 月～2011 年 6 月を対象期間とする『自己点検・評価報告書』は、法科大学院ホームページ上で公開されており、「第Ⅱ部 教員の個人活動」においては、教員の教育・研究活動に関する情報および専門的知識や経験を生かした学外での公的活動及び社会貢献活動に関する情報が含まれている（解釈指針 11-2-1-2）。

なお、解釈指針 11-2-1-1 において掲げられている事項は、それぞれ下記の文書で公表されている。

(1) 設置者	履修要綱中の上智大学学則及びホームページ
(2) 教育の理念及び目標	履修要綱及びホームページ
(3) 教育上の基本組織	履修要綱及びホームページ
(4) 教員組織	法科大学院案内、履修要綱及びホームページ
(5) 収容定員及び在籍者数	ホームページ
(6) 入学者選抜	入試要項及びホームページ
(7) 標準修業年限	履修要綱及びホームページ

(8) 教育課程及び教育方法	履修要綱、シラバス及びホームページ
(9) 成績評価、進級及び課程の修了	履修要綱及びホームページ
(10) 学費及び奨学金等の学生支援制度	法科大学院案内、入試要項、履修要綱及びホームページ
(11) 修了者の進路及び活動状況	ホームページ

自己点検・評価の内容について記載した『自己点検・評価報告書』は、学内及び学外に対して公表している。学内の主要関係部署に配布し、学外に対しては、本法科大学院の外部評価委員に提示している。また、これをホームページ上で公開している。

基準 11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11-2-2 に係る状況)

本法科大学院では、自己点検・評価に関する文書、及び教育活動に関する重要事項として公表するものに係る文書を含め、評価の基礎となる情報は、法科大学院長が法曹養成専攻の「学事に関する運営を掌る」(上智学院職制第17条第2項)者として、その責任において調査・収集し、法科大学院担当の事務職員の補佐を受けて、法科大学院長室及び事務室等においてこれらを保管・管理している(解釈指針 11-2-2-1)。これにより、必要とされる情報は、評価機関等の求めに応じて、すみやかに提出できる態勢を整えている(解釈指針 11-2-2-2)。

情報について詳説すれば、教育研究関係の情報については教育研究委員会が、学生生活関連の情報については学生生活委員会が、入試関連の情報については入試委員会が、自己点検・評価関連の情報については自己点検・評価委員会が、FD 関連の情報についてはFD 委員会が、それぞれの職責として、その調査及び収集を行い、法科大学院長の下に、それらの情報を集約することとしている。

これらの情報の管理については、「上智大学法科大学院文書保存内規」に準じて、所定の期間保管することとしている。評価の際に用いた情報については、すべてこれを「上智大学法科大学院文書管理内規」にもとづいて保管するものとしている(資料 11-2-2-1 「上智大学法科大学院文書管理内規」)。

資料 11-2-2-1 上智大学法科大学院文書管理内規

法科大学院文書管理内規

制定 平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この内規は、法科大学院における文書の取扱いに関し、上智学院文書規程の実施に当たって必要な細則を定めることによって、情報の適切な管理及び事務能率の向上に資することを目的とする。

(保存対象文書)

第2条 この内規において、保存の対象となる文書は、原則としてその内容に係る処理が終了したものをいう。

2 保存の対象となる文書には、入学試験及び定期試験等における答案用紙を含む。

(保存の場所及び方法)

第3条 文書は、原本又は正本を保存上安全な場所に保存するものとする。

2 原本又は正本で保存し得ない場合は、その控え又は写しで保存することを妨げない。

3 一定の保存文書については、電子媒体等に記録する方法で保存することができる。

(保存期間)

第4条 文書の保存期間は、法令その他別段の定めのある場合を除くほか、原則として次の4種とする。

- (1) 永久
- (2) 10年
- (3) 5年
- (4) 1年

2 文書の保存期間の決定は、別途文書保存期間標準表（以下、「標準表」という。）の定めるところによる。

3 前項の標準表に記載のない文書の保存期間については、法科大学院長または法科大学院長が各年度においてあらかじめ指名した文書取扱責任者（以下、「文書取扱責任者等」）が、決定するものとする。

4 保存期間は、文書内容の処理が終了した年度の4月1日よりこれを起算する。

（保存文書の管理）

第5条 文書取扱責任者等は、保存する文書を確実に管理し、紛失、火災、盗難等の防止に努めなければならない。

（廃棄）

第6条 保存期間の満了した文書は、原則として、毎年5月末日までにこれを廃棄する。

2 廃棄は、文書取扱責任者等が、裁断等、該当文書の性質を勘案して行うものとする。

3 廃棄の際、文書取扱責任者等が特に必要と認めるときは、保存期間の延長をすることができる。

4 永久保存文書のうち、文書取扱責任者等が永久保存する理由が消滅していると判断するものについては、これを廃棄することができる。

附則

この内規は、平成24年4月1日より施行する。

（出典 上智大学法科大学院文書管理内規）

2 特長及び課題等

本法科大学院は、「上智大学法科大学院自己点検・評価に関する規程」にもとづいて、教育活動等に関する自己点検・評価を行う独自の組織として、外部評価委員を必要的設置とし、研究者2名および実務家1名の合計3名の委員を任命している。同委員に対して、毎年、本法科大学院の自己点検・評価の概要を説明し、意見の聴取を実施している。こうした取組みによって、毎年、確実に、自己点検・評価を行う態勢を確保することができるとともに、外部の第三者からの新たな視点による要改善点の指摘等も取り込むことができ、このような自己点検・評価の結果を、各種委員会が、様々な施策に反映している点に特長を有する。

別添資料一覧

資料番号	名 称	備考
1-1	2013年度法科大学院案内	※必須資料(必-2-1)
1-2	2012年度法科大学院履修要綱	※必須資料(必-2-2)
1-3	上智大学法科大学院ホームページ(抜粋)(メッセージ、概要)	
1-4	到達度目標シラバス(抜粋)	
2-1	2012年度法科大学院シラバス	※必須資料(必-1)
3-1	2011年度春学期・秋学期受講者数	
3-2	商法基礎 授業科目配布資料の例	
3-3	民事訴訟法Ⅰ 授業科目配布資料の例	
3-4	行政法 授業科目配布資料の例	
3-5	法情報調査の配布資料等	
4-1	2011年度成績統計	
4-2	入試法律論文試験問題	
4-3	2013年度法科大学院入試要項	
5-1	2011春学期オープン授業担当表	
7-1	法曹へのスタートダッシュ裁判法	
7-2	2012年度4月法科大学院新入生行事日程	
7-3	2012年度奨学金案内	
7-4	ハラスメントのないキャンパスをめざして	
7-5	エクスターンシップ直前講義1・2	
7-6	上智大学法科大学院の無料法律相談	
8-1	上智大学法科大学院ホームページ(抜粋)(教員)	
8-2	教員特別研修制度に関する規程、上智大学教員在外研究規程、教員海外旅費支給細則	
10-1	研究室・事務室平面図	
10-2	市谷研修施設関係(利用案内、平面図)	
11-1	自己点検・評価報告書	
11-2	点検・評価実施体制関係図	

必須資料

資料番号	名 称	備考
必-1	2011年度法科大学院シラバス	※2012年度については、2-1にあり。
必-2-1	(※学生便覧)	※1-1 2013年度法科大学院案内が該当
必-2-2	(※履修要項) 2011年度法科大学院履修要綱	※2012年度については、1-2にあり。
必-3	成績分布データ	※4-1 2011年度成績統計が該当
必-4	様式1～4	※自己評価書(本文)に添付